

第9回 自己点検・評価報告書

2017(平成29)年度



目 次

序章

駿河台大学の第9回自己点検・評価に当たって

1. 高等教育をめぐる状況…………… 1
2. 本学における自己点検への取組みと経過…………… 1
3. 第9回自己点検・評価の意義と課題…………… 3

本章

第1章 理念・目的

- (1) 現状説明…………… 4
- (2) 長所・特色…………… 8
- (3) 問題点…………… 8
- (4) 全体のまとめ…………… 8

第2章 内部質保証

- (1) 現状説明…………… 10
- (2) 長所・特色…………… 15
- (3) 問題点…………… 16
- (4) 全体のまとめ…………… 16

第3章 教育研究組織

- (1) 現状説明…………… 17
- (2) 長所・特色…………… 23
- (3) 問題点…………… 23
- (4) 全体のまとめ…………… 23

第4章 教育課程・学習成果

- (1) 現状説明…………… 25
- (2) 長所・特色…………… 36
- (3) 問題点…………… 37
- (4) 全体のまとめ…………… 38

第5章 学生の受け入れ

- (1) 現状説明…………… 40

(2) 長所・特色	43
(3) 問題点	43
(4) 全体のまとめ	43

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明	45
(2) 長所・特色	50
(3) 問題点	50
(4) 全体のまとめ	50

第7章 学生支援

(1) 現状説明	52
(2) 長所・特色	63
(3) 問題点	64
(4) 全体のまとめ	65

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明	66
(2) 長所・特色	72
(3) 問題点	73
(4) 全体のまとめ	73

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明	75
(2) 長所・特色	79
(3) 問題点	79
(4) 全体のまとめ	80

第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営

(1) 現状説明	81
(2) 長所・特色	87
(3) 問題点	88
(4) 全体のまとめ	88

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

(1) 現状説明	90
(2) 長所・特色	92

(3) 問題点	92
(4) 全体のまとめ	92

終章

1. 評価基準の達成状況－自己点検・評価の振りかえり－	93
2. 第3回目の認証評価受審に向けて－まとめに代えて－	97

駿河台大学 大学評価委員会名簿	98
-----------------------	----

序章—駿河台大学の第9回自己点検・評価に当たって—

1. 高等教育をめぐる状況

第4次産業革命の進展、Society 5.0等、現在、産業構造に大規模な変化が生じている。これにより、情報技術と産業技術、関連データの利活用による新たな製品やサービスの創出等に対応できる人材の育成が急務になっている。また、人生100年時代を迎え、18歳で大学に入学する者を対象とするこれまでの大学教育だけでなく、専門職大学制度の創設に見られるように、即戦力となりうる多様な年齢層を対象とする教育が求められている。

更に、グローバル化の進行により、外国籍を有する者を初めとするさまざまな価値観をもつ人材に対する、多様な教員による教育も急務である。他方、地方創生の時代においては、地域人材の育成とともに、調査研究による地域活性化への貢献や生涯教育の機会の提供も大学の重要な役割とされている。

今後、社会の大規模な変化とともに、18歳人口が2040年には、88万人に減少することが予測され、2033年の進学者は、47都道府県の平均で、現在の定員の85%にまで低下すると推計されており、厳しい状況の中での大学運営が迫られている。

大学は、これらの大規模な変化に対応し、高等教育機関としての教育、研究、社会貢献の使命を適切に果たさなければならない。そのためには、大学自身による改善・改革を進めなければならない。自己点検・評価は、これらの使命に応えるための重要な作業といえることができる。

2. 本学における自己点検への取組みと経過

本学は、駿河台大学学則第2条の2第1項に基づき、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」こととしている（資料 序-1 第2条の2第1項）。かかる措置に加え、「学校教育法に定めるところにより、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるもの」とし、定期的に自己点検・評価を行うことが定められている（資料 序-1 第2条の2第2項）。

これらの規定に基づき、「駿河台大学大学評価委員会」が中心となって、「本学の教育研究活動等の状況について調査・分析・自己評価」を行い（資料 序-2 第4条第1号）、定期的に「自己点検・評価報告書」を作成している。

本学においては、前述の学則第2条の2第1項に基づき、1997（平成9）年度に第1回の「自己点検・評価報告書」を取りまとめ、その後、これまで8回の自己点検・評価の作業を行ってきた。特に、第4回及び第7回の自己点検・評価報告については、認証評価機関である「公益財団法人大学基準協会」による外部評価を受審し、いずれも「大学基準に適合している」との評価を受けた（資料 序-3）。

しかし、第7回の自己点検・評価に対する大学基準協会による評価結果として、以下の努力課題及び改善勧告の指摘がなされた。

【努力課題】

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1) 心理学研究科において、学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき知識や能力等の学習成果が明示されていないので、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、法学部が0.89、心理学研究科が0.32と低いので、改善が望まれる。

3 管理運営・財務

(1) 財務

1) 「駿河台大学の財政健全化方針について」及び「2013年度予算の編成方針について」では、今後5年間の経営課題として、学部在籍生の減少による大幅な減収予測のもと、存続と成長のために帰属収支差額の黒字化を達成することを目標と定め、教育研究経費、管理経費及び人件費の具体的な支出削減目標が示されているが、その目標の着実な達成のため、目標の達成状況の検証、見直しを年度ごとに実施するよう努められたい。

【改善勧告】

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育方法

1) 心理学研究科において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に行われるように是正されたい。

これら指摘事項については、以下のような対応が行われた（資料 序-4、資料 序-5、資料 序-6）。

努力課題及び改善勧告のうち、「教育内容・方法・成果」については、その後、心理学研究科において学位授与方針の見直し、研究指導計画に基づく指導の実施により改善が行われた。

「管理運営・財務」に関しては、各年度、収容定員確保に向けた方策を講じるとともに、支出削減目標を設定して改善を図り、目標達成状況の検証及び見直しを行ってきている。その結果、2017（平成29）年度入試においては、学部の入学定員910名を超える948名の入学者を確保したものの、収容定員充足率は0.88にとどまった。これより、財務状況は若干の改善をみたものの、依然として厳しい状況にあるといえる。

また、第8回自己点検・評価において、自ら改善課題とした事項への取組については、「建学の精神」にかかわる大学憲章の見直しや入学定員の確保等、改善に向けた取組がなされ、一定の成果を得ることができた。他方、「教育力の駿大」実現のための方策としての外部評価委員会は現段階では設置されておらず、中途退学率の改善についても成果とまで言える段階には至っていない。

3. 第9回自己点検・評価の意義と課題

以上の状況からすれば、本学の取組の再点検にもとづく改革は、法律上の義務であるにとどまらず、依然として本学を運営するうえで重要な課題であると言わざるを得ない。加えて、認証評価が第3期を迎え、より実効性のある自己点検・評価が求められている。そこで本学としては、今後実施される、新基準に基づく大学基準協会による評価を視野に入れ、新基準に則した自己点検・評価を行うこととした。

自己点検・評価の作業は、学長を委員長とする「駿河台大学大学評価委員会」のもと、学部、研究科から構成される各小委員会が組織ごとに「自己点検・評価報告書」を作成し、これら小委員会の報告書を、学長、副学長、学長補佐がとりまとめ、全学版の「第9回自己点検・評価報告書」を作成した。

本報告書の作成過程では、本学が抱えるさまざまな課題が明確にされ、取組状況の点検がなされた。この報告書が、今後取組むべき本学の改革のために、有効に活用されるとともに、第10回自己点検・評価に活かされ、更に大学基準協会による認証評価のための有益な準備作業と位置付けなければならない。

今回の報告書作成のためには、全学の教職員が関与した。これを契機として、今後、教職員が一体となって大学改革を更に推進していくこととする。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

(1) 建学の精神と育成すべき人材像・教育目的

本学の建学の精神は、「愛情教育」である。この精神は、「駿河台大学憲章」において、「ひとりひとりの歩幅はちがう。ときに並んで歩き、ときに手を引く。我々は学生に対し愛情をそそぎ、真の教育を実践する。」と具体的に表現されている（資料1-1）。この精神に基づき、本学の学則では、教育基本法及び学校教育法を踏まえ、「徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材を養成する」ことを教育目的として明示している（資料1-2 第1条）。大学院学則は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」ことを教育研究上の目的として定めている（資料1-3 第1条）。

各学部の教育目的とその内容は、学則第3条第2項において、以下のように学部ごとに定められている（資料1-2 第3条第2項）。

①法学部

リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する。

②経済経営学部

経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する。

③メディア情報学部

伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に利活用できる人材を育成する。

④現代文化学部

「国際文化コミュニケーション・観光ホスピタリティ・スポーツ文化・スポーツキャリアの各履修コースを通じて、日本と世界の文化を学び、豊かな表現力と国際感覚を身につけた人材、観光がつくる人と人のつながりを実践的に学び、地域や社会の中で生かせる人材、スポーツ文化を理解し、教育現場や地域社会で活躍できる人材、ス

ポーツに情熱を持って取組み、その経験を社会で生かせる人材を育成」することを目指している。

⑤心理学部

心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する。

大学院についても大学院学則第2条の2において各研究科が定める教育研究上の目的は以下の通りである（資料1-3 第2条の2）。

①心理学研究科

幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、犯罪者・非行少年の矯正・更生の場での心理学的問題の理解と解決に貢献できる人材の養成。

②総合政策研究科

法学、経済学・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から实际的・実践的に解決しうる人材の養成。

(2) 建学の精神、教育目的と各学部・研究科の教育目的との連関

グローバル化が急速に進行し、地域社会の活性化が求められると同時に、学生の現実の志向や価値観に変化が生じている現状から、本学では、本学学則第3条（資料1-2）及び大学院学則第2条の2（資料1-3）における教育目的の現在の定義を行っている。すなわち、本学の中期計画である「グランドデザイン2021」において、「愛情教育」の精神の下、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う人材を育成することを教育目的としている（資料1-4 2①）。更に、本学のディプロマ・ポリシーは、具体的な教育目的として、社会人基礎力及び専門的知識・技能の活用力を備え、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成することを掲げている（資料1-5）。「グランドデザイン2021」では、「駿大社会人基礎力」の構成要素として次の5つの力を具体的に明示し、その修得を各学部に通ずる教育目的としている（資料1-4 注）。

①基礎的な力

文章を適切に読み解くと同時に、論理的で、かつわかりやすい文章を書く力。目的に向けて情報源と情報収集方法を適切に選択し、必要な情報を集める力。

②考える力

さまざまな角度から物事をみつめ、広い視野から筋道を立てて考える力。相手の話す内容、あるいは自分や相手の置かれている状況を適切に理解しながら、既存の枠組みを超えた新たなアイデアを生み出す力。

③行動に移す力

目標に向かって行動を起こすことの価値を理解した上で、自ら行動を起こし、必要に応じて課題に柔軟に対応しながら、やりきる力。

④協働する力

自分が相手に伝えたい内容をわかりやすく表現し、伝えるとともに、相手の要求を適切に理解して、それに応じたり、自分の意見を適切に主張したりすることによって、良好な人間関係を構築する力。集団の中で自分や周囲の役割を適切に理解し、互いに

連携・協力して物事を行う力。

⑤総合的な力

自分や自分の身のまわり、あるいは社会のあるべき姿と現状を適切に認識し、問題意識を持つ力。実現可能な目標を設定し、そこに至る方策を立てるなど問題解決に向けての努力を続ける力。

このように、各学部に通ずる教育目的を「駿大社会人基礎力」の育成という形で具体的に設定した上で、(1) 建学の精神と育成すべき人材像・教育目的に記したとおり、専門的な教育内容を踏まえた各学部の教育目的を設定することにより、大学の理念、目的と学部・研究科の目的の連関性を担保している。また、以上の建学の精神、教育目的、「駿河台大学憲章」を踏まえて、本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学レベル及び学部・研究科レベルで策定している（資料1-5）。

以上のように、本学の教育の理念・目的は、「駿河台大学憲章」、学則に適切に定められ、これら全学の理念・目的を踏まえて、学部・研究科の目的も適切に設定されているとともに、教育目的の現在的意義も明示されている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のように、「愛情教育」の精神については、「駿河台大学憲章」に明示し、教育目的については、学則及び大学院学則に明示している(p.4)。これら建学の精神及び教育目的について、社会への公表方法として、本学ホームページ上に「愛情教育」の精神とともに、「駿河台大学憲章」及び「グランドデザイン2021」、学則等を掲載するなど、社会に広く発信している（資料1-6）。2015（平成27）年からは、大学ポートレートにも掲載し、統一されたフォーマットにより情報を公開している（資料1-7）。

教職員に対しては、特に毎年度初めの全学合同会議において法人及び教学の運営方針について言及するとともに（資料1-8）、学部のファカルティ・ディベロップメント（FD）会議で折に触れて言及し、建学の理念の周知を図っている（資料1-9）。新たに入職した教職員については、「新任教職員研修会」において、学長から「愛情教育」の理念について説明している（資料1-10）。

学部学生に対しては、入学式において、建学の理念に言及するだけでなく（資料1-11）、各学部の履修ガイドに「駿河台大学憲章」を掲載し、新入生のガイダンスでも「愛情教育」の説明を行っている（資料1-12）。特に「愛情教育」の内容については、各建物の入り口付近や教室に額装した「駿河台大学憲章」を掲げることにより、学生のみならず父母、関係者に周知している（資料1-13）。

研究科においては、大学院ガイド（資料 1-14 p.5）、大学院要覧（資料 1-15 pp.1～4）等を通じて、大学院生に周知が図られている。

その他、学生の父母に対しても、本学の建学の理念が「愛情教育」であることを周知している（資料 1-16 p.4）。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示され、さまざまな機会や媒体により、教職員及び学生に対する適切な周知、社会への公表が図られているといえる。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

評価の視点 2：中・長期計画項目の実施とその検証

(1) 中期計画策定の目的及び内容

中期計画として、2016（平成28）年11月26日に「グランドデザイン2021—駿大ブランドの構築・強化に向けて—」を策定している（資料1-4）。この中期計画は、2012（平成24）年に策定した「駿河台大学グランドデザイン」（資料1-17）の完成年度を迎え、高等教育をめぐる社会状況の変化に対応するとともに、グランドデザインの検証によって明らかになった諸課題を点検し、本学の「教育の質の向上」に向け、新たな目標と計画を示すことを内容としている。

「グランドデザイン2021」は、①地域の中核的人材の育成、②地域の発展への貢献、③地域の活性化への貢献をミッションとし（資料1-4 2節）、これらを実現するため、「教育力」「就業力」「学生支援力」「地域力」「研究力」の5つの「力」を構築・強化し、駿大ブランドを確立することとしている（資料1-4 4節）。これらの「力」とともに「学生募集力」を強化し、経営基盤の安定を図ることを目指している。「グランドデザイン2021」では、5つの「力」を実現するための具体的方策を定めており、更に、駿大ブランド確立のための基盤を整備するため、「教学ガバナンスの推進」を掲げ、自己点検・評価の実施及び外部評価の受審、適切な情報公開、教職協働の推進、効率的な教学運営体制の確立、教員評価制度の整備に関する方策を示している（資料1-4 7節）。

(2) アクションプランによる中期計画実施状況の検証

「グランドデザイン 2021」の目標を実現するため、毎年度、学部、研究科・専攻、共通教育センター等の教学部門だけでなく、事務部署もアクションプランを策定し（資料 1-18、資料 1-19）、「グランドデザイン 2021」を実現するための方策と目標を設定している。教学部門については、学長・副学長会議が秋学期始め及び年度末の 2 回、アクションプランの実施状況と成果を評価し、コメントを付して、次期、次年度の改善につなげることとし、事務部署では、経営企画室がその進捗状況の評価し、確実に改善が実現する仕組みを構築している（資料 1-18、資料 1-19）。これらアクションプランの策定においては、前年度の取組状況及び成果に鑑みて、当該年度のアクションプランを策定することとし、そのための指針として、学部、大学院、センターについては、学長が「教育改革プログラム」を提

示していた(資料 1-20、資料 1-21)。しかし、2017(平成 29)年度に「グランドデザイン 2021」を施行した後は、アクションプランによりこの中期改革の実現に向けた方策とその進捗状況を管理することとし、別途「教育改革プログラム」は策定していない。

更に、学部・研究科・センターに関しては、「グランドデザイン 2021」の目標達成に向けて、数値目標を含めたロードマップを作成し、「グランドデザイン 2021」の中間期には、その進捗状況を踏まえて点検作業を行い、必要に応じて計画を修正することも予定されている(資料 1-22)。

これに加えて、本学では、建学の理念である「愛情教育」を実現し、学則等で定める教育目的を達成するため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学レベルで定めるとともに、これらの指針を学部・研究科・専攻ごとに設定し、PDCA サイクルによって、教育の質の改善につなげることとしている(資料 1-5)。

以上のように、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、本学としての将来を見据えた中期計画「グランドデザイン 2021」を策定するとともに、アクションプランにより目標実現に向けた取組を行っており、これらの取組はいずれも適切であると評価できる。

(2) 長所・特色

建学の精神である「愛情教育」に基づき、中期計画として「グランドデザイン 2021」が策定されている(資料 1-4)。これにより、本学の教育の質の向上に向け、実現すべき目標が具体的に示され、これを受けて各学部、研究科、事務部署の取組をアクションプランとして策定することができるようになった(資料 1-18、資料 1-19)。更に、数値目標を含めたロードマップにより、各部門が数値目標の実現に向けて計画的に取組み、その達成状況と取組の振り返りを踏まえて次年度以降の目標や計画を策定することができるようになっている(資料 1-22)。このような方法は、本学がこれまで行ってきた「グランドデザイン」の実現に向けた取組を改善、発展させたものであり、その成果は毎年度のアクションプラン最終報告に記載されており、今後の改善を実現するための適切な方法と評価することができる(資料 1-18、資料 1-19)。

(3) 問題点

建学の理念にもとづいて、本学が大学としての使命を果たしているかどうか、そのための組織編成、教育の実践、教育・研究環境の整備等、「グランドデザイン 2021」やアクションプランに盛り込まれていない事項について検証する必要がある。また、ロードマップにおいて、中間目標を設定しているとはいえ、必要に応じて計画を柔軟に見直して改革を進めるとともに、理念の現代的意義等についても、見直していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

人材育成の理念・目的や教育・研究の目的は設定されており、その内容も学則等に規定

され、周知も図られている。また、建学の理念にもとづく中期計画が設定され、これをもとにして各部門が具体的・計画的に目標を立て、実現する方法が確立しつつある。今後は取組の内容と成果を可視化して適切に検証し、本学における教育の質の向上に向け、PDCAサイクルにより改善することが課題となっている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：大学としての内部質保証の目的

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

評価の視点3：教育の企画・設計、運用、検証及び改善の行動指針
(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

(1) 駿河台大学における内部質保証の目的

本学は、その理念・目的・教育目標を実現するために、『内部質保証ハンドブック』（大学基準協会刊 2015年）及び『大学評価ハンドブック』（大学基準協会刊 2017年版）に明記されている内部質保証に係る適切な検証の遂行を意識しつつ、日々の大学運営にあたっている（資料2-1 pp.3～11、資料2-2 pp.3～7）。内部質保証の実現に向け、PDCAサイクルという方法を機能させながら、高等教育機関としての質の向上を図り、教育・学習、研究、地域貢献その他関連の業務が一定水準以上にあることを大学自らの責任で説明及び証明していくことを目的としている。この目的に向け、学内の継続的プロセスを実行し、本学の教学・経営等の諸活動を平素より点検し、評価することに務めている。なお、その具体的な実践内容は、以下のとおりとなる。

- ①自己点検・評価体制を整備し、点検・評価の手続と方法を確立するとともに、適切な評価項目を設定したうえで、自己点検・評価を実施する。
- ②自己点検・評価それ自体を「目的」とすることなく、内部質保証の検証のための「手段」としてとらえ、その結果、PDCAサイクルを機能させることにより、改革改善につなげることとする。
- ③自己点検・評価結果を、大学の改革改善に資するものとするため、関連の諸システムを整備し、運用する。
- ④自己点検・評価の結果を広く社会に公表する。
- ⑤自己点検・評価をいっそう効果的なものとするために、その結果について定期的に第三者による認証評価を受審する。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の役割

本学は、自己点検・評価を実施するとともに認証評価機関による大学評価を受審するために必要な事項の調査・審議・実施する組織として、「駿河台大学大学評価委員会」を設置している（資料2-3 第1条）。同委員会は、委員長を学長が務め、その他副学長以下の数名によって構成されている（資料2-3 第3条）。また、同委員会は、必要があると認めるとき、自己点検評価分科会、大学評価小委員会及び大学評価作業委員会を置くことができるとしており（資料2-3 第2条）、大学評価委員会より指示又は委託を受けるかたちで、自己点検・

評価に係る作業時には自己点検評価分科会が、また、認証評価受審に向けた作業時には大学評価小委員会ならびに作業委員会が、各学部、研究科の他、自己点検・評価の項目に応じて設置され、学部長、センター長、教務委員長等の学部執行部、研究科執行部、その他大学全体に関する評価基準に応じて担当副学長、事務部門の部課長等から構成されて業務遂行にあたることとしている。そして、その業務内容は大学基準協会が定める「10の基準」に概ね対応するものとなっている。

(3) 「教育力の駿大」の実証に適うPDCAサイクルの現状

2012（平成24）年度以来実施されてきている、「グランドデザイン」の具体的実施計画としての「グランドデザイン実施プラン」を経て、翌年2013（平成25）年度より適用されてきているアクションプランに組込まれる実施計画の大項目（1）に据えられている「教育力の駿河台大学について」において、各学部、研究科が前年度の教育に係る「計画」「実行・運用」「確認・検証」それぞれの過程から得た事項の数々を「改善」への取組みに鋭意反映させながら翌年度に向けた教育施策に取り入れている（資料2-4）。なお、2017（平成29）年度からの「グランドデザイン2021」（資料2-5）においても、PDCAサイクルに則った同様の取組みの実施を継続してきている。PDCAサイクルそれぞれの段階での確認・検証は、学長・副学長会議構成員が、また、必要に応じて部局長会議構成員、全学教務委員会・FD委員会等からの意見も聴取しつつ、主体的に実施しており、同サイクルの有効化に努めている。

以上のことから、本学における内部質保証のための全学的な方針及び手続は明示され、そのための現行組織とその役割についても学内には共通理解が十分なされており、適切といえる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

(1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備とその構成員

本学における「内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織」は、大学評価委員会である。その任務は、同規程第4条に規定する通りである。また、自己点検評価分科会は、同委員会からの指示又は委託により「自己点検評価の内容に関する進捗状況の管理」（同規程第6条1号）、認証評価機関からの指摘事項等への対応（同条2号）、外部評価の依頼及び指摘事項への対応（同条3号）を行うこととされている。

大学評価委員会の構成員は、以下の通りである（同規程第3条）

- (1)学長 (2)副学長 (3)学長補佐 (4)学部長 (5)研究科長・副研究科長 (6)メディアセンター長・キャリアセンター長・グローバル教育センター長・地域連携センター長 (7)法人局長・事務局長 (8)その他学長が指名した者若干名

その他学長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる（同条2項）。

自己点検評価分科会の構成員は、以下の通りである（同規程第5条）。

- (1)学長 (2)副学長 (3)学長補佐 (4)法人局長、事務局長 (5)学務企画部長

(6) その他学長が指名した者

その他、必要に応じ、自己点検評価分科会構成員以外の者の協力を求めることができるとされている（同条2項）。

大学評価委員会の構成員は、本学の教学及び大学運営における大学全体と学部等教学の現場の責任者であり、教学面では、部局長会議の構成員とほぼ同一である。これによって、大学全体及び各学部・研究科の取組及び改善状況を把握することが可能になっている。

自己点検評価分科会の構成員は、大学執行部構成員とほぼ同一であり、大学全体を視野に入れるとともに、より機動的に対応できる体制となっている。

以上のように、本学においては、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、大学評価委員会が自己点検評価に関する任務を遂行する親委員会として位置付けられ、自己点検評価分科会が自己点検評価の内容に関する進捗状況の管理、認証評価機関からの指摘事項に対する対応と改善状況のチェック等を行っている。

これら委員会の構成員は、前者については、学長・副学長、学部長、研究科等の教学部門の実際の責任者及び法人・事務部門の責任者であり、後者の委員会は大学全体の教学、法人・事務部門の責任者が統括することとしており、それぞれの任務に相応しい者が配置され、適切であると言える。

また、PDCA サイクルによる改善の取組のために、全学研修会が開催され、改善の状況や課題が共有される等、実質的な取組がなされているといえる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組み
評価の視点3：点検・評価における客観性、妥当性の確保
評価の視点4：行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応

(1) 駿河台大学における3つのポリシー（方針）とその基本的な考え方

本学には、大学全体として、また、各学部が独自に掲げる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：DP）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：CP）、そして学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）それぞれが存在する。そして、それら3つのポリシーに共通する教育目標として、最終的には「駿大社会人基礎力」を修得させることに加え、所属学部それぞれにおける専門的知識・技能の活用力を身につけた学生を広く社会へと輩出することを高等教育機関としての本学の使命としている（資料2-6）。

(2) 教育のPDCAサイクルの実態とその点検・評価の実施方法、点検・評価における客観性、妥当性の検証

本学は、時代の要請に対応しながら、高等教育機関に求められる社会的役割を確実に果

たせる大学であるために、「駿河台大学グランドデザイン」を引き継ぎ、2017（平成29）年度より、5年の中期計画である「グランドデザイン2021」を策定して、5年間で実現すべき目標と計画を示し、毎年、その達成度の検証と評価を行い、着実にその目標の達成を目指してきている（資料2-5）。

毎年度の達成度は、学部・研究科・センターが策定するアクションプランの遂行の度合いにより検証される。その検証の過程は、教育力、就業力、学生支援力、地域力、研究力に関連した、学部・研究科・センターによるアクションプランの提出に始まり、「中間経過報告の提出」と「中間経過報告に対する（学長・副学長会議からの）コメント・要望の受取り」「最終結果報告の提出」「（学長・副学長会議による）ヒアリング」「最終結果報告に対する評価」という一連の手続を踏むことになっており、この過程は十分に客観性、妥当性を有するPDCAサイクルの体現と捉えることができる。

また、本学が既に2度の受審を経験した大学基準協会による認証評価毎に示された評価結果に含まれた「指摘事項」への対応に関する検証については、自己点検評価分科会が客観性、妥当性の観点から改善状況をチェックし、大学評価委員会に報告することで、組織的に対応しており、内部質保証として適切に機能していると評価できる。

(3) 行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応

大学における教育内容・方法の改善等の実施状況について定期的な調査を実施し、国民への情報提供に努め、各大学のより積極的な教育内容等の改善に関する取組を促すことを旨とする文部科学省への報告である「履行状況調査報告」については、毎年（5月初旬）適切に回答を履行しており、2011（平成25）年4月に現代文化学部現代文化学科において、定員超過の是正に努める旨の留意事項を最後に留意事項等は付されていない。

また、前回の大学基準協会による受審の際に指摘を受けた事項については（「努力課題」3点、「改善勧告」1点）、未だ要対応となっているのは①学生の受け入れ及び②管理運営・財務（ともに「努力課題」）であり、その是正に向けて本学挙げて改善に向けた取組をしているところである。

以上のように、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を設定するとともに、内部質保証の推進に向けても本学固有の取組にて対応している。また、行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対しても適切に対応しているといえることができる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育情報、自己点検・評価結果、その他組織運営と諸活動の状況等の公表
 評価の視点2：公表する情報の適切な更新

(1) 自己点検・評価結果の公表

本学においては、学校教育法第109条及び学則第2条の2に基づき、これまで以下のよ

第9回自己点検・評価報告書

うに、本学の活動全般について自己点検・評価を行い、その結果を本学ホームページにおいて広く社会に公表している。

- ・1998（平成10）年1月「駿河台大学第1回自己点検・評価報告書」公表
- ・2001（平成13）年9月「駿河台大学第2回自己点検・評価報告書」公表
- ・2004（平成16）年9月「駿河台大学第3回自己点検・評価報告書」公表
- ・2007（平成19）年3月「駿河台大学第4回自己点検・評価報告書」公表
- ・2010（平成22）年5月「駿河台大学第5回自己点検・評価報告書」公表
- ・2012（平成24）年3月「駿河台大学第6回自己点検・評価報告書」公表
- ・2014（平成26）年3月「駿河台大学第7回自己点検・評価報告書」公表
- ・2016（平成28）年3月「駿河台大学第8回自己点検・評価報告書」公表

このうち、2007（平成19）年度は、「第4回自己点検・評価報告書」を基に、また2014（平成26）年度には、「第7回自己点検・評価報告書」を基に、大学基準協会による2度の認証評価を受審し、同協会の基準に「適合」するものと認められた（資料2-7）。

なお、今回の「第9回自己点検・評価報告書」の作成にあたっては、2018（平成30）年度より実施される大学基準協会の新基準（第3期認証評価基準）に則り、自己点検・評価を行うとともに、その報告書の作成を試みた。

これらの公表と並んで、本学では大学ポートレートを通じて情報公開を行っており、公表の内容・方法とも適切であり、社会に対する説明責任を果たしている（資料2-8）。

(2) 公表情報の更新と情報公開請求への対応

学校教育法施行規則第172条の2に示される、教育研究活動等の状況については（資料2-9）、上記同様に大学ホームページにて公表しており、その条文には掲げられていない項目である学則等の規程、各種教育ポリシー、教育課程、予算決算等の報告書も大学ホームページで、また一部は駿河台大学Newsにおいても公表している。

教員の研究業績については、毎年定期的に教員自らが「研究業績プロ」（研究業績管理システム）を更新することを通じ、その取りまとめが所属学部長によって行われるという経緯を経て、社会に公表されることになっている。

また、情報公開請求については、例えば、学生からの成績に係る質問が出された場合には、「成績疑義申し立て制度」に基づいて教務委員経由で教科担当教員に照会し、教員から試験の成績・評価に至った経緯等の回答が行われている（資料2-10）。

以上のことから、教育情報、自己点検・評価結果、その他組織運営と諸活動の状況等の公表及び公表する情報の適切な更新が恒常的に遂行されていることをもって、大学として社会に対する説明責任を適切に果たしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) アクションプランの遂行を通じた内部質保証システムの点検・評価

「グランドデザイン 2021」に関する各学部・研究科・センターの取組内容を示すアクションプランに掲げられる6つの大項目（「教育力の駿河台大学について」「就業力の駿河台大学について」「学生支援力の駿河台大学について」「地域力の駿河台大学について」「研究力の駿河台大学について」「学生募集力の駿河台大学について」）に関連して、年度当初において年次計画の提出がなされ、次いで、その適切性の確認が、学長・副学長会議にてなされた後、実施に移され、秋学期当初に中間報告として経過報告が提出され、その検証を経て、年度後期の取組みにとりかかることになる。そして、年度末には最終報告がなされ、その後に学長・副学長会議構成員によるヒアリング及び評価を受けることになる。

(2) アクションプランの最終評価時における合同ヒアリングの創設

2017（平成29）年度からは学部、研究科、センター（グローバル教育、情報処理教育、スポーツ教育）それぞれが3つの枠組み（5学部合同ヒアリング、2研究科合同ヒアリング、3センター個別ヒアリング）によって、成果の検証をはじめ、更に取り組むべき課題・問題点等の共有が同時かつ速やかになされるようになった。また、各部署の「推奨に値する取組み」（Good Practice）の速やかな共有も期待できることとなった。この一連の過程において、本学の内部質保証に係るPDCAサイクルが個性的かつ機能効果的に動いていると判断できる。

(3) 自己点検・評価作業をドライブとしたPDCAサイクルの起動

これまで、ほぼ隔年にて実施されている自己点検・評価の実施において、その報告書作成時に記される事項の根拠となる資料の提示が義務づけられていることから、課題の存在もより浮き彫りとなり、そこを起点として改善に向けた取組み内容も明確化されることも多く、更に続く次期PDCAサイクルへと有機的な改善に向けた連関が生まれている。そして、その過程から明らかになった課題に関する意識の明確化が、毎年実施のアクションプランにも反映されることが期待できる。

以上のことから、本学では、グランドデザイン及びアクションプランという指針とその実践方法を通じて、内部質保証システムがPDCAサイクルの手法に則り適切に実施されている。

(2) 長所・特色

本学における内部質保証に係るPDCAサイクルの具体的な例証ともなるアクションプランの実施において、年度内最終段階におけるヒアリングが2017（平成29）年度より学部・研究科が枠組みごとの合同実施となったことは、それぞれの学部等が抱える課題等に関した共通認識がスムーズに共有され、相互理解も早まることが予想されることから、本件は特に評価されてよい改善点であるといえる。

(3) 問題点

- ①既存の駿河台大学評価委員会なりを改組し、可及的速やかに「全学内部質保証推進組織」を立ち上げ、またその組織の権限を明確化する必要性がある。
- ②学習成果の可視化、そのための制度・仕組みの(再)構築・整備が求められる。また、本学では現状、学習成果の設定(学位授与方針(DP))を①カリキュラム表に示されている卒業要件を満たすこと(各科目のシラバスに定める総合評価に適合の結果として)、②十分に「駿大社会人基礎力」を身につけること、③卒業研究ないしゼミ研究を作成し、かつ合格評価を得ることとしているが、それで十分なのかどうか、改めて検証する必要がある。

(4) 全体のまとめ

「PDCA サイクルの方法を適切に機能させることによって、高等教育機関としての質の向上を図り、教育・学習その他サービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」と定義される内部質保証であるが、先述のとおり、本学ではその対応にあたっては、まだ未整備な部分を多く残す状態にあると言わざるを得ない。については、「全学内部質保証推進組織」を可及的速やかに創設する必要があると認識している。また、学習成果の可視化に向けた具体的な方策の確立も急務であるといわざるをえない。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性
 評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
 評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

駿河台大学は、建学の精神である「愛情教育」の下、「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与すること」を主たる目的として設立された（資料3-1）。

本学は、こうした理念・目的を具現化させるため、2017（平成29）年5月現在、法学部法律学科、経済経営学部経済経営学科、メディア情報学部メディア情報学科、現代文化学部現代文化学科、心理学部心理学の学士課程5学部5学科及び総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）、心理学研究科（臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻）の大学院修士課程2研究科5専攻を有する文科系総合大学としての教育研究組織を編成している（大学基礎データ表1）。

法学部法律学科については、本学が法学部だけの単科大学として設立された経緯から、大学設立時における大学の教育理念・目的がそのまま学部の教育理念・目的となり、その理念・目的の下に、学部固有の教育目的として、学生一人ひとりに豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガルマインド（法的思考）を身に付けさせることを掲げた。

今日では、少子高齢化現象、雇用環境の変化、経済成長の停滞及び各社会階層における多様化等に象徴されるように、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化を考慮し、組織の点検及び教育目的の見直し等を行った帰結として、「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する」ことを教育研究上の目的と位置付け、社会的変化に対して常に適切な対応を心掛けてきた（資料3-1 第3条第2項第1号）。

経済経営学部経済経営学科については、1990（平成2）年に前身となる経済学部（経済学科、経営情報学科）が設置されて以降、学生のニーズが経済学と経営情報学の両分野を幅広く学習する志向性へと推移していく中、組織として対応するため、2007（平成19）年に経済学部を「経済経営学科」の1学科に改組した。更に、人材育成に関する社会の要求に対応しつつ、経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成するため、2013（平成25）年に学部改組を行い「経済経営学部経済経営学科」を設置した（大学基礎データ表1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動

を担う人材を育成する」ことと位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきた（資料3-1 第3条第2項第2号）。

メディア情報学部メディア情報学科については、「情報資源の蓄積と情報財の流通」の専門家である「情報メディアエイター」の育成を図ることを目的として、1994（平成6）年当時、我が国初の「文化情報」学部として設置された文化情報学部（文化情報学科、知識情報学科）がその前身となる。以降、情報メディア技術の急速な発展に伴い、2006（平成18）年には、インターネットの急速な進展等に対応し、情報のストックに関する側面を文化情報学科で、フローに関する側面を知識情報学科に代替し、新設の「メディア情報学科」で扱うべく改組を行った。しかしながら、その後、情報化社会の進展に伴い、従来の出版、放送の枠を超えて、インターネットと融合するクロスメディアの世界が出現するに至り、情報メディアが融合化する状況に対して、総合的、かつ、柔軟に対応し得る人材を育成するため、2学科5コースであった文化情報学部を2009（平成21）年に1学科3コースの「メディア情報学部メディア情報学科」に改組した（大学基礎データ表1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に活用できる人材を育成する」こととして位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきた（資料3-1 第3条第2項第3号）。

現代文化学部現代文化学科については、人文科学の領域において国際化という時代の動向に配慮した教育の実現を目的として、1997（平成9）年に開設された現代文化学部比較文化学科がその前身となる。2003（平成15）年には、複雑化する「現代」と対峙する必要性から、「心」それ自体に対する実証的・科学的アプローチも「文化」理解に包含し対応するという社会的・学問的要請に呼応するため、心理学科の増設を行い、2学科体制となった。その後、社会環境は、インターネットの急速な進化に伴い、経済的交流や観光・旅行などの時空間的相互移動に留まらず、居ながらにして同時的に世界各地と結ばれる環境が出現し、広義におけるグローバル化が進展した。こうした21世紀初頭の特徴を、世界的（global）＋地域的（local）の双方の特性を兼ね備える、「グローカル」（glocal）の時代と位置付け、2009（平成21）年に心理学科を心理学部に改組するとともに、「現代文化学部現代文化学科」への改組を行った（大学基礎データ表1）。現代文化学科の設置に関しては、新たに「スポーツ文化コース」を設けるに至った。これは、スポーツを単に健康の増進や体力の増強という面のみならず、文化的・社会的、更には経済的側面をも持ち合わせることに着眼したためである。更には、スポーツを媒介した国際交流が盛んになり、メディアを通じて数多くの人々が観ることにより、文化的他者の理解を進めることが可能となり、スポーツを文化の一領域として幅広く理解することが不可欠となった社会環境の変化に対応するためでもあった。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「国際文化コミュニケーション・観光ホスピタリティ・スポーツ文化・スポーツキャリアの各履修コースを通じて、日本と世界の文化を学び、豊かな表現力と国際感覚を身につけた人材、観光がつくる人と人のつながりを実践的に学び、地域や社会の中で生かせる人材、スポーツ文化を理解し、教育現場や地域社会で活躍できる人材、スポーツに情熱を持って取り組み、その経験を社会で生かせる人材を育成する」こととして位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきており（資料3-1 第3条第2項第4号）、更に近年では、現代文化学部を発展的に解消し、スポーツ文化の専門性

に特化したスポーツ文化学部の設置を検討している。

心理学部心理学科については、前述の現代文化学部に2001（平成13）年に設けられた「心理・人間コース」を母体としている。その後、多様化する心理学に対する社会及び学生のニーズに応えるべく、2003（平成15）年に心理学科として学科へ昇格させ、更に、2009（平成21）年の学部・学科改組により心理学部心理学科へと学部へ昇格、発展したものである（大学基礎データ表1）。設置当初の現代文化学部の教育理念は、文化創造の主体である「個人」の理解を内包したものであったが、情報社会化及びグローバル化により、価値観が多様化した現代社会においては、文化やその創造過程を理解するに当たって、個人の心理や行動のメカニズムを科学的・実証的に扱う心理学的アプローチがより重要なアプローチであると認識されるようになってきた。

このような時代的变化を考慮し、心理学部心理学科では、心理学的手法を用いて自ら社会状況を把握し、解決方法を見出す能力を学生一人ひとりが習得することを旨とすると同時に、心理学部が現代文化学部を母体とする経緯を意識しつつ、心理学は幅広い人間理解の一分野であるという認識に基づき、人間に対する文化的視点の重要性を認識した教育を行うように配慮している。更に、大学教育に対する、近年の社会的要請である人格形成・基礎教育の充実への期待が高まっている社会的状況を鑑み、心理学・人間学の知識の教授に加えて、十分な社会的スキルと広い教養を身につけ、社会の発展に貢献できる人材の育成をも目指している。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する」として位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきた（資料3-1 第3条第2項第5号）。

大学院（修士課程）については、1996（平成8）年に当時の経済学部を基礎として、経済学研究科経済・経営専攻が設置され、また、2005（平成17）年には、既設の文化情報学研究科文化情報学専攻及び法学研究科（公法学専攻、私法学専攻）を改組再編し、これら2研究科を融合した新たな研究科として、現代情報文化研究科（文化情報学専攻、法情報文化専攻）が設置された。現在では、上述の経済学研究科及び現代情報文化研究科の2研究科については、発展的に融合させ、2014（平成26）年4月より、社会における地域的課題の解決のための新たな研究科である「総合政策研究科」として開設されている（大学基礎データ表1）。

更に、2009（平成21）年に学部・学科改組により新設された心理学部を基礎として、心理学研究科（臨床心理学専攻、法心理学専攻）が設置された後、法心理学専攻については、犯罪心理学専攻に改組されるなど、常に社会的要請を反映した組織改編を実施しており、総合政策研究科と合わせ2研究科5専攻の体制となっている（大学基礎データ表1）。

各研究科・専攻では、基礎となる学部の理念を基に次のとおり教育研究上の目的を定めている。心理学研究科（臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻）においては、「幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、犯罪者・非行少年の矯正・更生の場での心理学的問題の理解と解決に貢献できる人材の養成」とし（資料3-2 第2条の2 第1号）、総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）においては、「法学、経済学・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から实际的・実践的に解決する人材の養成」としている（資料3-2 第2条の2 第2号）。

こうした教育研究上の目的を達するため、「本学建学の精神である「愛情教育」を具現化

するカリキュラムを編成する」「本学、各研究科並びに各専攻の教育目的・目標を達成できるカリキュラムを編成する」「本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する教育課程を編成する」といったカリキュラム・ポリシーを規定し、教育を行っている（資料3-3）。

既述のように、専門性を十分に活かした教育を行う学部及び大学院において一方、各学部に通ずる基礎教育に関わる分野については、一元的・横断的な組織の下における効率的、かつ、有益な運営を図るため、グローバル教育センター、スポーツ教育センター、情報処理教育センターを設置し、更に、心理学研究科臨床心理学専攻における内部実習施設としての心理カウンセリングセンター、キャリア教育の充実と就職支援の強化を目的としたキャリアセンターを設置している。

各センターは、外国語教育、スポーツ教育及び情報処理教育に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して組織され、2008（平成20）年に外国語教育センター、2009（平成21）年にスポーツ教育センター及び情報処理教育センターが設置された（大学基礎データ表1）。各センターの設置目的は、次のとおりとなっている。2008（平成20）年に設置された外国語教育センターは、今日の大学を取り巻く国際的環境等を考慮し、2016（平成28）年、「本学における外国語教育を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施し、学生の外国語能力を向上させ、本学における国際交流の充実を図ること」（資料3-4第2条）を目的にグローバル教育センターとして組織的発展がなされた。情報処理教育センターは、「本学における情報処理基礎教育を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施し、学生の情報処理能力を向上させること」（資料3-5第2条）、スポーツ教育センターは、「本学における各学部に通ずる健康・スポーツに関わる授業科目の実施、スポーツ公認団体の充実・振興、地域スポーツの推進を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施すること」である（資料3-6第2条）。いずれも各学部に通ずる基礎教育に関わる分野を一元的・横断的な組織の下で効率的、かつ、有益な運営の実現を狙いとしており、目的に照らして適切なものとなっている。

心理カウンセリングセンターは、2009（平成21）年の心理学研究科の新設に伴い、内部実習施設として、研究科と同時に開設された（大学基礎データ表1）。その設置の目的は、「地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康の維持・促進を援助するとともに、本学学生に臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供すること」である（資料3-7第2条）。このように、地域への貢献と同時に本学学生の教育・実習の場としての役割を担っており、組織は目的に照らして適切なものとなっている（資料3-8）。

キャリアセンターは、キャリア教育の充実と就職支援の強化を図るため、2012（平成24）年に設置された（大学基礎データ表1）。その設置の目的は、「本学におけるキャリア教育と就職支援を一元的な組織の下で効果的に実施し、学生の就業力を向上させ、就業率の向上を図る」ことである（資料3-9第2条）。この観点から、統一組織の下で効率的、かつ、有益な運営の実現を狙いとしてキャリア教育と就職支援を実施しており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

このような教育的側面における組織以外に、研究的側面における組織である附置研究所として、1991（平成3）年に比較法研究所、1996（平成8）年に教養文化研究所、1997（平成9）

年に経済研究所及び1998（平成10）年に文化情報学研究所をそれぞれ開設している（大学基礎データ表1）。その設置の目的として、比較法研究所は、「法律学の諸分野における比較法並びに外国法の理論及び実務の組織的研究を通じて広く法律文化の向上に寄与し、併せて大学の法学教育に貢献すること」（資料3-10第2条）、教養文化研究所は、「総合、外国語及び教職の科目分野に関する学術・教育の研究及び普及」（資料3-11第2条）、経済学研究所は、「経済学及び経営学の諸分野における理論及び実務の組織的研究を通じて広く経済社会の向上に寄与し、併せて大学並びに大学院の経済学及び経営学教育に貢献すること」（資料3-12第2条）、文化情報学研究所は、「文化情報学の諸分野における社会的集合記憶としての情報資源管理の理論及び実務の組織的研究を通じて広く文化情報学の向上に寄与し、併せて大学の情報資源管理教育に貢献すること」を掲げている（資料3-13第2条）。各研究所は、その専門性に関わる学部の理念及び教育研究上の目的と連携しており、また、定期的な研究紀要の発行の他、地域への貢献として各種公開講演会を開催する等の活動を行っており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

こうした研究的側面からの教育改善に関する更なる充実を図るため、「本学における教育に関する研究及び調査を行うとともに、本学における組織的な教育の改善に資することを目的」（資料3-14第2条）とした教育研究センターを2016（平成28）年に設立、また、翌2017（平成29年）には、全学的な地域研究推進を念頭に、「学長のリーダーシップのもと、地域の自治体、企業、学校、団体等との連携・協力を進めながら、地域活性化に向けて、地域の強み、潜在力を引き出すための研究に取り組むこと」（3-15第2条）を目的とした地域創生研究センターの設立に至った。

その他、教育研究を支援する組織としては、1999（平成11）年にメディアセンター、2004（平成16）年に地域ネットワーク推進支援室（2013（平成25）年に地域連携センターに改組）、2005（平成17）年に飯能キャンパス司法研修室（2014（平成26）年に公務員・資格試験学習室に改組）及び2009（平成21）年にボランティア活動支援室を各々設置している（大学基礎データ表1）。その設置の目的として、メディアセンターは、「本学における研究及び教育の充実・発展に資するため、図書、視聴覚・電子媒体資料、その他必要な資料の収集・管理及び利用提供に関すること、レファレンスに関すること、視聴覚・情報処理設備の管理運営に関すること、視聴覚・情報処理設備を用いた教育研究に関すること、教育研究・事務情報処理システムの企画立案、管理運用に関すること等の業務を行う」としている（資料3-16第2条）。同様に、地域連携センターは、「本学と地方公共団体、地域産業界、地域市民団体等との連携・協力によって行われる諸活動が、円滑かつ活発に推進されるよう、本学と地方公共団体等との連携・協力について調整し、Center of Communityとしての本学の地域連携事業推進を円滑に実施すること」（資料3-17第2条）、ボランティア活動支援室は、「ボランティア活動が円滑かつ活発に推進されるよう、ボランティアに関する指導、相談、情報提供、広報等を行う」（資料3-18第1条）、公務員・資格試験学習室は、「法科大学院又は公務員を志望する学生及び税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士等の資格（以下「資格」という。）取得を希望する学生に対し、自主学習支援及び受験指導を通じて、本学正規教育における教育効果を相乗的に高め、もって本学の教育に貢献すること」を目的として活動を行っている（資料3-19第2条）。このように、教育研究を支援する組織として設置の目的を明確に定めており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

以上のように、本学では、教育研究組織と学問の動向及び社会的要請等を意識した組織づくりに対して、不断の努力を行っており、本学における学部・研究科、附置研究所、センター等の組織の設置状況は、本学の理念・目的に照らして、十分適切であると言える。

点検・評価項目②:教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠に基づく点検・評価 評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学は、建学の精神である「愛情教育」に立脚し、時代の要請に対応しながら、教育機関に求められる社会的役割を確実に果たせる大学であるために、5カ年計画として、2012（平成24）年に「駿河台大学グランドデザイン」を策定（資料3-20）、続いて2016（平成28）年には、2021年度までの課題解決・目標達成を掲げた「グランドデザイン2021」を策定した（資料3-21）。更には、「ひとりひとりの多様な個性と夢を尊重し、真摯に向き合い、ともに学ぶ環境を作り」「変化の著しい社会において、自主的かつ主体的に生きることのできるひとを育み」「常にグローバルな視野に立って、地域社会の未来を担えるひとを送り出す」ことを目指すべき教育目標として掲げた「駿河台大学憲章」を定めるなど（資料3-22）、教育目的の検証及び見直しを不断に行い、教育研究組織の適切性を重視してきた。また、直近の2017（平成29）年度事業計画書においても、継続的に、こうした教育研究組織の適切性を重視した内容となっており（資料3-23）、本基準を概ね充足しているものと言える。

本学では、学長、副学長、学長補佐、学部長及び研究科長を始めとした全学組織である大学評価委員会を組織して定期的に自己点検・評価を行い、概ね、隔年で「自己点検・評価報告書」を作成・公表し、教育研究組織についても定期的な検証を行っている（資料3-24）。また、大学基準協会による大学評価については、2007（平成19）年における第1回目の受審及び2014（平成26）年の第2回目の受審に関して、いずれも、「大学基準に適合している」との認定に至っている（資料3-25）。

こうした大学全体における取組とは別途、各学部では、学部長を中心とする「執行部会議」をほぼ通年で毎週開催し、学部の教育研究組織の現状分析、カリキュラムの妥当性、学生のニーズ及びその他喫緊の課題等について確認、分析、協議等を行っている。加えて、「本学教員の教育研究活動の質的向上を図る」ことを目的に、所属学部全教員による「学部FD」及び「研究科（専攻）FD」を概ね月1回のペースで定期的で開催し、絶えず教育研究内容の検証を試みている。

この様な検証の機会は学部内のみならず、法人と教学をクロスオーバーさせた協議機関として、学長及び副学長を中心に各組織の長が上述と同様の協議を行う部局長会議、並びに学長、副学長、学長補佐、法人局長、事務局長、学務部長、学生支援部長、グローバル教育センター事務部長及びキャリアセンター事務部長が協議を行う学長・副学長会議を設置している。これらは定期開催とされ、2016（平成28）年度は、部局長会議が年間14回、学長・副学長会議が年間41回開催されており、各組織の適切性についても適宜検証を加えている。

更に、既述の教学系会議体の他に、2012（平成24）年度からは法人と教学の役職者によって構成される「経営戦略会議」を設置し、大学の将来計画、全学的な教育・研究組織、その

他重要事項の協議を行い、大学評議会及び理事会における意思決定に向けて大きな役割を果たしている（資料3-26第2条）。また、2015（平成27）年度には学務企画室を設置し、同室における学務企画課の事務分掌の1つとして、「大学の自己点検評価に関すること」及び「大学のIR（Institutional Research）に関すること」を明確に規定し、学内組織等の客観的な現状分析を行う一方（資料3-27第14条）、2019（平成31）年4月の開設を目指し、「経営戦略会議」の下に「新学部設置準備委員会」を設置するなど、組織改編の必要性の検証及び将来に向けた構想等の協議を絶えず行っている。

このように、本学では、大学全体を挙げて、教育研究組織の適切性の検証と改善の取組みを適切に行っている。

（2）長所・特色

既述のように、本学では、学長及び副学長を中心に各組織の長が協議を行う「部局長会議」、並びに、学長、副学長、学長補佐、法人局長、事務局長、学務部長、学生支援部長、グローバル教育センター事務部長及びキャリアセンター事務部長が協議を行う「学長・副学長会議」を設置しており、前者においては月1～2回平均、後者においては月3～4回平均で開催するなど、学部間並びに教学組織及び法人組織との横断的な組織体系を構築している。これにより、情報・認識の共有が図られ、教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮といった事項に対して、対応し得る教育研究組織体制とすべく（資料3-28）、新学部構想の具体化や教育研究センター等の設置等の成果を生んでいる。

（3）問題点

本学では、既述のように、近年、教育研究センター及び地域創生研究センターの設置、新学部開設に向けた取組み、また、学長ガバナンスの強化を目的とした規程改正にも取り組んできたが（資料3-29）、変動する社会の多様化したニーズに対して、迅速かつ、効果的・効率的に対応していくためには、組織のスリム化を図ると同時に、学長以下、副学長、学部長等の役職者及び各学部執行部の権限を、より一層、明確化・強化する必要がある。

（4）全体のまとめ

本学は、「「愛情教育」の下、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与すること」を主たる目的とし、法学部の単科大学として設立されたが、この目的の具現化、本学の教育研究の更なる充実のために学部・大学院・センター等の組織の増設及び改編に努め、5学部2研究科を擁する文科系総合大学に発展した。（資料3-1）

各学部及び大学院等は、大学全体の教育研究目的を踏まえ、それぞれの教育研究目的を設定し、運営されているが、これらの教育研究組織の適切性の検証については、学長を長とする全学的組織である「大学評価委員会」により、隔年で自己点検評価を行うとともに、「自

第9回自己点検・評価報告書

己点検・評価報告書」を作成・公表し、定期的な検証を行ってきた（資料3-24）。

また、近年では、学長を中心に、中期的計画である5カ年計画として、2012（平成24）年に「駿河台大学グランドデザイン」を策定（資料3-20）、続いて2016（平成28）年には、2021年度までの本学における課題解決・目標達成を掲げた「グランドデザイン2021」を策定した（資料3-21）。同時に学長中心の大学ガバナンスを強化し、この中期計画を実現することにより、現代の社会的要請に応える大学づくりに努めている。

更に、「経営戦略会議」の下に「新学部設置準備委員会」を設置するなど、変化の激しい現代社会において、本学の教育研究目的達成のための、教育研究組織の適切性の検証及び将来に向けた構想等の協議を絶えず行っている。

以上のような不断の継続的な取り組みにより、本学は、その理念・目的に対する、教育研究組織の検証を重ね、適切性を維持している。

今後の課題としては、研究所を中心とした組織の合理的スリム化、更にその施策を進めるための学長中心の大学ガバナンスをより一層強化することが挙げられる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

大学ホームページに公表されている大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、建学の精神である「愛情教育」を基本理念とし、学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される卒業要件を満たすことにより「グローバル化の著しい現代社会における地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成する」ことを目的と定めている。そして、これを実現するために「基礎的な力」（読解力、文章力、情報収集力）、「考える力」（論理的・多面的思考力、理解力、創造的発想力）、「行動に移す力」（主体性、行動力・実行力）、「協働する力」（プレゼンテーション能力・表現力、コミュニケーション能力、常識力・協調性）、「総合的な力」（課題発見力、計画力、問題解決能力）から構成される「駿大社会人基礎力」と各学部の学位プログラムの基礎となる専門的知識・技能の活用力を身につけることを目標として、本学ホームページ「駿大教育の指針(学部)」に示している。各学部では、これに基づいてそれぞれが付与する学位別にディプロマ・ポリシーを定めており、本学ホームページのほか、それぞれの「履修ガイド」に公表している(資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料4-5、資料4-6)。

例えば、法学部のディプロマ・ポリシーにおいては、「駿大社会人基礎力」のほか、専門的知識・技能の活用力、とりわけ法学部で特に涵養すべき能力として、「地域で活躍する市民として備えるべき健全な法感覚」を掲げ、これを「法学士力」と定義して、公表している(資料4-2)。また、学士(経済学)と学士(経営学)の2つの学位を授与する経済経営学部では、学位ごとにディプロマ・ポリシーを定めて、公表している。すなわち、「経済と社会」コース所属生は、経済学・経営学の基礎知識を基盤とし、自ら学ぶ学位プログラムの基礎となる経済学領域の専門的知識・技能を修得し、その内容を卒業論文にまとめることができるとともに、獲得した専門的知識と技能を様々な場面で活用できること、また、「経営と会計」コース所属生は、経済学・経営学の基礎知識を基盤とし、自ら学ぶ学位プログラムの基礎となる経営学領域の専門的知識・技能を修得し、その内容を卒業論文にまとめることができるとともに、獲得した専門的知識と技能を様々な場面で活用することができることとされている(資料4-3)。

また、大学院では、全研究科の教育目的・目標を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」(資料4-7)と定めている。これをふまえて、まず総合政策研究科は、教育目標を「法学、経済・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から実際の・実践的に解決し得る人材

の養成」と明示した上で、研究科のディプロマ・ポリシーと更にそれに基づき作成された各専攻科のディプロマ・ポリシーを本学ホームページ(資料 4-8)と「大学院要覧」(資料 4-7p.1)に示している。次に心理学研究科は、教育の目的を高度専門職業人の養成と定めた上で、研究科と更には各専攻のディプロマ・ポリシーを本学ホームページ(資料 4-9)、2017(平成 29)年度「大学院要覧」(資料 4-7p.29)並びに 2017(平成 29)年度入学希望者用「大学院ガイド」(資料 4-10)に掲載している。

以上のことから、授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

大学全体では、本学の目的並びに教育目的・目標等に沿ったカリキュラム・ポリシーを定めており、そこでは「ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を修得させるために、共通教養教育、専門教育の各科目を体系的に配置し、講義科目に加え、4年間を通しての少人数ゼミナール、更にアウトキャンパス・スタディ、アクティブ・ラーニング等の先端的手法を取り入れた授業を開設します」と謳っている(資料 4-1)。各学部は、このカリキュラム・ポリシーをふまえ、それぞれの学部の教育目的・目標に沿ったカリキュラム・ポリシーを作成している。これらのカリキュラム・ポリシーは各学部の履修ガイド(資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4、資料 4-5、資料 4-6)において示されているほか、本学のホームページにも掲載されている(資料 4-1)。また、各学部の教育課程の体系については、それぞれの「履修ガイド」において「カリキュラム表」として公表するとともに、本学ホームページにカリキュラムマップを掲載している(資料 4-11、資料 4-12、資料 4-13、資料 4-14、資料 4-15)。

なお、その編成方針は「履修ガイド」に「各科目群の特徴」及び「履修方法(履修上の注意)」として明示されている。また、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等(講義・演習、必修・選択の別、単位数等)は学則(資料 4-16)のほか、それぞれの「履修ガイド」にも明示されている。なお、専門教育全体で身につけた知識・技能の集大成として、各学部とも 4 年次では、卒業研究又はゼミ研究を必修としている(資料 4-2p.III-21、資料 4-3p.48、資料 4-4p.64、資料 4-5p.58、資料 4-6p.III-28)。

具体的に、例えば現代文化学部の共通教養教育においては、高校までの教育から大学での教育への移行をスムーズなものとするため、充実した導入教育(初年次教育)を行い、大学での学びの基本とスキルの確実な修得を図っている。加えて、グローバル化の著しい社会において必要な語学や海外の文化を修得させる教育、更に体系的で効果的な全学共通のキャリア教育を行う。また、社会を理解するための基本的視点・考え方を修得させるとともに、地域社会を理解するための基本的視点・考え方も修得させる教育を行う。そして、

それらの応用として、現実の地域社会における実践的な学びの場を提供している。

更に、専門教育においては、1年次に同学部で学ぶ主要科目の基礎的科目を設置して、学部の教育の全体像を提示するとともに、2年次以降のコース選択を自主的に考える場としている。2年次からは、国際文化コミュニケーションコース・観光ホスピタリティコース・スポーツ文化コース及びスポーツキャリアコースという4コースに分かれて専攻発展科目を履修するが、変化の著しい現代社会にあって「広い視野と探究心を持った人材育成」のための基礎とすべく、4コース何れにも関連するコース共通科目群も設置している。このコース共通科目群には、通常の講義形式の科目群(オンキャンパス科目)に加えて、フィールド・スタディ科目群を設け、選択必修としている。更に、必修の卒業研究は、自らの問題意識に基づきテーマを決定し、調査・実験・研究を行い、その内容を論文としてまとめ(卒業研究)、それを要約し(卒業研究要旨集)、かつその内容をプレゼンテーション(卒業研究発表会)することを課している(資料4-5pp.31~64、資料4-17)。

大学院では、「本学建学の精神である「愛情教育」を具現化するカリキュラムを編成する」などを謳った全研究科のカリキュラム・ポリシーが定められており、それをふまえて各研究科、そして各専攻のカリキュラム・ポリシーがそれぞれ作成されている(資料4-18)。まず、総合政策研究科では、本学ホームページや「大学院要覧」で明示しているカリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目が開設され、専攻領域の学問を基礎から体系的に修得するカリキュラムを構築している。また、カリキュラムについては科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示している。更に、大学院生の将来を考慮した「履修モデル」を明示するとともに、共通科目として導入科目を設置し、順次性のある授業科目の体系的配置を行っている。加えて、これを実効あるものとするために、大学院生の履修登録は主査である研究指導教員の指示・承認印を得て行うことになっている(資料4-7pp.5~15、資料4-19)。

次に、心理学研究科でも本学ホームページや「大学院要覧」に明示されているカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。また、カリキュラムについては、科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示している。教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関に関しては、研究指導計画に基づく研究計画書の作成が行われており、具体的には、指導教授による指導、研究計画書の作成、あるいは研究科全体での構想発表会、中間発表会による他の教員からの指導などを通してテーマの設定の妥当性を確認することで、教育目標と学位授与方針の整合性を図っている(資料4-7pp.32~36、42~43、資料4-10、資料4-18)。

以上のことから、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法

- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- (〈学士課程〉初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
- (〈修士課程〉コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等)

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学は、「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を修得させるために、共通教養教育と専門教育の各科目を体系的に配置するとともにアウトキャンパス・スタディ、アクティブ・ラーニング等の先端的手法を取り入れた授業を開設している。また、科目のナンバリングを行い、各科目の関連や難易度を示すとともに、カリキュラムマップ等を用いてカリキュラムの体系を示している(資料4-11、資料4-12、資料4-13、資料4-14、資料4-15)。なお、登録単位については、毎週毎時の授業について自主的な探求をするために、十分余裕をもった履修計画を立てることができるように、年間最高履修限度を1年次44単位、2年次46単位、3年次46単位、4年次46単位と定めている(資料4-2p.III-32、資料4-3p.53、資料4-4p.66、資料4-5p.75、資料4-6p.III-33)。

教育内容は、大学で学ぶ上で基本となる科目群から構成される共通教養教育においては、4年間の学修の基礎となる知識や技能と、地域社会の中核を担う社会人としての基礎となる知識や技能をバランスよく身に付けられるよう配置している。具体的には、必修の初年次教育により、読む・書く・聞くをはじめとする大学での学びの基本と、コンピュータを利用した情報処理の基礎の修得が図られる。これらの科目では、高校までの教育から大学での教育への移行をスムーズなものにすることが意図されている。また、グローバル化の著しい社会において必要な語学や、1年次及び3年次に必修科目を置き、6単位以上修得させる体系的で効果的な全学共通のキャリア教育関連の科目、更には、地域社会で活躍できる人材の育成を図ることを目標に設けられた地域関連の科目が共通教養教育の中に配置されている。加えて、4年間の大学教育の土台となり、また社会人としての教養の基礎となる科目である教養基礎科目が1、2年次配当として置かれており、卒業要件として12単位以上を修得することとされている。なお、教養基礎科目では、論理的・多面的思考力、文章力、プレゼンテーション能力・表現力、課題発見力などを身につけることを目指している。これらの科目で培った幅広い分野にわたる基礎的な知識をもとに、現代社会の様々な課題を取り上げ、それに対する分析や考察を行うのが教養発展科目である。教養発展科目は、2、3年次配当とし、卒業要件として8単位以上を修得することになっている。

更に、全学部で、計画的に4年間の学修を進めることができるよう、専門教育の礎となる学部科目を必修としている(資料4-2p.III-2、資料4-3p.34、資料4-4p.32、資料4-5p.31、資料4-6p.III-2)。

次に専門教育においては、各学位課程にふさわしい教育内容が設定されている。すなわち、専門分野の体系性にに基づき、基礎から応用までを無理なく学べるように科目を配置するとともに、専門教育で身につけた知識・技能を活かした進路を目指すことができるよう

に、必要な科目を配置している。他方で、共通教養科目と同様に、専門科目においても、全科目において「駿大社会人基礎力」の育成を図っている。

例えば心理学部では、1年次に必修科目として「心理学概論Ⅰ・Ⅱ」と「人間研究の視点Ⅰ・Ⅱ」が配置されており、学生は心理学の基本的知識を身につけることになる。また、心理学の基礎的な知識を修得するための科目が専攻基礎科目として開設されている。更に、カリキュラムにはコース制が導入されており、「臨床の心理コース」「犯罪の心理コース」「子どもの心理コース」の3コースが設定されており、学生は3年次になると3コースのうちのいずれかを選択する。それぞれのコースには、卒業後の進路を想定した上で授業科目が配置されている(資料4-6pp. III2~3)。

大学院では、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。そこでは、専攻分野に関する高度の専門的知識や能力の修得のみではなく、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する教育課程を編成している。具体的に、まず総合政策研究科では、大学院生は入学の際に、演習科目の指導教員を選択しなければならない、その指導教員は、大学院生の授業科目の選択、研究一般及び学位論文について指導する(資料4-7p. 15)。また、大学ホームページなどでも、各専攻は教育課程の編成・実施方針がわかりやすく理解できるように「カリキュラム表」と「履修モデル」を明示している(資料4-18)。授業科目の編成では、各専攻とも演習科目8単位を必修とし、その他の開講科目(共通科目・選択科目・他専攻開設科目)から24単位以上を選択履修した上で計32単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、最終試験(口頭試問)に合格することを修了要件としている。学位論文指導については、複数の教員による研究指導と学位論文の中間発表を行うことによって、学位論文作成過程において十分な指導が可能になるように工夫している(資料4-7pp. 16~18)。

次に心理学研究科では、教育課程において「基礎科目群」、次いで「基幹科目群」、更に「発展科目群」へとカリキュラムは体系的・順序立てて学習すべく配置されている。臨床心理学専攻の学生は、基礎科目群2科目4単位以上、基幹科目群8科目16単位以上、発展科目群4科目14単位以上、合計で34単位以上修得しなければならない。一方、犯罪心理学専攻の学生は、基礎科目群2科目4単位以上、基幹科目群8科目16単位以上、発展科目群4科目14単位以上、合計34単位以上を修得しなければならない。学位取得には、これに学位論文を提出し、更に最終試験(口頭試問)に合格しなければならない、適切な科目配置になっている(資料4-7pp. 32~33、37、40~41)。なお、コースワークとして設定された実習において、リサーチワークとしての問題発見と解決に至る課題を見出すことができるようになっており、実際的なリサーチを実現するバランスが取れている。また、学生の社会的・職業的自立を涵養するために、臨床心理学専攻では内部実習、外部実習の中で、すべての教員が関与する指導を行っている。犯罪心理学専攻においても、演習科目で保護観察所でのインターンシップ的外部教育の場を設定し、それに応じた指導を授業の中で行っている(資料4-19)。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育

を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

〈学士課程〉

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

〈修士課程〉

- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施

学部では先述のように年間最高履修限度として、1年次は44単位、2～4年次は46単位が設定されており、学生が無理なく計画的に学習できるよう配慮している(資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料4-5、資料4-6)。

また、シラバスは、「社会」を意識し、「社会」に目を向けさせる授業を実施するために、講義内容については「社会との関わり」に該当する内容を書くことになっている。また、到達目標として、学習目的を達成できた結果、どのような知識や能力を習得できるのか具体的に記載しているが、その際には「駿大社会人基礎力」を構成する能力要素に対応する内容を必ず盛り込んでいる。更に、各授業科目について卒業認定・学位授与方針との関連をわかりやすく明記するとともに、学生の自主学習を促すために、授業外における学習方法・内容及び授業1回あたりの準備学習に必要な時間を記載している。加えて、シラバスでは、それぞれの科目を学習する上で、事前に履修しておくことが望ましい科目や、同時、あるいは学習後に履修することが望ましい科目などを記載し、科目間の関連を明示することに努めている。また、成績評価方法として、授業への取組、小テスト等、必ず評価基準を複数設けるようにしているが、成績評価の方法の中に「出席」は含まれていない。更に、授業における双方向性を高め、対話型の教育を進めるために、課題に対するフィードバックの方法について具体的に記入している。なお、シラバスの記載内容については、第三者によるチェックが行われている(資料4-20)。

学生の主体的参加を促す授業としては、まず学生が実際の職場で短期間働いてみて社会経験を積むインターンシップⅠをはじめとする多様なアウトキャンパス・スタディの科目が用意されている。例えばインターンシップⅡでは、就業体験を通して、仕事とはどういうものか、仕事において何が必要とされるかなどを体験的に学び、社会性や様々な技術、そして職業観などを得ることを目的に、市民のためのパソコン講座の運営、FMラジオ局での番組の制作と放送、市の活性化のためのアイデアを競うコンテストへの参加などを行っている。また、以前より開講しているボランティア実習では、障害者ボランティア、野外活動ボランティア、環境保全ボランティアの3つの異なったボランティアのあり方を、講義と実践の両方を通じて学びながら、障害者を取り囲む実情、野外活動における介助や安

全管理、環境教育を目的とした景観や生物の管理手法を理解し、「共生社会」を目指す意欲を高めている。これらの科目は、教室を飛び出し、実際に社会の現場に飛び込んで、地域社会の様々な人々と触れ合うことを通じて、卒業後に必要となる社会的な力を実践的に学びとることを狙いとしている。また、キャリア系の科目では、企業が現実直面している問題について、チームで協力し問題解決を図る「課題解決型授業」が取り入れられるなど、授業方法の転換の試みが行われている(資料 4-2pp.III 10~14、資料 4-3pp.38~42、資料 4-4pp.38~42、資料 4-5pp.36~41、資料 4-6pp.III 11~17)。

更に、学生の主体的参加を促すために各学部でも独自に様々な取組が行われている。例えば経済経営学部では、毎年11月に開催される「学部デー」において、1年次の受講者にはフィールド・トリップとして社会の現場の体験学習を取り入れており、また、3年次演習の受講者によるプレゼンテーションをコースごとに行っている(資料 4-21、資料 4-22)。他にも、学生に内省を促す方策として「学生生活カード」を作成させている。これは、各ゼミナールの開始時に学生がゼミナール担当教員に提出するものであり、単位修得状況、以前に設定した目標の達成状況、今後の目標などを記入している(資料 4-23)。また、メディア情報学部では、授業アンケートなど学生からのフィードバックに関する結果について毎月1回のペースで行われる「学部FD会議」で議論を交わし、問題提起、検討や提案を行っている。また、教員間で授業の方法や内容に関する情報交換も文化情報学研究所会議において定期的に行っている(資料 4-24)。更に、学部独自に「学生情報カード」を作成し、指導に関する留意点等を記入し、学習成果を把握し、記録している(資料 4-25)。これを次年度のFAに引継ぎ、随時、学習成果(資格取得等も含む)を追記して、継続的な指導を行っている。学習成果不振者については、学生情報カード及び成績表をもとに個別指導を行うとともに、それらの状況を教務委員会やFD会議等で報告し、実施状況や成果をチェックしている。

なお、各学部とも4年間を通して少人数制ゼミナールを設置し、1ゼミナールあたりの受講者数を10~20人前後とすることによって学生が主体的に参加できる授業を展開している。(資料 4-26)。また、ゼミナールを担当する教員は、学生のFAとして、ゼミ生の履修指導も行っており、学生が相談できる時間として通年でオフィスアワーを設定している(資料 4-27)。また、春学期初めのガイダンスや1年次生向けのオリエンテーション・キャンプ(新入生セミナー)においても履修指導を行っている。その他、実習科目や演習科目など機器や人数などの制約がある科目については、事前登録の制度を設け、適正な範囲の受講者数になるように配慮している。

大学院においても、専門性の獲得を目指したシラバスを設定し、複数の成績評価基準などを明示している。また、各教員のシラバスについては、第三者により、大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが反映されているかのチェックが行われている(資料 4-19、資料 4-28)。

研究指導については、研究科・専攻毎に研究指導計画が定められており、大学院要覧などに明示している。そこでは、年間スケジュール(学位論文指導の流れ)が示されており、それに基づいて、大学院生全員が指導教員の指導のもと、個別の研究計画書を作成することを義務付けている。例えば、総合政策研究科では、4月のガイダンス時に提出された「研究計画(案)」について、研究指導担当教員が検討し、学生と相談の上で「研究計画」を決

定している。この「研究計画」を主査である演習担当教員と副査の教員が共同で検討し、研究指導における留意点を確認して「研究指導計画」を策定する。更に、それを文書化した「研究指導計画書」を総合政策研究科委員会で審議し、了承されたものが演習担当教員を通して大学院生に手渡される。その際には、当該演習担当教員がその詳細を大学院生に説明するとともに、大学院生からの疑問に答えることになっている。なお、総合政策研究科は主査と2名の副査による共同研究指導体制をとっている。1年次秋学期の第一次中間発表、2年次春学期の第二次中間発表を経て2年次秋学期の学位論文提出の過程で、この「研究指導計画書」にしたがった共同指導を行っている(資料4-7pp.19~21、資料4-28)。

また、心理学研究科においても、研究科の研究指導計画に基づき、学生と指導教員それぞれの年間スケジュールが示されており、それに従って研究のための指導計画が具体的に策定される。更に、同研究科でも1年次秋学期と2年次春学期に学位論文の構想などについて中間報告を行っているが、そこで学生は研究科全教員による指導を受け、指導教員による「研究指導計画書」に従った共同指導を受けることになっている(資料4-7pp.42~43)。なお、心理学研究科では、正規の授業における学位論文作成の指導に加え、臨床心理学専攻においては心理カウンセリングセンターの助教による、臨床心理士試験対策の課外指導を行うことで、学生の資格取得・知識の向上に努めている。また、臨床心理学・犯罪心理学両専攻の学生で法務省専門職員試験受験を希望する学生に対しても、犯罪心理学専攻の教員を中心に課外の受験指導を行っている(資料4-29、資料4-30)。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳密性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係わる責任体制及び手続きの明示
- ・ 適切な学位授与

本学における授業科目の履修は、単位制を採用している。各科目の単位数は学則に沿って設定されており、1単位と計算される学習時間数は45時間である。この時間数は教室における授業時間だけでなく、各自が行う自習時間を含めて計算することになっており、講義・演習、外国語・実習・実技、実験など授業科目の内容別に定められている。なお、一度修得した授業科目の単位の取消は、認めていない(資料4-2p. I -5、資料4-3p.5、資料4-4p.6、資料4-5p.5、資料4-6p. I -7)。

既修得単位の認定については、大学設置基準第30条を根拠として、本学学則の第36条の2において入学前の既修得単位の認定について「教育上有益と認めるときは、学生が本

学に入學する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入學した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と定めている。同じく、第2項において「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入學する前に行った文部科学大臣が別に定める大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる」とも定めている。なお、同じく、第3項では、「前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする」と規定している(資料4-16)。

成績評価方法は、複数の成績評価基準により多面的に行われる。評価基準は、科目ごとにシラバス上に明示している(資料4-20、資料4-31、資料4-32、資料4-33)。定期試験を含めて、単位修得条件が数値化される場合には、100点満点中、60点以上を合格、60点未満を不合格としている。合格者に対しては、原則として相対評価がなされ、上位から20%(±5%)・30%(±5%)・30%(±5%)・20%(±5%)の割合で、それぞれA・B・C・Dの成績評価が与えられる。また、不合格者にはFの成績評価が与えられる。更に、学習到達度を測ることを目的として、GPAを導入している。なお、成績評価については、学生からの疑義申立ての制度を設けている(資料4-2pp.Ⅱ8~9、資料4-3pp.24~25、資料4-4pp.24~25、資料4-5pp.22~24、資料4-6pp.Ⅱ8~9)。

卒業要件は、「履修ガイド」に明記しているほか、毎年度当初に学年ごとに実施するオリエンテーションで詳細に説明している。また、各学部とも、卒業研究(ゼミ研究)が卒業の条件となっており、演習指導教員の指導のもとで作成した卒業論文を審査している。例えば、経済経営学部では、卒業論文について統一した執筆要項を作成し、学生に周知している(資料4-34)。卒業論文については、演習指導教員が責任をもって指導することになっているが、毎年1月に卒業論文提出日が設定されており、その際、学部教務委員会が厳格に形式審査を行うことになっている。また、現代文化学部では、学位論文審査基準を定め、審査基準に基づき審査を行っている。審査は、主査・副査の2名が担当し、学位論文執筆者との質疑応答は、3年次生と4年次生が参加する卒業研究発表会の場で行われている(資料4-17)。

卒業判定は、教務委員会においてその修得単位数等の外的要件を精査した上で、最終的には教授会における審議を経て最終決定するという手続きを踏むことにより、その責任を明確にするとともに遺漏のないようにしている(資料4-34)。

大学院においては、「大学院要覧」「大学院シラバス」の中で、演習及び講義科目についてそれぞれ演習・講義の目標、演習・講義内容及び成績評価方法が明示されている(資料4-7p.16,37、資料4-28)。成績評価は、A、B、C及びFであり、それぞれ80点以上、70点以上79点以下、60点以上69点以下、及び60点未満であり、A、B、Cが合格で、Fが不合格であることを「大学院要覧」に明示している。学位取得の為には、総合政策研究科の各専攻は32単位以上、心理学研究科各専攻は34単位以上を修得し、更に修士論文を提出し最終試験に合格しなければならない。最終単位認定は、各研究科委員会で行われ、適切に運用されている(資料4-7pp.5~18、32~33、37~38、40~41)。

学位論文の審査基準は、「大学院要覧」に明示されている。すなわち、当該研究領域にお

ける修士としての十分な知識を習得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているかを審査する。具体的には、研究テーマの適切性、研究テーマに関する先行研究レビューの適切性、研究結果・結論に至る検証の適切性、研究内容の独自性、論文の形式・体裁の適切性、特記事項という6つの項目を審査の基準とし、それぞれを5段階で評価し、その上で総合的に判断して評価を下している。学位論文の最終審査(口頭試問)は、主査1人、副査2人の複数の教員が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、合否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的合否判定を行っており、修了認定の客観性及び厳格性は確保できている(資料4-7pp.17~18、40~41)。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

本学では、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況を、①「駿大社会人基礎力」の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③卒業研究又はゼミ研究の成果把握、によって総合的に行う。「駿大社会人基礎力」の到達度の確認は、ルーブリックを活用して行う(資料4-1)。成績評価は、学習の到達目標の明示から始めて、多様な評価項目を異なった比重で評価し、最終の成績評価に活用している。その際には、記憶だけではなく、様々なスキルを査定している。なお、学生には成績だけではなく、フィードバックを与えている(資料4-20、資料4-31、資料4-32、資料4-33)。卒業研究又はゼミ研究については、各学部が作成したチェック表を活用し、総合的な評価を行っている(資料4-34、資料4-35、資料4-36)。

なお、学期末に実施する授業アンケートには、学生の学習成果を測定するための評価指標項目として「内容理解」「知的満足」などを設けている(資料4-37)。また、毎年各学部の情報処理基礎科目の時間を用いて Web アンケートを実施して、春学期をほぼ終了した時点の初年次生を対象に、講義内容について、関心の広がり、将来有用性、理解度などについて調査を行い、経年の比較を試みている(資料4-38)。その他、秋に行う「学生生活基本調査」において、学生の週平均の学修時間の把握を行っている(資料4-39)。また、2017(平成29)年度には、2014(平成26)年3月の卒業生を対象とした、「駿河台大学『教育力』に関するアンケート」を実施し、本学の教育内容について、在学中の満足度や卒業後に役立つのかなどを調査した(資料4-40)。

大学院においては、修士課程の修了要件・学位授与手続き及び学位論文の審査基準等を「大学院要覧」に明示して、その適切性を確保している。学位論文の最終審査(口頭試問)

は、主査1人、副査2人の複数の教員が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、合否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的合否判定を行っており、修了認定の客観性及び厳格性は確保できている。なお、大学院においても授業アンケートを実施しており、学生の学習成果を測定するための評価指標項目として、「内容理解」「知的満足」などを設けている(資料4-41)。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、2016(平成28)年度に学長が本学の「教育の質の向上」に向けて新たな目標と計画を示した「グランドデザイン2021」を策定した。そこでは、「地域の中核的人材の育成」に向けて、「社会人基礎力」及び専門的知識・技能の活用力を身につけることを目標に、教育について取り組むべき課題が明示されている。具体的には、①新カリキュラムに基づく教育の実施、②3ポリシーに基づく教育の実践、③教育成果の把握、分析に基づく教育改善、④主体的学びの推進、⑤学習支援の強化、⑥初年次教育の充実、⑦グローバル教育の推進、⑧スポーツ教育の推進、などである(資料4-42)。各学部及びセンターは、それを受けて、アクションプランを作成し、それぞれの課題について取り組むべき具体的活動内容と目標を明示し、年度中には進捗状況、更に年度末には実施状況を報告し、自己評価と学長等からの評価を受けることになっている。例えば、2017(平成29)年度のメディア情報学部においては、「①新カリキュラムに基づく教育の実施」について、新カリキュラムの学習計画モデルの作成とカリキュラムマップの活用に取り組むべき具体的活動内容として挙げている。そして年度途中の進捗状況のところで、学習計画モデルの作成が遅れていると報告するが、年度末の実施状況においては学習計画モデルとカリキュラムマップの完成を報告し、自己評価と学長等の評価のいずれにおいてもA判定を得ている(資料4-43)。なお、アクションプランの内容については、学長・副学長をはじめ学部間での情報交換の場が設けられ、そこで次年度に向けた改善・向上点などが検討されている(資料4-44)。

また、本学では、毎月開催されるFD委員会が教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。例えば、学期末に実施する授業アンケートの結果については、FD委員会で報告・検討された上で、IR実施委員会において結果の概要がまとめられ、授業により身についた知識・能力・技術や受講満足度などについて学年別、学部別の分析が行われている(資料4-37)。また、そうした分析結果については全学研修会において報告され、教職員間で情報の共有と意見交換が行われている(資料4-45)。更に、FD委員会の決定により、授業アンケートの結果を受けて全教員が「授業改善計画書」を作成して、提出することになっている。そこでは、該当する授業において、今年度取組んだ授業改善の手法、将来取組みたい授業改善の手法、社会人基礎力の評価、今後の授業改善の取組などについて回答がなされている(資料4-46)。なお、授業改善の手法の結果のうち「学生による発表」「グループワーク」「学生同士のディスカッション」などについては、副学長が提出

するアクションプランの主体的学びの推進の達成度を評価する際の指標として利用されている(資料 4-47)。また、毎年実施している「新入生アンケートー学びの移行調査」についても、IR 実施委員会において結果の概要がまとめられて、全学研修会において報告・検討がなされている(資料 4-38)。

その他、点検・評価を行う際の根拠となる資料として、現代文化学部のように学部独自で1年次生アンケート、フィールド・スタディ科目アンケート、4年次生アンケートを実施している例がある(資料 4-48、資料 4-49)。また、心理学部のように、教育課程については、日本心理学会の認定する認定心理士資格を取得可能になっているかどうかという基準をもって、その適切性を確認している学部もある(資料 4-50)。なお、いずれの学部も教育課程及びその内容、方法の適切性について学部 FD 会議において検証が行われ、その結果をもとにカリキュラムの見直しを行うなど改善・向上に向けた取組みを行っている(資料 4-24、資料 4-50、資料 4-51、資料 4-52)。

大学院においても授業アンケートの結果を受けて、各教員が「授業改善計画書」を作成して提出している。それらを各教員及び研究科委員会において確認することで、学習成果の確認と教育の内容や方法の改善を図っている(資料 4-41、資料 4-53)。また、FD 会議を研究科全体、専攻ごとに行う中で、必要に応じて学生自身の問題や教育成果の向上方法について議論することで、教育成果の改善に向け努めている(資料 4-54、資料 4-55)。

(2) 長所・特色

本学では、全学部共通の科目としてキャリア教育科目群が置かれ、学生はそこから、必修 4 単位を含む 6 単位以上を履修することになっている。これらの科目の大半で、自ら考え・取組み、他の学生と協働するアクティブ・ラーニング型の授業が実施されており、「駿大社会人基礎力」を磨く格好の機会を提供している。また、同じく全学共通の科目として地域科目群が置かれているが、その中には地域社会を学びの場とする多様なアウトキャンパス・スタディが含まれている。具体的には、地域の職場で短期間働いてみて、社会経験を積む「インターンシップⅠ」、地域社会のニーズに応えたプロジェクトに参加したり、祭や通学合宿などの「まち」のイベントに参加したりすることを通じて、社会に出るとどのようなことが求められるのか、どのように行動しなければならないかということを経験的に学ぶ「インターンシップⅡ」と「まちづくり実践」、ボランティアのあり方を実践から学んでいこうとする「ボランティア実習」などがそれにあたる。これらの科目も「駿大社会人基礎力」を身につける上で格好の学びの場を提供している。また、すべての年次において少人数ゼミナールに属することが必須となっており、教員と学生が双方向で学ぶ場が保証されている。とりわけ 4 年次においては、どの学部も卒業論文又はゼミ研究が必修となっており、各学部が作成したチェック表などを用いて、学位プログラムの基礎となる専門的知識・技能の活用力の評価・測定が行われている。

更に、それぞれの学部ごとの長所・特色は以下のとおりである。まず法学部は、出口を意識した 3 コース制を設置して、理論にとどまらず実践的な内容を構築している。また、演習では履修や進路につききめ細かい指導をしている。経済経営学部では、1 年次に経済学・経営学が取り組むべき課題を知るための導入として基礎教育科目と専攻基礎科目を設定

している。経済学・経営学の幅広い知識を身に付けた上で、2年次以降に専門知識をより一層深めていくという学部の教育課程が在学生の満足を向上させている。メディア情報学部では、学生の興味関心に合わせて、柔軟に他コースの科目を履修できるようにしている。また、講義科目・演習科目・実習科目をできるだけセットにし、知識を得てそれを使いこなすことができるように教育を行っている。更に専門分野の特別講師を積極的に招聘し、各業界の最新情報を得るとともに、就職に関しても理解を深めることができるようにしている。現代文化学部の特色として、卒業研究とフィールド・スタディ科目を挙げることができる。学生は卒業研究の内容を口頭発表することが義務づけられており、発表会は、4年間で培ったプレゼンテーション能力が試される場であると同時に、自分の研究に対して、多様な意見を受け取ることができる貴重な機会となっている。心理学部では、認定心理士資格取得可能な教育課程となっており、心理学を基礎から応用まで偏りなく学ぶことができる体制となっている。また、3年次から3コース制をとることにより、1・2年次の学びを通じて関心を深めた領域についても専門的に学ぶことができるという特色、及び哲学・宗教学・社会人類学という心理学関連分野をも学ぶことができるという特色がある。

大学院について、まず総合政策研究科は、その教育目的にある地域的課題の解決につながり得る教育内容の1つとして、2015（平成27）年度より、近隣自治体の飯能市役所・入間市役所・日高市役所から職員の委託生を受入れ、専攻を横断した講義を実施している。春学期、秋学期、それぞれ15回の講義を、3専攻の教員が分担して開設しているが、いずれも高い評価を受けており、今後、官学連携の地域貢献に発展する可能性がある（資料4-56）。また、心理学研究科では、修士論文の質的向上を果たし、臨床心理士試験や法務省専門職員試験の合格者を増加させるよう、課外指導も含めて、より一層の指導を行っている。実際、臨床心理士試験では毎年合格者を排出し、2017（平成29）年度は新卒の受検者7名が全員合格するという成果を挙げている（資料4-57）。また、法務省専門職員試験の合格者については、2015年度は4人輩出という成果を挙げている。

(3) 問題点

本学には近年、AO・推薦入試で入学する学生が増加しているため、志望動機や目的の希薄化傾向がみられる。また、通信制課程の出身者や外国人学生の増加など入学者層も変化している（大学基礎データ表3）。そうした中で、入学定員の充足率は2017（平成29）年度に反転・上昇したものの、年度別の中途退学率は、この数年間で見ると5%前後で横ばいに推移している（資料4-58）。中途退学率の減少を実現するために、初年次教育の充実や学習支援の強化などを更に図ることは本学の重要な課題である。

また、入学してくる学生の学力の変化に対応した授業内容及び方法の改善も、依然として課題である。新入生アンケートにおいて、授業の理解度について、5学部全体の傾向として、34.6%の学生が「ついていけない」と感じていることは重く受け止めるべきであり、授業内容・方法の改善に取り組む必要があることを示唆している（資料4-38）。背景の異なる多様な学生に対する教育指導法として、双方向型、あるいは問題発見・課題解決型の授業は一定の有効性を持つと考えられており、本学でもキャリア教育やアウトキャンパス・スタディなどの多くの科目においてそうした指導法が試みられている。しかし、授業の形態や

クラスサイズに応じた双方向型授業の導入のあり方などについては、まだ多くの検討の余地を残している。今後、更に学生の学習意欲を高めるための工夫を重ねていくとともに、そうした教育の内容や方法についての点検・評価を行い、改善に結びつけていくプロセスを確かなものにしていく必要がある。

更に、学習成果の測定方法についても多くの課題を残している。ルーブリックを活用した測定や、卒業生等への意見聴取も始まったばかりである。例えば、本学の学生が社会に出るまでに身につけるべき基礎的・汎用的能力を示した「駿大社会人基礎力」の測定は、一部の授業でルーブリックを開発して行われているものの、その他としては、シラバスや授業評価アンケート等の項目として利用されるにとどまっており、授業改善に活かすなど大学全体として「駿大社会人基礎力」の活用が十分になされているとは言い難い。本学の教育研究センターの研究プロジェクトによる分析から、現状では、基礎力が「基礎的な力」と「考える力」の育成にとどまっており、基礎力が十分に積みあがっていない状態にあること、教員・学生の基礎力への理解が十分でない上に同じ名称の基礎力でも学生側と教員側で異なる解釈をしている可能性があることなど、問題点が明らかにされつつある(資料4-59)。今後、シラバスや授業アンケートをはじめとする学生評価の検証を進め、学習成果や成績評価の考え方を見直していく中で、「駿大社会人基礎力」そのものの見直しを検討することも必要になるであろう。

なお、大学院についても、総合政策研究科については、学部からの進学者が少なく、留学生や社会人が多数を占めているため、背景の異なる学生に対する教育指導法の開発という課題を抱えている。また、心理学研究科においても犯罪心理学専攻では、入学意図が不明な学生が散見され、退学に結びついているという問題がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、これを公表している。また、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。すなわち、各学部ともディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を修得させるために、共通教養教育、専門教育を体系的に配置し、これを「履修ガイド」などで公表している。また、共通教養教育と専門教育の両面において、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、科目のナンバリングを行うなどして、教育課程を体系的に編成している。また、そのことは、カリキュラムマップを用いて明示している。更に、シラバスの内容を整備・充実させるとともに、4年間を通しての少人数制のゼミナールの設置、アウトキャンパス・スタディやキャリア科目の積極的な導入など、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

成績評価は複数の評価基準により多面的に行われており、その評価基準は、科目ごとにシラバスに明示されている。卒業要件は、「履修ガイド」に明記しているほか、オリエンテーションで詳細に説明している。卒業判定は、各学部の教務委員会において修得単位数などを精査した上で、最終的には教授会で決定している。なお、大学院における学位論文の審査基準は、大学院要覧に明示されており、当該研究領域における修士としての十分な知識を習得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか審査する。修士論文

の最終審査は、主査1人、副査2人の複数の教員が審査基準に従って審査し、可否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的な可否判定を行っている。以上のように本学は、学位授与を適切に行うための措置を講じている。

本学は、学習成果を測定するための明確な指標を設定し、そこでの学習成果を把握及び評価するための方法の開発に努めている。成績評価は、多様な評価項目を異なった比重で評価し、成績評価に活用している。卒業研究又はゼミ研究の評価には、各学部が作成したチェック表が活用されている。授業アンケートや新入生アンケートなど学習成果の測定を目的とした学生調査も行われている。卒業生への意見聴取も開始した。更に、アンケートや意見聴取の結果は、IR実施委員会でまとめられ、FD委員会や全学研修会で報告・検討されている。また、授業アンケートの結果を受けて、各教員は授業改善計画書を提出し、教育の内容や方法について改善すべき点などを回答している。なお、本学では学長が策定した「グランドデザイン2021」において、教育について取り組むべき課題が明示されている。各学部及びセンターは、それを受けて、アクションプランを作成し、取り組むべき活動の具体的内容と課題を明示し、年度末にはその達成度を評価した上で、来年度の改善につなげることになっている。すなわち、本学は、教育の内容、方法について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

もちろん、本学にも背景の異なる多様な学生に対する教育指導法の開発、学習成果を測定する指標としての「駿大社会人基礎力」の見直しなど、いくつかの課題は残っている。しかし、上述の諸点を総合的に判断すると、本学は基準4 教育課程・学習成果において、大学基準を満たしていると考えられる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受入方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

全学、各学部及び各研究科の「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」については、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」の内容を踏まえ、それらと同時に策定されている。学部については「大学案内（2018）」（資料 5-1 pp.78~79）に、大学院については「大学院ガイド（2018）」（資料 5-2 p.5、7、13、17、21）に掲載するとともに、いずれについても本学ホームページ（資料 5-3、資料 5-4）に掲載している。

また、全学及び各学部の「アドミッション・ポリシー」には、「求める学生像」としてどのような意欲等をもった人材を求めているかという点とともに、「高等学校において学んできてほしいこと、身につけてほしいこと」として、求められる学習歴等を具体的に記載している。更に、以上のような入学者を選抜するために、学力試験、面接試験、書類審査、模擬授業及び課題審査等を取り入れた多様な入試を実施することとし、判定方法についても明示している。

大学院の「アドミッション・ポリシー」においては、入学前の学習歴、学力水準等に関する記述が一部（心理学研究科臨床心理学専攻）にはあるものの（資料 5-2 p.21）、全体として明確に示しているとは言えない。また、判定方法についても明示していない。

以上のことから、学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえるが、大学院については、学力水準等や判定方法について明示されていないので、それらが課題である。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学士課程においては、全学及び各学部の「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシ

一)」において、多様な入試を実施する旨を明記しており、これに基づき、2018（平成30）年度入学者に対する入学試験として、推薦入試、AO入試、一般入試、センター方式入試等を実施している。

入学者選抜の方法は全学共通としている。推薦入試は書類審査、若しくは実技試験と面接試験、AO入試は書類審査と面接試験・スクール課題評価もしくは実技課題評価としており、評定要素ごとに全学部共通の方法で得点化を行っている。一般・センター試験は合計得点によって判定している（資料5-5 pp.4~11）。

入学者選抜の制度については、入学試験制度委員会、学部長・入試委員長会議において検討し、多面的かつ適切な評価を実施するために、必要に応じた制度等の見直しを行っている。

具体的な入学者の選抜にあたっては、すべての入学試験において、各学部入試委員会で合否判定の原案を作成後、全学の合否判定調整会議を経て、各学部教授会で審議のうえ、合否を決定しており、責任の所在を明確にするとともに、全学的な観点から公正な選抜が行われる体制を取っている。

修士課程においては、一般入試、社会人特別入試、留学生特別入試の入試制度を設けている（資料5-2 pp.29~30）。

入試委員会は設置されていないが、これは研究科全体で入学試験を実施する体制を取っているためである。合否判定の原案も各研究科委員会において作成しており、全学の合否判定調整会議を経て、研究科委員会で最終的に合否が決定されている。筆記試験の結果はもとより、研究計画書を中心として面接の評定も得点化され、公正な選抜が行われる体制を取っている。

また、入学希望者のうち障害がある受験生に関しては、照会があった時点で事前相談などにより、入試及び入学後に配慮すべき点について十分に確認したうえで、本学の受け入れ態勢を説明している。全学としては、「学校法人駿河台大学における障害のある学生等への支援に関する規程」第7条において、必要な支援の申し出を認めており、「学校法人駿河台大学における障害のある学生等への支援ガイドライン」4(5)①において、具体的な配慮内容について規定している。個別の学部でも、心理学部では、学部FD会議での検討により、共通認識を形成している（資料5-6）。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制については適切に整備されており、また入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

〈学士課程〉

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

〈修士課程〉

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

(1) 学士課程

2017（平成29）年度は、入学定員900人に対する入学者数は948人で1.05倍（大学基礎データ表3-1）、編入学収容定員100人に対する学生数は72人で0.72倍、収容定員3,760人に対する在籍学生数は3,308人で0.88倍（大学基礎データ表4-1）である。2016（平成28）年度までは漸次入学者数を減少させていたが、2017（平成29）年度は、1倍以上の入学者数を確保することができ、収容定員の減少にも、0.86倍から0.88倍へと歯止めをかけることができた（大学基礎データ表4-1）。

入学者数が減少していた法学部・経済経営学部・メディア情報学部については、2015（平成27）年度に、法学部を260名から240名に、経済経営学部を240名から230名に、2017（平成29）年度に、法学部を230名に、経済経営学部を200名に、メディア情報学部を160名から150名へと、入学定員を削減し、現代文化学部については、2015（平成27）年度に130名から150名に、2017（平成29）年度に180名へと、入学定員を増加しており、これらの入学定員枠の変更を通じて、全体としての入学者数の確保に尽力してきている（大学基礎データ表3-2）。しかしそれでも2017（平成29）年度については、法学部・メディア情報学部については、入学定員数に達しない状況が続いている。

全体としては、2018（平成30）年度は、更に入学者数の確保が見込まれる状況にあり、収容定員に対する在籍学生比率も今年度以上の回復が見込まれている。

しかし、入学定員数の頻繁な変更は、場当たりの対応と認めざるを得ず、今後は中長期的視野に立ったうえでの入学定員数の設定が必要である。

(2) 修士課程

2017（平成29）年度は、収容定員102人に対する在籍学生数は34人で0.33倍である（大学基礎データ表4-2）。本年度の入学者数は21人で、2014（平成26）年度の17人を上回るものとなったが、入学者比率は0.30倍と、依然低い状態が続いている。さらなる学生確保の取組みが必要であるとともに、入学定員を実情にあわせ変更する必要も認められる。

以上のことから、適切な定員設定や収容定員に基づいた在籍学生数の管理は、十分には行われていないと判断される。その改善が今後の課題である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学士課程については、大学全体の入試に関して、年度末に入学試験制度委員会、年度初めに学部長・入試委員長会議において、入学試験の実績、入試広報に関する各種資料等に基づき、入試担当副学長が入試総括を作成して成果を評価するとともに、次年度以降に向けた課題を確認、検討し、入学試験制度委員会や学部長・入試委員長会議において改善策を策定している（資料5-7、資料5-8）。

各学部においても、年度末に入試委員長が同様の資料に基づき、入試総括を作成して成果を評価するとともに、入試委員会・教授会において課題を検討し（資料5-9、資料5-10、資

料 5-11、資料 5-12、資料 5-13)、更に、入学試験制度委員会、学部長・入試委員長会議において、それを報告し、点検を行っている。以上のように、点検・評価の結果を次年度の改善・向上につなげる体制が構築されており、また、全学的な方針が各学部の活動に反映されるようになっている。

修士課程については、成果の評価、課題の検出とそれに基づき改善策の策定などを行う全体的な仕組みは構築されていない。今後の課題である。

以上のことから、学生受け入れに関する定期的な点検・評価、それによる改善・向上に向けた取組みについては、学士課程については適切に行われていると判断できる。しかし修士課程については行われていないので、今後の課題である。

(2) 長所・特色

学士課程については、入学試験制度委員会、学部長・入試委員長会議、大学入試センター試験実施委員会、入試実施委員会、入試問題作成小委員会などの全学的な組織を通じて、管理・運営しているため、全学的な体制で入試に取組むことができている。成果評価や課題点の検討なども各学部だけにとどまるのではなく、全学的に共有し、課題解決に取組むことができている。

(3) 問題点

学士課程については、2017（平成 29）年度は、2012（平成 24）年度以来続いていた入学定員割れを回復することができたものの、2014（平成 26）年度以来続いている収容定員割れについてはいまだ回復に至っていないので、引き続き入学定員以上の確保に向けた取組みを継続していく必要がある。

また 2015（平成 27）年度以降、頻繁に入学定員の変更を行っているが、今後は中長期的視野に立って、入学定員数を設定していくことが必要と考える。

修士課程については、入学定員割れ・収容定員割れが常態化しているので、根本的に対策をとる必要がある。またそれらのことを検討する各研究科及び全体における組織がないので、その構築が必要である。

(4) 全体のまとめ

学士課程については、各学部入試委員会と全学的な入試関連委員会の連携のもと、全学的な入試対策の取組みを進める体制が構築されており、2017（平成 29）年度については、6年ぶりの入学定員確保を遂げることができたことは、外在的な要因があるとはいえ、その成果ととらえられる。とりわけ、年度初めにおける各学部入試総括の検討は、学部間の温度差を縮める効果が期待されるので、総括内容に関しても一層の徹底を図っていきたい。

修士課程については、多くの課題が見受けられるので、その解決のための仕組みの構築が必要である。

以上のことから、本学は、基準 5 学生の受け入れにおいて、点検・評価項目③の適切な定

第9回自己点検・評価報告書

員設定と収容定員に基づいた在籍学生数管理については不十分な面を残すものの、その他の側面については基本的には大学基準を満たしていると考えている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的に基づき、求める教員像を明示しているか。
 評価の視点2：大学の理念・目的に基づいた学部・研究科の教員組織編制に関する方針を明示しているか。

本学の求める教員像としては、大学教員としての必要条件として、学校教育法及び大学設置基準に準じた能力・資質を、大学学則及び教員任用規程において明示している（資料6-1 第5条、資料6-2 第1条）。大学院の教員に関しても同様に、大学院設置基準で定められている必要な能力・資質が大学院学則（資料6-3 第5条）で明示されている。この上に、本学の建学の理念である「愛情教育」に基づいて求める教員像を、「駿河台大学憲章」において「教育」「研究」及び「地域との協働」の3つの観点から明示している（資料6-4）。各学部に関しては、「教員組織の編制方針」の中で、大学憲章の理念に基づき学部の3つのポリシーに沿った教育研究実現の観点で明示している（資料6-5）。

示された教員像に沿った人材をどのように編制するかに関しては、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに沿った教育の実施の観点から、学部、大学院及び各センターに教員配置の方針が明示されている。

各学部とも、1学科複数コースの構成に基づいてコース毎のカリキュラム・ポリシーが示されている。現代文化学部及び心理学部は、コース編制及びカリキュラム・ポリシーに基づいた編制方針が明示されているが、法学部、経済経営学部、メディア情報学部においては、各コースのカリキュラム体系と教員組織の編制の関係が曖昧であり、関係性を明確に示すことが求められる。

以上のことから、「教員組織の編制方針」については、本学の規程及び大学公式ウェブサイトにおいては明確に公表されており、形式的な観点では適切な明示の必要条件を満たしているといえる。しかし、内容面では、各学部・研究科の3つのポリシーとの関係性が不明瞭な部分があり、編制方針の明示としては十分条件を満たしていないため、改善が求められる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：教育研究活動を展開するための組織編制案が示されているか
 評価の視点2：編制案実現に向けた措置は適切か

具体的な教員組織編制にあたっては、年度当初、学長・副学長会議において、各学部の在籍者数及び次年度の学生募集予測などに基づき、設置基準に配慮しながら教育研究に必要な各学部の専任教員定数案が示される（資料6-6）。これを受けて、学部カリキュラムに

即した分野別の教員配置は、各学部及び各センターが人事計画を策定し、学長・副学長会議及び部局長会議で調整する（資料 6-7）。最終的には理事会が各学部の教員定数を決定している。なお、各センターについては、共通教育科目編制から教員定員数を定めたものを明示しているが（資料 6-7）、学部については、毎年その数を検討せず固定値のままである。

明示された各学部・センターの教員定数に基づき、各学部は学位プログラムに即した教員配置を行っている。大学院の担当、新コース開設などの事情によって、一部の教員の負担が増えるという問題が学部によっては発生しており、負担の平準化が課題とされる。60歳以上の教員比率の高い学部（法学部 15%、経済経営学部 42%、メディア情報学部 27%）、女性教員の比率の低い学部（法学部 20%、メディア情報学部 6%）が見られ、年齢構成、男女比の面でアンバランスな面がある。

本学は、全学共通科目の実施は、外国語科目、情報処理科目、キャリア科目及び体育科目はそれぞれを主管するセンターで行われ、教員編制方針に基づいた教員編制の実施もセンターが行っているが、一般教養科目全体及び外国語科目の一部については、学部所属の教員が担当している。学部配置の共通科目担当教員の編制（分野・教員数）については、学長・副学長会議において討議を経て全学的に周知されている（資料 6-8）。なお、学部について、教員編制は、在籍者数等の状況に応じて毎年度見直されているが、センターの編制については、定期的な見直しは行っていない。

以上のことから、実際の教員編制については、取組むべき教育研究活動状況の的確な把握に基づいて実施されており、適切と言える。なお、共通教育科目については、今後は学部の編制と歩調を合わせた編制の検討を実施する必要が認められる。教育研究活動と直接関係するわけではないが、課程教育以外の学生指導の面から、各組織とも、年齢構成、男女比の面でバランスのとれた編制への配慮が必要であると判断される。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位ごとの募集、採用、昇任等の基準・手続きの設定と規定の整備

評価の視点2：規定に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

大学全体で、教員の募集・任用・昇任に関する規程及び手続きにおいて基準・手続きの明確化・共通化を行っている（資料 6-9、資料 6-10）。更に、昇任については、各学部・センター毎に昇任審査に関する内規を定め、それに基づいて手続きを進めている。内規に基づいた手続きの点検については学部教授会等で行われている。内規の基準の妥当性評価については、教員業績評価などが未着手であるため、客観的な根拠資料に基づく評価の実施にまでは至っていない。

教授会に所属する専任教員については、教授会の下に選考委員会を設置し、書類選考と面接のほか、模擬授業を行い、本学の教育・研究方針に対する適合性、教育に対する熱意や学生指導能力を考慮し、総合的に判断している。各センターでは、任期付き助教または専任講師を採用している。センター付教員の採用は理事会の下にセンター所属教員と、指名を受けた理事を中心とする選考委員会を設置して行われている（資料 6-12）。昇任については、各学部あるいは各センターの内規に従い、採用と同様の手続きに基づき、適切な資

格審査のもとで決定されている。

教員の募集、採用、昇任に関して、全学的に定めた規程及び手続きに沿って実施されている。更に、専任教員採用においては、任用手続き開始に当たり、該当組織の長が3つのポリシーに沿った将来構想、編制方針、必要性を明示した採用計画を学長に提出することが定められており（資料6-11）、募集・採用の実施は適切に行われている。昇任に関しては、全学共通の任用手続きに合わせて進めるが、各学部・センターの編制状況などに基づく手続きを定めた内規を整備し（執行部だけでなく、構成員にも明示する必要がある）、全学的な規程と合わせて実施することが求められる。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任については、募集、採用は規程に基づいて適切実施されているといえる。昇任については、各組織の内規に基づく点検の実施については、概ね適切に実施しているといえるが、内規の内容の適切性等の点検を行う必要がある。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：FD活動の組織的かつ多面的な実施 評価の視点2：教員の教育研究活動の評価と改善・向上への活用
--

全学委員会として、各学部・センターから選出された教員及び学務部長を構成員とするFD委員会を設置し、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を図っている。図6-1に示すように、「グランドデザイン2021」に掲げた目標に沿った全学的な課題が、学長・副学長会議を中心に各学部・センターの課題へとブレークダウンするトップダウン型体制、更に、全学FD会議、全学研修会等で各学部・センターが抱える課題を全学的に共有するとともに全学的な課題へすくい上げるボトムアップ体制の両方を構築している。

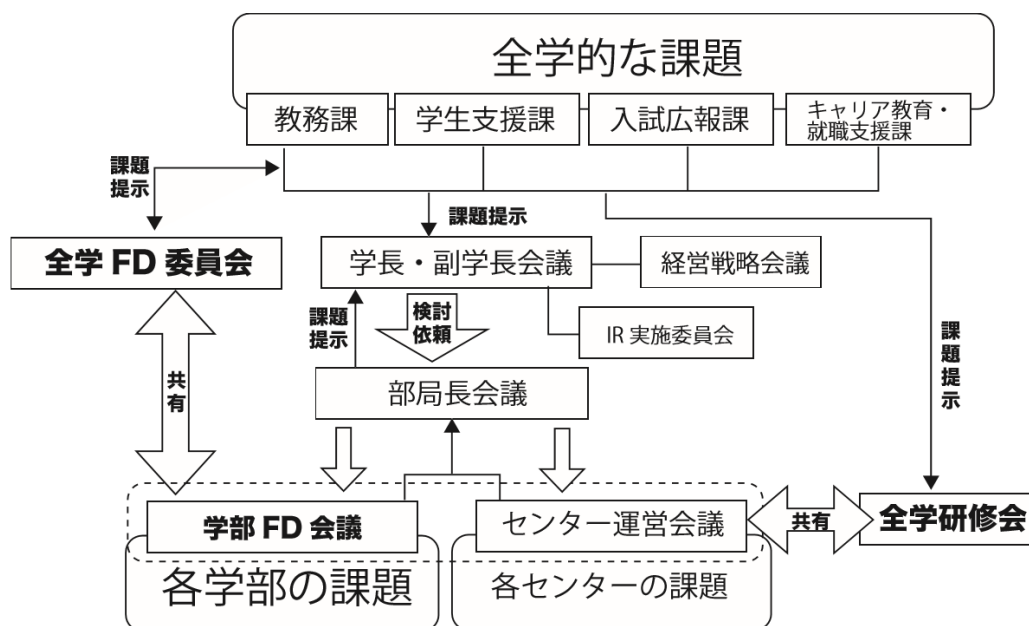


図6-1 全学的なFD体制・実施図

第9回自己点検・評価報告書

FD委員会による取組の概要は以下のとおりである。

ア 全学研修会

大学全体のFDとして、「教育力」若しくは「キャリア教育」に関する全学的なFDを春学期・秋学期に各1回開催しており、教員の参加率は各々で9割を超えるなど、教育能力の向上に努めている。

イ 授業公開・見学

春学期・秋学期に専任教員が担当する授業公開の期間を設け、専任教員による授業見学を行っている。公開に際しては、特色のある授業を例示した上で、周知を行い、見学後は見学報告書をFD委員会に提出している。

ウ 授業アンケート

教育内容及び教育方法に対する学生の評価や授業に対する学生のニーズ等を把握するため、学生による授業評価を行っており、アンケート結果は学内ポータルサイト及び印刷物の配架により、全学的に公表されている。

また、学長ガバナンスに基づき、こうした授業アンケートによるスコアが、ある一定水準を下回っている場合には、FD委員会を経て、全学部長・研究科長・センター長を構成員とする部局長会議において、学部長等による面談実施依頼を行っており、面談実施後は、速やかに事務部門に対して、面談内容・対応策等に関する報告書を提出することとなっている。

報告内容が取り纏められた後は、上記部局長会議にて面談結果報告が行われ、対応が議論されるなど、教育の質を常に重視した取り組みを行っている。

エ 授業改善計画書

授業アンケートの結果を受けて、年度末に授業改善計画書の作成を義務付けている。授業アンケート対象科目から講義・演習・実習各1科目を任意に選択し、授業アンケートの結果を受けた事項、授業改善手法に関する事項等に回答する形式としている。平成28(2016)年度においては、対象者における全体提出率90.7%であり、専任教員は117人全員が提出している。

また、各学部における定例会議として、学部FD会議をおき、原則月1回の割合で、定期的に教育内容・教育方法に関する協議・討論を行っており、毎回、実施報告書を事務部門に提出することを義務付けている。

例えば、現代文化学部については、平成28(2016)年度に教育助成費対象事業報告、卒業時振り返りアンケート分析結果報告、教員評価報告書案の検討、1年次演習科目「スタディ・スキルズ」担当者報告、新任教員研修セミナー参加報告、学部3ポリシー改正案の検討、卒業研究審査基準等について、平成29(2017)年度には卒業研究アンケート分析報告、学部授業公開、卒業研究に関する倫理審査方法、スポーツ文化学部カリキュラム等についての協議・討論を行っている。

教員の教育研究活動等の評価手続きは「駿河台大学教員評価規程」に定められている(資料6-12)。これにより、教員は適宜、教育、研究、管理運営、広報活動及び社会貢献の諸活動を業績管理システムに入力する。学部長・センター長は、5月末に業績データを取りまとめ、学部・センターとしての総評を付けた教員評価報告書を学長に提出し、学長は提出さ

れた報告書に基づき、全学的見地から分析・評価し、その結果を全学に周知するとともに、大学ホームページへの掲出も行っている。

大学全体の課題等について取組む全学研修会、主に教育活動及び各学部等の課題に取組む学部FD会議と、大学全体で他面的・重層的なFD活動が実施されており、ここ数年、大きな課題であった学生募集・就職について効果が上がっている。今年度は、教員の教育研究活動を大学・学部の行動方針の観点で評価する体制が整備されていないが、次年度からはアクションプランに沿った評価体制に取組む予定であり、各教員の活動を大学全体の向上へつなげる仕組みを整えている段階である（資料6-13）。

以上のことから、大学全体でFD推進のための組織体制は、大学が抱える諸課題に適切に取組めるように構築されており、その体制に基づく改善・向上活動も効果を上げていることから、大学全体のFDは適切に実施されているといえる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価に基づく改善・向上</p>
--

大学全体としての教員組織の適切性については、学長・副学長会議、部局長会議において、各組織のあり方を含めた教育研究活動全般を、授業アンケート、単位修得状況等の根拠データに基づく検証を実施している。各学部では、たとえば心理学部の場合のように、学部執行部や教務委員会を中心に、担当授業数、専門分野毎の教員数などに基づき、組織編制を検討し、その結果を教授会で審議するなど、それぞれの学部の運営方法に合わせた方法で点検・評価を行っている。

大学全体としては、2016（平成28）年度に定めた5年間の行動方針である「グランドデザイン2021」に合わせて制定したロードマップにおいて各取組みのKPI（主要業績評価指数）を示している（資料6-14）。教員組織の適切性はKPIに基づいても点検・評価されており、たとえば、中途退学者の減少については、全学生の出欠や単位習得データ等に基づいたIR実施委員会の分析結果などと合わせて、改善・向上に取組み、学部毎の効果に若干の差があるが成果を上げつつある（資料6-15）。各センターにおいては、ロードマップに従って、改善・向上の進捗状況を把握し、それに基づいて前述のアクションプランを定めている。各センターが取組む課題は、組織毎に難易度も異なり目標に向けた進捗状況にばらつきはあるが、年度毎に着実に成果を上げている（資料6-16）。

以上のことから、教員組織の適切性の点検・評価は、各組織が作成するアクションプランに基づいて、定期的かつ客観的な指標に基づいて実施されており、適切であると言える。組織の改善・向上については、前年度のアクションプランに基づく各組織の評価結果に基づき、次年度のアクションプランに取り入れており、PDCAサイクルの体制が整っており概ね適切であるといえる。

(2) 長所・特色

全学的な方針を定めた「グランドデザイン 2021」及びそのロードマップに基づく各教員組織のアクションプランの制定及びその点検・評価の実施によって、教育研究組織の体系的な点検・評価体系が整備されている（資料 6-17）。点検・評価方法については、学部・センターからの報告書及びヒアリングに加えて、教育研究センター、IR 実施委員会等による大学全体の分析結果を学長・副学長会議で報告・討議しており、学長のガバナンスのもとで大学全体の教育研究を多面的に点検・評価している。

以上の体制により、全学 FD 委員会、全学研修、各学部 FD 会議が有機的に連携しながら、教育研究、学生支援等の改善・向上に向けた活動に取り組み、教育面で着実な成果を上げている。

(3) 問題点

大学全体として、60 歳以上の教員の占める割合が高く、年齢構成のバランスが崩れている。そのため、今後は、定年による退職者が増えていくことが見込まれるが、現状は、若手の講師の採用だけで補っている状況である。これに伴って、中堅の准教授の占める割合が下がる傾向にあり、学部運営を担うことができる人材の確保が困難になるとの恐れがある。今後は、退職者の補充には、中長期的な視点に立って、教員組織の職階バランスに配慮した対策が必要である。

本学の基本方針である「駿河台大学憲章」では、求める教員像を「教育」「研究」及び「地域との協働」の3つの観点で示している。現状では、「地域との協働」の観点が教員組織編制にどのように反映されているかは明確でなく、「地域との協働」に関する教員の取組みの組織的な把握・評価・改善が行われていない。現時点では、地域連携センター及び地域創生研究センターが教育研究活動の支援を行っているが、一部の教員の個人的な努力に頼っている状況である。建学の理念に基づいて教員編制の観点では、「地域との協働」の観点からの全学的な編制方針を定める必要がある。

本学に限らず、大学が取組む課題は多岐にわたっている。すべての課題を限られた教員組織で取組むためには、効果的な人材配置と優先順位に基づいた取組みの実践が必要である。この視点からは、教育組織の改善・向上の中核となる「グランドデザイン 2021」及びアクションプランの現状を鑑みると、取組みの優先順位及び配置される教員の責務が曖昧なところがあり、結果として、取組みの中には定常業務の改善だけにとどまっているものがある。優先順位に基づく取組みの構造化、効果的な人的資源の配置が必要である。

(4) 全体のまとめ

2012（平成 24）年度に定めた「駿河台大学憲章」に沿って、各学部・センターにおいて3つのポリシーと合わせて定めた「教員組織の編制方針」をウェブサイト等で示しており、具体的な編制計画については、2017（平成 29）～2021（平成 33）年度の全学的な目標を定めた「グランドデザイン 2021」に基づいて定めている。各組織において、「グランドデザイ

ン 2021」に基づいて、年度毎にさだめたアクションプランに基づいて編制の点検・評価及び改善・向上に取り組んでいる。このように、大学憲章→5年ごとのグランドデザインの目標→各年度のアクションプランに基づく点検・評価という流れの中で、編制方針の明示と目指す教育研究活動を実現するために有効な編成案の策定、規程・計画に基づいた適切な募集・採用・昇任、FD活動の組織的な実施、各組織の適切性の点検・評価が適切に行われている。

教員組織の課題としては、職階編制、年齢構成、男女比など編制の人数面の偏りの是正、内容面では、「駿河台大学憲章」で掲げる「地域との協働」として掲げる目標達成に向けた教員編制に取り組む必要がある。

今後5年間では、予定している現代文化学部のスポーツ文化学部（仮称）への改組、現在60～65歳の教員の退職など、教員組織の構造が大きく変化するなかで、教員組織の編制計画の適切な実施、教員編制が抱える課題解決に取り組まなければならない。現在、学長のもとでの、実効性のある教員組織編制のガバナンス体制及び改善・向上に向けたマネジメント体制が確立されている。本学が抱える様々な課題を解決するためには、適切な権限の集中と移譲を推進して、機能的な教員組織を構成することが急務であろう。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、学生の傾向等を踏まえ、学生支援（修学・生活・進路）に関する方針が明確になっているか。

本学は、建学の精神である「愛情教育」の理念に基づき、「徹底した人格教育」により、学生ひとりひとりの個性を尊重し、教職員と学生との人格的触れ合いを通して、豊かな人間性を育成することを教育目的としている（資料7-1第1条、資料7-2）。

この目的に相応しい学生生活の適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を行うこととし、2017（平成29）年度以降の5年間に達成すべき目標と計画として策定された「グランドデザイン2021」（資料7-3、資料7-4）においては、「学生支援力の駿大（高い学生満足度）」、「就業力の駿大（目配りの行き届いた就職支援）」の構築・強化を学生支援の方針として明確に定めている。それらの方針に基づき、以下に示す諸目標における具体的な取組内容、到達目標を掲げている（資料7-5）。

- ①学生の主体的活動の支援
- ②学生の居場所の改善・充実
- ③中途退学者の減少（1・2年次生の早期退学減少）
- ④障害をもつ学生への支援の充実
- ⑤学習相談機能の強化
- ⑥就職支援の強化

以上のように、本学では、本学の理念・目的、また、本学に学ぶ学生の傾向等を踏まえ当該学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、明確な方針の下での学生支援に取り組んでいる。なお、学生支援における方針及び到達目標は、本学ホームページ、大学案内、大学ニュース等を通じて公表している（資料7-6、資料7-7pp.4~5、資料7-8p.1）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：正課外活動などにおいて、学生の主体的な活動の充実として、どのような支援を行っているか。

評価の視点2：学生の要望をどのように聴取し、要望に対応した改善などが適切に行われているか。

評価の視点3：成績不振、出席不良に至る学生の状況把握による適切な指導及び奨学金その他の経済支援を含め、中途退学防止に向けた取組みがどのように行われているか。

評価の視点4：障害のある学生や留学生に対し、どのような修学支援を行っているのか。

評価の視点5：学習面で不安を抱えている学生支援体制は整備されているか。

評価の視点6：学生の進路選択に関する適切な支援体制を整備した上で、支援を実施しているか。

(1) 学生の主体的活動の支援

「変化の著しい社会において、自立のかつ主体的に生きることのできるひとを育みます。」と「駿河台大学憲章」に掲げている目標に即し、学生が主体的に学生生活を送ることができるよう、学園祭である「駿輝祭」や学生が自主的に企画した様々な活動など（資料7-9）、団体や個人などを問わず、経費面や広報面などの支援を通じて、学生が「自立のかつ主体的に生きることのできる」力の育成を図っている。

また、2013（平成25）年度より夏祭りやバス旅行等、学業以外の面で大学生活を楽しめるよう、学生間交流も目的とした親睦企画を実施し、2014（平成26）年度にはボーリング大会、バスツアー2回、そして2015（平成27）年度には梅の収穫&梅ジャム作り体験、ミニツリー作り、バスツアー2回、2016（平成28）年度には、西武ライオンズ応援ツアー、ボーリング大会、バスツアー1回を開催した。これにより、学生の本学への帰属意識を高めるとともに、学生が企画運営等に自主的に参加することにより、「駿大社会人基礎力」の育成につながるよう配慮している（資料7-10）。

(2) 学生の居場所の改善・充実

毎年実施している「学生生活基本調査」の結果や断続的に寄せられる要望を参考に、現在まで、学生食堂（学食）のリニューアル、スクールバスダイヤ見直し（川越行最終バスの延長など）、パウダールーム設置、コンビニ（セブンイレブン）設置、第2講義棟15Fラウンジの学生への開放、喫煙場所の分煙化（囲い設置）、トイレのウォシュレット設置など、学内環境の改善に取り組んできた（資料7-11）。

また、卒業式当日に卒業生に対し、「ふりかえりアンケート」（2016（平成28）年度は卒業式当日の2017（平成29）年3月18日に実施）を実施し、そこでの意見を反映させて、より魅力のあるキャンパス作りを目指している（資料7-12）。

(3) 中途退学者の減少（1・2年次生の早期退学減少）

①本学の退学者状況（年度当初の在籍者に対する翌年5月1日現在の願出退学者及び命令退学者（学費未納等による退学者）の割合）

2012（平成24）年度から2016（平成28）年度までの平均退学率（願出退学+命令退学/在籍者数）は、5.23%であり、最大で5.72%（2015（平成27）年度）、最小で4.35%（2012（平成24）年度）であった。各種の取組みは行っているところであるが、5%以上の退学率が続いており、退学問題は本学が取り組むべき最重点課題として認識されている。ちなみに、ここ3年間の退学率は次の通りである。2014（平成26）年度5.25%、2015（平成27）年度5.72%、2016（平成28）年度5.62%であった（資料7-13）。

②退学者減少に向けた取組み

退学関係の3指標として、本学では、初年度退学率4%台（全国平均2%）、2年目以内退学率10%（全国平均なし）、修業年限内退学率16%（全国平均8%）となっており、中途退学者の減少及び防止は、本学の最重要課題としており、2016（平成28）年度には、IR実施委員会による、学生の修得単位、GPA、出席状況などのデータを基にした、退学者の調査・分析を行った。調査・分析結果により、退学に至る学生の多くが、1年次における出席の面で課題のある学生となっていることが明確になったことから、組織的な中途退学防止策を更に強化するため、「中途退学防止マニュアル」を作成し、2017（平成29）年度より、特に「早期退学者（1・2年次）」減少に向けた春学期の取組みとして、FA（ファカルティ・アドバイザー）を通じた学生指導を実施している（資料7-14）。

なお、各学部とも1年次から4年次まで、少人数制の演習科目を必修とし、演習担当の教員がFAとして、学生の修学状況の把握、相談、他部署との連絡等に当たっている。学生の出席状況、履修状況が懸念される場合には、全学部でFAが留年者面談、出席不良者面談、成績不振者面談を実施し、これら面談結果を学生支援課で一元的に把握し、学生委員会などを通じて、教員との情報共有を行いながら、FAとの連携の下に父母への連絡、健康相談室、キャリアセンター等との連携などにより組織として対応している。また、2016（平成28）年度より、出席不良者及び成績不振者へのFAとの面談実施に加え、各学期開始当初から休みがちになっている学生の保護者に対し、出席状況の通知を行い、保護者と連携した出席改善も図っている。

退学希望者についても、原則としてFAが面談を実施し、学生本人及び保証人の意思確認とともに、退学後の生活についても指導を行うなど、諸事情により退学を余儀なくされた学生に対しては、再入学制度の説明も行っている。

2013（平成25）年度から現在に至るまで、従来のFA制度に加え、職員によるCA（クラス・アドバイザー）制度を設け、教職員が一体となった留年及び休・退学の防止に努めている。CA制度では、1年次必修ゼミに職員1名を配置し、FAからCAへの出欠状況の連絡を基に、必要に応じてCAがFAと連絡を取りながら、学生の状況把握や欠席理由確認の他、定期的（月1回程度）にイベント情報などの紹介で教室に出向いている。修学上困難な事態に直面している学生に対しては、FA・CA・学生支援課が連携して対応している（資料7-15、資料7-16）。

学費の納入に不安がある学生及び保証人を対象に、2013（平成25）年10月から財務課において「学費よろず相談」を開始し、学費に関する質問や相談に応じることとしている。これにより、経済的理由による退学防止につながることを期待される。休学者については、従来の休学中の学費は負担が大きく、これが退学につながる可能性があることから、2013（平成25）年度より、学費に代えて「在籍料」の制度を設け、退学者の削減を図ることとした。新たな在籍料は年額48,000円とし、授業料及び施設費を免除することとした（資料7-1第46条、別表第Ⅱ、資料7-17第9条）。

（4）転学部の容易化

転学部については、学則に「他の学部転学部を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。」と規定され、転学科についても、教授会の議を経て学

部長が許可することがあるとされている。転学部・転学科を志願できる者は、原則として、第1年次又は第2年次に在籍する者とされ、転学部・転学科願、成績通知書を提出することとされている（資料7-18、第2条、第3条）。しかし、近年の入学者の学部選択の動機及び入学後の休退学状況に鑑みて、学生の関心に応じて転学部・転学科を認めることが学業の継続に有効であると考えられ、従来の転学部・転学科の要件を緩和する必要があるとの合意が得られた。2014（平成26）年度からは、新たな基準に基づいて転学部・転学科を認定している（資料7-19）。

現在は、全学部とも1学科構成のため、転学科が生じることはない。

(5) 奨学金等による経済的支援

本学では、奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金があり、毎年4月上旬のガイダンス時に説明会を開催し、かつ、個別に相談に応じている。その利用状況は、「奨学金給付・貸与状況」に示すとおりである（資料7-20）。

なお、本学独自の奨学金制度は以下のとおりである。

①駿河台大学学費支援基金奨学金

経済的事情により学業の継続が困難な学生を対象に、学業の継続を支援する目的で学費の貸与を行う制度である（資料7-21）。基金は、教職員からの任意の拠出、同窓会、Book de 募金の寄附を原資としており、2011（平成23）年度より運用を開始した。貸与を希望する学生は、所属学部専任教員の指導の下、修学計画書、返還計画書を作成し、奨学金貸与申請書とともに大学（学生支援課）に提出し、学生委員会の選考、教授会の議を経て、学長が奨学生としての採用を決定する。この決定に基づき、当該学年の学費を上限として無利子で貸し付けることとしている。年度別に貸与された学生数は、2014（平成26）年度2名、2015（平成27）年度2名、2016（平成28）年度2名となっている。なお、当基金奨学金貸与者の返還が計画どおりされていないケースも散見されるため、申請時の返還計画書記載内容による貸与適否の判断基準の明確化などの検討課題が残っている（資料7-22）。

②駿河台大学給付奨学金

従来は、「駿河台大学給付奨学生規程」により、学業成績及び人物共に優秀な学生、スポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生並びに経済的理由により修学が困難な学生に対する給付奨学金制度を規定してきた。しかし、スポーツ振興の強化に伴い、スポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生への給付奨学金制度が多様化している等の理由により、規程を整理し、内容を明確化する必要性が生じるに至った。そのため、「駿河台大学給付奨学生規程」を廃止し、2015（平成27）年4月より新たに、学業成績及び人物共に優秀な学生並びに経済的理由により修学が困難な学生に対する給付奨学金制度を規定する「駿河台大学成績優秀者及び経済的困窮者給付奨学生規程」とスポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生への給付奨学金制度を規定する「駿河台大学スポーツ給付奨学生規程」を制定した（資料7-23、資料7-24）。

③駿河台大学成績優秀者及び経済的困窮者給付奨学金

学業成績及び人物共に優秀な学生又は経済的理由により修学困難な学生を対象とする給付奨学金制度であり、その種類、給付額及び給付期間は次のとおりである。

- ・特待生1級：2年次生以上で前年度までの学業成績及び人物が特に優れている学生を対象とし、給付額は給付年度の授業料相当額、給付期間は当該年度の1年間である（非公募）。
- ・特待生2級：特待生1級となった学生を除く2年次生以上で前年度までの学業成績及び人物が優れている学生を対象とし、給付額は年額20万円、給付期間は当該年度の1年間である（非公募）。
- ・経済困窮者給付奨学金：経済的理由により修学が困難な学生を対象とし、給付額は年額20万円、給付期間は当該年度の1年間である（公募）。

④駿河台大学スポーツ給付奨学金

スポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生を対象とする給付奨学金制度であり、その種類、給付額及び給付期間は次の通りである。

- ・駿大スポーツ特待生：入学年度は授業料及び施設費相当額又はこの2分の1相当額とし、2年次から4年次までは、授業料相当額又は、授業料及び施設費の2分の1相当額とする。給付期間は、修業年限の範囲内とする。
- ・駿大スポーツ年間特待生：2年次から4年次の学生を対象とし、給付額は給付年度の授業料相当額、給付期間は当該年度の1年間とする。
- ・駿大スポーツスカラシップ生：給付額は年額35万円、給付期間は入学年度の1年間とする。

⑤資格取得奨励金・キャリアカレッジ奨励金

資格取得奨励金は、本学の学生又は卒業生を対象に、「公認会計士試験」等に合格した者に最高20万円を給付する。キャリアカレッジ奨励金は、本学で開講しているキャリアカレッジで該当の講座を受講し、合格した学生を対象に最高2万円を給付するものである。

⑥駿河台大学留学奨学金

本学から海外の提携校に交換・派遣留学する学生を対象にした給付奨学金制度である。また、海外の提携校から交換・派遣で本学に留学してきた学生に対しても奨学金を給付している。給付額は、本学の学生は年額10万円、提携校からの学生については、留学期間等を勘案して、年額10万円から30万円の範囲で給付額を決定している。

⑦海外語学演習制度奨励金

本学の海外語学演習制度に参加する学生を対象に5万円を給付している。

⑧海外スポーツ文化研修奨励金

本学の海外スポーツ文化研修に参加する学生を対象に5万円を給付している。

⑨特別奨励賞

本学の名誉を高める顕著な活躍をした学生・学生団体を対象に年額10万円を給付している。

⑩父母会奨励金

スポーツ系を除く文化系課外活動において顕著な成果を収めた個人又は団体を対象に、1件につき年額10万円を給付している。

⑪奨学金以外の経済的支援：私費外国人留学生授業料減免制度（資料7-25）

本学に在籍する私費留学生に対して授業料を減免し、経済的な負担を軽減すること

を目的とした制度である。授業料減免を受けることができる者は、出席状況が良好かつ勉学意欲が高いと認められる者のうち、当該年度春学期分の授業料を納付した者である。学費の減免額は授業料の30%とし、期間は当該年度のみである。

(補足：2015(平成27)年度以前に入学した私費留学生に対しては、学費の減免額は授業料の20%としている。また、編入学で入学した留学生に対しては、入学年度に関わらず、学費の減免額は授業料の20%としている。)

その他、学生への経済的支援の一環として、修学上影響が少ない学外のアリバイト紹介などを行っている。なお、2016(平成28)年度より、学内で学生が成長し活躍できる場として、また、経済的事情により修学が困難な学生への援助を目的として、学内ワークスタディ制度を創設し(資料7-26)、公開講座補助スタッフ、SA(スチューデント・アシスタント)として授業時の教員補助を行う者、メディアセンターのパソコン相談員等、キャンパス内で学生が勤務する場を提供している。

更に、2年次生以上で成績優秀者又は部活動、ボランティア活動、地域活動等において、前年度に顕著な活動をした学生を各学部で表彰する学部長賞制度があり、受賞者には、5万円を給付している(資料7-27)。

(6) 課外活動に対する支援

課外活動団体のうち、公認団体、体育部会、文化部会に対して、強化費、活動費の支援を行うほか、学生からの自主的な企画に対する活動費支援を行っている(資料7-9)。

(7) 留学生に対する修学支援

本学は、急速に進む社会のグローバル化に対応できる大学を目指して、2016(平成28)年度からグローバル教育センターを設置した。当センターでは、語学教育の充実、留学の推進、留学生の受入と支援の拡充、留学生と日本人学生の交流の拡大、等に取り組んでいるが、留学生に対する修学支援は、その中でも活動の大きな柱である。従来、外国語教育センター、学生委員会が取組んできた様々な取組みを継承・発展させるとともに、支援の一層の充実に向けた新たな活動にも積極的に取り組んでいる。

①留学生入学前ガイダンスの実施

入学前に、留学生同士及び関係教職員とで顔合わせをして繋がりを持つことにより、入学前における不安を少しでも軽減させ、学生生活をスムーズにスタートさせるため、2017(平成29)年度新入生から開始した。当センターに所属する教職員との顔合わせ、入学当初から年間にわたってのスケジュール紹介、出入国管理法及び難民認定法に関わる諸手続の説明のあとは、先輩留学生とのレクリエーション、教職員との個別面談等を実施している(資料7-28)。

②留学生の在籍状況の把握、追跡

留学生は、毎月1回当センターに足を運んで、在籍確認を受けることを義務づけている。2016(平成28)年度は確認を受けていない留学生に対して、6月、10月、1月の3期にわけて電話かけやEメール送信による督促を行い、来室を促した。それでも来室しない場合には、多言語による注意文送付を行った。2017(平成29)年度は7月と12

月に在籍未確認者への連絡を行うとともに、5月と10月には、各学期開始後1ヶ月の出席率が80%未満の留学生に対して、出席を促す連絡を行った(資料7-29、資料7-30)。

③留学生の生活実態調査実施

留学生への支援策の改善に繋げるために、定期的に留学生の生活実態を把握するためのアンケート調査を実施している。2016(平成28)年度は秋学期に1回、2017(平成29)年度は学期毎に計2回実施した(資料7-29、資料7-31、資料7-32、資料7-33)。

④日本語スピーチコンテスト開催

留学生の日本語力向上への動機付けの一つとして、飯能ロータリークラブ、飯能市国際交流協会の協賛を得て、毎年、日本語スピーチコンテストを開催している。2016(平成28)年度の第21回、2017(平成29)年度の第22回は、出場者及び来場者の増加を目指して、学園祭「駿輝祭」の一イベントとして実施し、出場者の対象範囲も学外まで拡大させた。従来、受入交換留学生に比して、一般留学生の参加が少ない傾向があったが、2017(平成29)年度は、一般留学生が9名出場して出場者合計が21名となり、出場者過去最多のコンテストとなった(資料7-34、資料7-35)。

⑤日本文化体験行事の実施

季節に合わせて日本文化を留学生に体験してもらうとともに、留学生と日本人学生との交流の場として、様々な行事を実施している。2016(平成28)年度、2017(平成29)年度に実施した主な行事は次の通り。ちらし寿司作り(5月)、七夕飾りつけ・生け花体験(6月末)、七夕(7月)、浴衣着付け体験(7月)、茶道体験(7月)、もちつき大会(12月)、おせち料理体験・雑煮作り・書道体験・正月遊びの会(1月)等。なお、もちつき大会は毎年、飯能市阿須自治会の協力のもとに実施している(資料7-29、資料7-30)。

⑥留学生と日本人学生との交流行事開催

留学生間並びに留学生と日本人学生間の交流拡充を実現するために様々な行事を実施している。2016(平成28)年度は、春季国際交流パーティ(4月)、ベトナム人Jリーガー応援ツアー(6月)、夏季国際交流パーティ(7月)、野球観戦(7月)、留学生旅行(北海道一泊二日、9月)、冬季国際交流パーティ(1月)、留学生交流ランチ会(1月)、等を実施。2017(平成29)年度は、先輩留学生による履修相談会(4月)、春季国際交流パーティ(4月)、野球観戦(6月)、留学生交流ランチ会(6月)、夏季国際交流パーティ(7月)、大相撲観戦(9月)、冬季国際交流パーティ(1月)、留学生・日本人学生の日帰りバス旅行(鎌倉、2月)等を実施した(資料7-28、資料7-29、資料7-36、資料7-37、資料7-38、資料7-39)。

(8) 障害のある学生等への修学支援

2016(平成28)年度は、本学には34人の障害のある学生が在籍している。その内訳は、身体障害計16名、発達障害(註:SLD/限局性学習障害/旧LD、ADHD、ASD/自閉症スペクトラム障害/アスペルガー症候群)計10名、精神障害(註:統合失調症、気分障害/双極性情障害・うつ病エピソード、神経症性障害/強迫性障害・不安障害・適応障害、他の精神障害/抑うつ状態)計8名となっている。

本学では、全施設をバリアフリー化し、身体障害のある学生の修学支援をしている。障害

のある受験生から入学試験の志願があったときには、学部長、学部教務委員長、健康相談室等の関係部署が、志願者本人及び保護者に対して、入学後の学修面、生活面等の支援内容の説明を行い、協議の上、受験してもらっている。スクールバスについても、車イス使用者対応のバスを確保し運行している。また、健康相談室のスタッフ（常駐カウンセラー、看護師）が障害支援相談においても対応している。健康相談室では、障害のある学生からのヒアリングを適宜行い、施設・設備の改善につなげている。なお、2015（平成27）年度に入学した視覚障害学生については、授業担当教員への配慮依頼を所属学部、学生支援部、学務部で連携して行っている。

障害支援相談体制の学生周知は、具体的な支援内容例、支援の申請から支援を受けるまでの流れ、対象者や支援スタッフ、相談窓口場所などの内容を盛り込んだ「障害支援相談リーフレット」を作成し、2016（平成28）年度より窓口等での配架やホームページなどで周知している（資料7-40）。

教員に対する配慮事項の周知については、「障害のある学生等への支援に関する規程」「障害のある学生等への支援ガイドライン」を2017（平成29）年4月1日に制定及び施行し、7月6日に全教職員を対象に実施した全学研修会（学生相談）においても、資料配布の上、規程・ガイドライン等の説明とともに周知を行った（資料7-41、資料7-42）。

2015（平成27）年度からは、身体障害のある学生の修学支援の一環として学生相談室の啓蒙活動と保護者との連携を図るための行事を開催している。2016（平成28）年度に開催した関連行事は以下のとおり。

①健康相談会（父母会総会（6月10日）当日実施）

新たな年度がスタートし、保証人（ご父母）の気持ちは期待に心躍らせたり、気がかりが募ったりと様々である。このことを整理する場として父母会総会当日に保証人向けの「健康相談会」を実施した。相談内容は、①発達障害を抱える新入生の保証人との情報交換、②アトピー性皮膚炎がある学生の保証人との生活相談、③発達障害を抱える学生の保証人と卒業後についての相談、④相談室を利用している学生の病院の受診についての保証人との相談などであった。父母会総会にも参加されるため、ご夫婦で来室されるケースが多く、ご家族との貴重な連携の機会となった。

②「ティーアワー」

個別に何らかの悩みを抱えている学生に学生相談室を身近に感じてもらうため、学生同士が地元の特産品（お茶、菓子、季節の果物等）を食しながら、気軽に語り合える場を設定する目的で「ティーアワー」イベントを2017（平成29）6月・7月・10月・12月の4回実施した。効果として、大学生活に慣れない学生の友達づくり・居場所づくりなどのサポートにつながった（資料7-43 p.1）。

③健康相談週間

何らかの悩みや問題を抱えている学生が、学生生活を送っていく中で出会う様々な問題と向き合っていけるように、健康相談室に気軽に立ち寄れる機会として「健康相談週間」を6月・7月・9月・12月の4回実施した。効果としては、①発達障害圏の学生が久しぶりに来校できた②最近学校を休みがちな学生の保証人の来室があり、今後の学生対応について協力体制が作れた③精神障害を持つ学生が来室し、定期的な来室につながった、などがあげられる（資料7-43 p.2）。

(9) 学習相談機能の強化

2016（平成28）年4月より、従来から本学にある3つの窓口が連携して、学習を進める上での戸惑いや困ったこと、学生生活上の問題や将来の不安などの相談の総合窓口として、学習相談連携デスクを設けている（資料7-44）。

学習全般の相談は「学習相談連携デスク」、障害を抱えて修学上で困っていることは「健康相談室」、パソコン全般や情報処理能力を高めたいといったことは「情報処理教育センター」、外国語スキルを高めたい、海外留学を実現したいといったことは「グローバル教育センター」で、それぞれ対応に当たっている。

さらに2017（平成29）年7月から学習相談連携デスクに本学卒業生を相談補助スタッフとして配置し、気軽に相談しやすい雰囲気デスクを設けた結果、学生の利用者が高まり、①ゼミ発表の相談②学期末試験対策の相談③授業のレポート作成についての相談④資格試験対策など、多くの相談があった。

(10) 健康相談室による学生の心身の健康の保持

本学においては、学則第48条に基づき健康相談室を設置し、学生・教職員の健康管理に関する業務を行っている（資料7-45）。健康相談室の業務としては、学生・教職員の健康管理、精神衛生、学生生活における心身の問題に関する相談業務、その他健康相談に関する業務がある（資料7-46第2条）。

2016（平成28）年度は、健康相談室には専任の看護職員1人、事務職員1人、常勤カウンセラー1人、非常勤カウンセラー3人、非常勤医師1人を配置している。

相談業務としては、カウンセラーによるカウンセリング、看護職員による健康相談及び学校医による月1回の健康相談を行っている。

カウンセリングは、2016（平成28）年度では1年間で延べ2,216件の相談があり、この内、新規の学生からは65件の相談があった（資料7-47）。

病気や怪我等への対応をする保健部門では、2016（平成28）年度は519件の利用があり、応急処置322件、健康相談113件、病院紹介が84件であった。

その他、2013（平成25）年4月より、新入生の入学当初の不安に早期に対応し、その後の学生生活が円滑にスタートできるよう、健康診断実施日にカウンセラー（臨床心理士）が受診した全新生と面談を行い、支援を必要とする学生の早期発見を図った。2016（平成28）年度には143人の新入生に来室を促している。また、「対応困難な学生」に対する組織的支援を更に推進するため、各学部の第1回FD会議において各学部と健康相談室・学生支援課との間で学生に関する情報の交換・共有に努め、協力して学生の支援に当たっている。

(11) ハラスメントの防止

学内でのハラスメントの発生を防止し、ハラスメント事案を迅速かつ適切に解決するために、「ハラスメント防止対策委員会」を設置するとともに、ハラスメントの相談に応じるための相談員を置いている（資料7-48第1条、第6条、第11条）。更にハラスメント事案への対応のため、「調停委員会」及び「調査委員会」を設け、事案の円満な解決、適切な調査を行うこととしている（資料7-48第19条、第27条）。また、「駿河台大学ハラスメント・

ガイドライン」を定め、ハラスメントの定義、ハラスメントへの対応等を明示している（資料 7-49）。

ハラスメント防止対策委員及び相談員は学内関係者から構成される（資料 7-48 第 7 条、第 12 条）。調停委員会、調査委員会には学外の専門家を加えることができるものとされているが、2016（平成 28）年度は、学外関係者は委員としては加わっていない（資料 7-48 第 20 条第 5 項、第 28 条第 5 項）。

2016（平成 28）年度は、14 人の教職員が相談員として任命され、相談に当たった。相談窓口は学生支援課及び健康相談室である。

2008（平成 20）年度から 2016（平成 28）年度の間のハラスメント相談合計件数は 12 件である。

ハラスメント防止啓発に関する広報活動として、2016（平成 28）年度は、本学公式サイトにおいて防止制度の概要、相談窓口、相談員の連絡先を掲載し、学生手帳でも周知を図った（資料 7-50）。また、「ハラスメント相談ガイド」を学生・教職員に配布し、特に 1 年次生には入学時に説明を行った（資料 7-51）。その他、本学学生を対象に「ハラスメント防止ポスター」の募集を行い、7 作品の応募があり、一般投票（総数 297 票）を経た上で最優秀賞 1 点、優秀作品 3 点を選出した。受賞作品は学内各所に掲示し、啓発活動を行った（資料 7-52）。

啓発活動として毎年教職員を対象に「全学ハラスメント防止対策研修会」を実施し、2016（平成 28）年度には第 17 回目を開催し 161 名が参加した（資料 7-52）。この研修会を、ハラスメント防止に関する知識の習得、理解の機会としている。

2016（平成 28）年度は、本学学生を対象にハラスメントに関する実態と意識を明らかにすることを目的に、2005（平成 17）年度（第 2 回調査）に続く、第 3 回目の調査を行った（有効回答数 266 名）。調査結果については、報告会を開催すると共に、学内報「駿河台大学 NEWS」193 号に概要を掲載した（資料 7-52）。

(12) 就職（進路）支援の強化

① 社会人基礎力（「駿大社会人基礎力」）の育成

「グランドデザイン 2021」で掲げる地域社会の中核を担う人材育成を成し遂げるためには、知識という学習成果だけでなく「社会人として通用する力」に基づいた「就業力」育成が必要である。本学では、2011（平成 23）年に、5 つの力、16 の能力要素よりなる「駿大社会人基礎力」を定め、全学的に就業力育成に取り組んでいる。中でも「駿大社会人基礎力」の育成が強く求められるキャリア教育科目に関しては、キャリアセンター所属のキャリア教育担当教員による一元的な全体掌握のもと、「駿大社会人基礎力」に基づく就業力の育成によって就職活動に備えさせている。

2014（平成 26）年度より、大学全体で「駿大社会人基礎力」育成の達成度評価の指標として「社会人基礎力診断ルーブリック」の作成・導入を実施し、学生一人ひとりが、自分の「駿大社会人基礎力」についてその達成度を把握することによって、実際の就職活動における自己の課題を自覚できるようにした（資料 7-53）。

② キャリアセンターを中心とした目配りの行き届いた就職支援

本学ではキャリアセンターを中心に、大学の 4 年間とその先の将来の人生すべてを

見据えた、充実かつ一貫したキャリア教育を行っている。加えて、多重的かつFace to Face な就職支援の強化を行っており、就職の質の確保として離職率の低い企業への就職支援と、就職先が未決定のまま卒業した学生に対する支援にも努めている（資料 7-54）。

2012（平成 24）年度より、キャリアセンターを中心に一元的に掌握されたキャリア教育の実施と就職支援との有機的連携を強化し、多面的な就職支援体制の構築を行ってきた。同時に、各学部所属教員で構成されるキャリアセンター委員会が関わることによって、センター職員、センター所属教員、学部所属のセンター委員会の教員委員の綿密な情報交換・意見交換等を行う場ができ、大学全体での就職率の改善を実現する体制が実現できた。これに加え、2017（平成 29）年度より、今後増加する留学生の就職を見据え、グローバル教育センターからオブザーバーとしてのキャリアセンター委員会への出席も実現させている。更に、学生とキャリアセンターとのつながりを強めるために、当該センター職員による全 3 年次演習への訪問と全 3 年次生とのインテーク面談実施による face to face な学生指導・相談の体制を確立し、成果を上げている。

就職率は、埼玉県の大学平均並みに到達したが、更なる就職率の改善のための基本方針として、（ア）教員と職員がどこまで自分たちがやれるのか、その任務を明確にし、「分業に基づく協業」体制を確立する、（イ）Web 就活からセンター就活に転換し、face to face な就職指導體制を確立する、（ウ）大学・保護者・学生の三位一体の体制を掲げ、精力的な活動を展開した。

（ア）に関しては、教員が学生の就職活動の「随行者・伴走者」として、学生への親身な指導・相談にのることを徹底させた。年 3 回の進路状況調査を毎月のゼミ担当教員による就職活動状況調査へと充実させ、学生の就職活動支援機会の増加によるセンター職員と学部教員の情報共有による連携のもとでの個々の学生を対象にした一層親身な就職支援が可能になった。

（イ）に関しては、キャリアセンターを通じた就職内定獲得のための体制を作るために、「就活 Index」システムの開発・導入及び学生面談記録データベースによる正確な学生状況を把握する体制の確立（資料 7-54）、合同企業説明会（16 回）、個別企業説明会（7 社）及び求人紹介行事等の実施、ハローワーク飯能担当者や LO 活（地方就活）事業担当者の出張相談などによる学生と企業のマッチング強化と就職活動に困難を来たす学生への有効な指導體制の確立、12 月・2 月の学内企業セミナー、3 月の就職活動フェスタの実施、学部・ゼミ担当のセンター職員による電話・メール等でのコンタクトの強化を図った。

（ウ）に関しては、保護者に現在の就職状況を理解し、学生を側面から支援してもらうために、入学式、父母会総会、父母会地方支部会における父母向け説明会の実施、学生作成の父母向け就職活動支援パンフレットの配布、また、9 月にはこれから就職活動を迎える 3 年次生の父母向けの就職セミナーを開催。更に、父母が登録したメールアドレスに直接就職行事实施情報の配信を開始した。

上記取組みに加え、学生への希望職種調査を踏まえつつ、キャリア教育の内容と結びつく 3 年次生を対象とする就職ガイダンスの充実による支援の強化を行うとともに、教職員

の就職支援への理解を深めるための全教職員対象の全学就職研修会を毎年実施している（資料 7-55、資料 7-56）。更に、資格取得を支援する「キャリアカレッジ」を実施している（資料 7-57）。なお、全学生・教員に対し「就職データブック」「キャリアセンターガイドブック」を配付し、学生には就職活動の準備として位置付けるとともに、教員には就職支援をより簡易にするツールキットの1つとして活用されている（資料 7-58、資料 7-59）。

以上のように、学生支援に係る体制については、その多様性に始まり、個々の対策における細やかさにまで配慮しつつ取組んできており、本学に学ぶ学生諸君には可能な限りの学習・生活環境が適切に提供できていると判断できる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価を行っているか。

学生支援を行う中で、修学支援、生活支援については、各学部で選出される学生委員からなる学生委員会、健康相談室・障害学生支援委員会で基本方針の決定、具体的支援内容の検討及び検証を行っている。学生委員会で決定された支援内容は、学生支援部により具体的に実施される。学生支援部の下に、学生支援課が奨学金、学生活動支援等の業務を行い、健康相談室が学生の心身の健康管理業務を行っている。ハラスメントについては、ハラスメント防止対策委員会が設置され、同委員会の審議に基づき人事課がハラスメント防止に係わる業務を行っている。進路支援については、各学部教員からなるキャリアセンター委員会が置かれ、キャリアセンター事務部が事務部門として就職に関する相談・指導、キャリア教育関係業務、キャリア活動支援を行っている。

これら支援の適切性については、各委員会が事務部門と共に検証し、最終的には事業報告書としてまとめられ、次年度の事業計画が策定されている（資料 7-60、資料 7-61）。更に計画の進捗状況については、グランドデザインに基づく各部門のアクションプランにおけるヒアリングを通じて、達成状況について、7月（中間報告）と2月（最終報告）に自己評価とともに報告を行っている。

進路支援については、キャリアセンター長（担当副学長）が委員長を務めるキャリアセンター委員会が主体となって、方針の進捗状況・センターの日常的な運営状況をモニターするとともに、状況変化に対応した改善策の検討も行っており、事業報告書に示されているように、高い就職率を維持することができている。

以上の点から、学生支援の適切性については適宜点検・評価がなされているといえる。

(2) 長所・特色

学生満足度の向上を目指すため、学業以外の面でも大学生活を楽しむことができる機会、また、学部や学年の垣根を超えた学生間交流が図れるよう、バスツアーなどの親睦企画を年数回実施している。どの企画においても、参加した学生のアンケート結果によると 90%以上が「楽しかった」と回答しており、また、「今後も様々な親睦企画に参加してみたい」と回答した学生が 80%以上いることから、日々の学生生活における満足度（充実度）や本学

への帰属意識の向上に十分寄与している企画実施ができています。今後も、企画運営に協力してもらい学生スタッフも募集しながら、学生が興味関心を持ち、参加しやすい企画や増加傾向にある留学生と日本人学生が交流できる機会として、幅広い学生間交流が図れる企画を中心に実施する（資料7-10）。

教員によるFA制度に加え、1年次必修ゼミに職員1名を配置するCA（クラス・アドバイザー）制度を設け、教職員が一体となった全学的かつ組織的な学生支援（サポート）体制を確立したことにより、1年次生の出欠状況の早期把握による修学上困難を抱えている学生の早期発見、早期対応に寄与している。今後も、FAとCAの役割分担を再確認しながら、特に、出席状況が芳しくない学生への適切な指導内容や連絡方法などの精度アップに努め、状況に応じ、保護者を巻き込んだ支援も推し進めながら、退学者防止に努める（資料7-15、資料7-16）。

進路支援において、キャリアセンター職員による全3年次演習への訪問と全3年次生とのインテーク面談などの実施により、学生ひとりひとりの個性を尊重し、教職員と学生との人格的触れ合いを通して、face to faceな学生指導・相談の体制を確立したことにより、就職率に一定の成果を上げている（資料7-62）。このような体制を整備・実践できていることは本学の強みと言える。今後も学生の就職活動状況を常に把握し、適宜学生の相談に乗る体制を維持しながら、学生へアドバイスや激励することを推進し、就職率向上に努める。

上述の事項を総合すると、学生と教職員の関係のあり方、とりわけ成長を促しながらの学生との距離の取り方等については、今後も工夫と改善は不可避免的に要求されることとなることは容易に想像される。

(3) 問題点

以下の問題点（課題）が挙げられる。

①退学率改善（中途退学防止）

- ・退学者の内、学費未納による命令退学者が約3割いることから（資料7-13）、収支状況を勘案しながら、大学独自の奨学金制度を貸与型から給付型へ転換するなど経済支援の充実を図り、真に修学意欲がある学生で経済的困窮によって修学継続が困難な理由による退学者の減少に努める。
- ・IR実施委員会の退学者における調査、分析により、退学に至る学生の多くが、1・2年次における出席の面で課題のある学生となっていることが明確になったことから、1・2年次（早期）の欠席しがちな学生に対するケアを重点化するため、教職員の危機感の醸成とともに、「中途退学防止マニュアル」の確実な実行による組織的対応をさらに強化し、退学者減少に努める。

②学力不足の学生に対する学習支援

- ・学習相談連携デスク、グローバル教育センター、情報処理教育センター、そして健康相談室を中心とした学習相談室体制における、対象学生及び各拠点の目的の差異の明確な周知を通じた利用の促進。
- ・各学部のカリキュラムに対する理解に立った補習授業、補充教育への体系化の検討。

③一層の就職率向上（学部間格差の是正）

- ・「駿大社会人基礎力」や就活Indexデータの分析によって、就職率が相対的に低い学部学生の内定獲得阻害要因の特定により、学部特性に応じた就職支援体制を構築することによって、大学全体の更なる就職率底上げを図る。

(4) 全体のまとめ

「学生支援力の駿大(高い学生満足度)」「就業力の駿大(目配りの行き届いた就職支援)」の構築・強化を学生支援の方針として明確に掲げ、教職員一体となった支援体制を整備し、具体的な取組みを行いながら、10の項目から構成されている大学基準を概ね充足した修学支援、生活支援、進路支援ができています。

学生支援の各取組により、就職率向上に一定の成果が見える一方、中途退学防止については、依然として厳しい状況にあり、今後、IR実施委員会との連携による退学原因の分析に基づき、退学に至る要因把握やその対応(指導)方法なども含めた中途退学防止策の策定及び改善を行い、大学全体の組織として、様々な理由により修学継続に困難を抱える学生に対する支援をさらに強化しながら、退学率是正に努めることが急務と考えています。その先駆的試みの一策として、2017(平成29)年度末には「早期退学(1・2年次)防止に向けた学生対応ハンドブック」(全41頁)を作成するとともに全教職員への配布も済ませ、来る次(2018(平成30))年度には、より有効な面談等を教職員が実現させることを通じ、少しでも中途退学を思い止まらせることが可能となるよう期待されています。

ここ2年程、都内23区内大手の大学に向けた定員管理強化という行政指導の実施から、本学はその影響を好ましい形で受け、結果、学生の受け入れ状況は大きく好転しています。また、就業状況についても、本学の関係部局スタッフの活躍もさることながら、外部の経済環境がことのほか良好であるがゆえの好結果を享受しているここ数年である。残す課題である中途退学者に向けて、全学をあげて取り組むことが課題である。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針が明確になっているか。

2012（平成24）年10月に発表された中長期的な方針であるグランドデザインの中で、「教育力の駿大」「学生満足度の高い大学」を目指すことを謳っている（資料8-1）。これを受け、毎年度発表される事業計画の「時代の要請に応える運営の推進」の中で、「学生満足度の高い大学」として教育研究環境の整備について、「大学の都心回帰がいわれる今日、本学の立地環境・交通環境に照らして、本学においては、学生により一層キャンパスライフの充実感を持たせるような生活環境を整える必要がある。豊かな自然環境や充実した体育・メディア等の教育施設も活用しながら、メディアセンター5階のビュー라운ジの設置及び第2講義棟15階スカイ라운ジの開放等、くつろぎスペースの充実を通じて、学生の満足度を高めるための施策を立てていく」ことが明示されている。更に、事業計画の中で「教育の充実」を掲げ、「愛情教育」並びに教育目標を実現するために「学生ひとりひとりのキャンパスライフが楽しく充実した『学生満足度の高い大学』を実現する」こと、そして、「中途退学者減少への取組み」の中で、「学生が安心出来るスペースの確保」を掲げ、「学生、とりわけ女子学生からの好感度を高めるために、キャンパスの施設・設備の新設・改修を大規模に行い、いわゆる『居場所』を大幅に増加させる」ことを方針として、2013（平成25）年度より、明確に定めている（資料8-2 pp.2～8）。上記方針に基づき、特に教育環境に関しては、学長直属の機関として、教育担当副学長と学長補佐をメンバーとする「教育改善研究プロジェクトチーム」を設置し、グランドデザインに示されている「教育力の駿大」に相応しい教育環境の整備のための提言を行ってきた。

また、施設・設備の大規模な修繕・改修については、グランドデザインに基づいて中長期計画を策定し、計画的に実施することとしている（資料8-3）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保がなされているか。
評価の視点2：バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備がなされているか。

飯能キャンパスにおいては、校地面積237,731.0㎡、校舎面積69,761.3㎡であり、それぞれ、設置基準上必要面積の6倍及び3倍となる十分な校地・校舎を有している（大学基礎データ表5）。

施設に関しては、飯能キャンパスに、本部管理棟、講義棟、第2講義棟、ゼミナール棟、体育館、大学会館（食堂他）、メディアセンター（PC・AV施設を備えた図書館）、クラブハウス、エネルギーセンター（常用発電所）を擁し、更に、学生寮としてフロンティアタワー、フロンティアS、スポーツ館を設置している（資料8-4）。

教室は、主に講義棟、第2講義棟、ゼミナール棟、メディアセンターに配置され、授業の数と多様性に十分対応できるものとなっている。各教室・ラウンジ等には無線LANを配し、自由にインターネットに接続出来る環境を整えるとともに、各教室の視聴覚機能充実も図っている。また、特殊授業に供するための教室として、メディア工房、デザイン工房、スポーツ科学実習室、心理学実験室、行動観察室なども設置している。更に、2013（平成25）年に、ランドデザインに基づく教育方法改善の一環として、中教室1つを、グループワークを含むアクティブ・ラーニング型授業を指向した教室へと改修した。

メディアセンターは、十分な蔵書・資料を備え、閲覧室、レファレンスコーナー、グループ学習室、書庫、AV・PC資料を利用することができるAVブース、付属のPCや個人のノートPCを利用できる自習コーナーなど、PC・AV施設を備えた図書館並びに自習施設としての機能を十分に備えている。

運動施設に関しては、2007（平成19）年にホッケー場の新設、2008（平成20）年に既設の陸上競技場内フィールドを全天候型人工芝へ改修している。また、本学の創立30周年記念事業として、2016（平成28）年に各スポーツ施設の改修を行い、人工芝化及びブルペンの新設、夜間練習用LED照明設備の増設等の大規模改修を行った野球場、サッカー・ラグビー等のサブコートとして改修した全面人工芝及び夜間用照明付きの多目的グラウンド、人工芝の貼替改修整備を完了したテニスコート9面、夜間用照明を新設した弓道場を整備した。同年に年度計画の1つとして、体育館アリーナ照明のLED化更新を行い、使い勝手の向上及び省エネ化を図ることができた。

食堂は、大学会館（1～4階：座席数1,483席）と学生寮（1階：座席数140席）に設置している。学生寮では、朝食と夕食を提供している。食堂は営業時間以外にも学生同士の交流の場として利用されている。また、大学会館には、ショッピングセンター、コンビニエンスストア及び銀行ATMも設置されている。

キャンパス・アメニティの向上については、毎年実施している学生生活基本調査結果を基に学生委員会等で検討し、担当事務部門である学生支援部が予算要求を行い、財務部で大学としての整備計画や学生支援部や他部署から要請があった事項について取り纏め、施設・財務委員会の議を経て具体化する（資料8-5）。

校地・建物及び設備の維持・管理については財務部が主管部となり、修繕・改修・更新の計画と予算を立て、実務に当たっている（資料8-6）。

2013（平成25）年度には、メディアセンターの5階に、軽食・談話ができる場としてビューラウンジを新設し、2014（平成26）年度には、第2講義棟15階のレセプションルームにカフェ風のテーブルや椅子を配置し、学生の新たなくつろぎの場としてスカイラウンジを学生に開放した。第2講義棟1階の学生ラウンジには、グループ交流もできるよう64人分のテーブルと椅子、自動販売機、コピー機等を設置し、学生の便を図っている。

また、学生の憩い並びに交流の場の充実を図ることを目的として、食堂・各ロビーのテーブル・椅子や屋外ベンチ等のリニューアルや増設、自動販売機の新設を行った。更に、トイ

レに関しても、温水洗浄機能付き洋式トイレの導入、女子トイレ内にパウダールームの設置など、改善に努めている（資料8-7）。

喫煙環境は、分煙化を逐次推進し、2005（平成17）年度に建物内を全面禁煙とした。2011（平成23）年3月から順次喫煙場所の見直し・縮小も行い、主に学生の動線からはずれた場所に移動させ、2014（平成26）年度には、受動喫煙やエリア外での喫煙、吸い殻放置などの防止効果を狙うため、現在3か所ある喫煙場所すべてに囲いを設置した。

清掃及び警備は、外部業者に委託している。警備は、24時間警備員が常駐しており、夜間・休日でも緊急連絡網による即応体制を整えている。

防災体制は、「駿河台大学防災計画」を基に「危機対策本部」「自衛消防隊」などを編成し、学生を交えた防災訓練も実施している。災害に備えて3,000人分の非常食・毛布等を備蓄し、救護用具を学内各所に配備している。また、構内6箇所にAEDを設置し、定期的使用方法等に関する講習会を開催している（資料8-8）。

以上のように、教育研究等環境に関する方針に基づく、必要な校地及び校舎の所有、運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備について適切であるといえる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2017（平成29）年3月31日現在、メディアセンターの資料所蔵状況は、図書344,784冊（うち、開架197,162冊）、学術雑誌等〔定期刊行物〕国内2,488種、外国1,350種、視聴覚資料20,396点、電子ジャーナル73種である。図書について学生収容定員一人当たりで見ると、所蔵が91.65冊、2016（平成28）年度の受け入れが1.08冊である。「平成28年度学術情報基盤実態調査結果報告-II結果の概要」の数値と比較すると、2015（平成27）年度のデータであるが私立大学平均値（各93.7冊、1.6冊）と比べると、いずれも若干下回っている（資料8-9）。

開館時間は、月～金曜日は9:00～20:15、土曜日は9:00～17:00、日曜・祭日は閉館している（資料8-10）。

設備関係は、閲覧席582席の他、グループ学習室2室、閲覧個室3室、閲覧ブース3室、AVブース1人用43ブース、3人用6ブース、資料検索（OPAC）専用PC10台、オンラインデータベース&CD-ROM専用検索PC9台、利用者用PC153台、ノートPC用情報コンセント173か所、他にFMスタジオ、メディアラボ（2つの映像スタジオと副調整室、ミーテ

イングスペースの総称)を備えている。またアクティブ・ラーニングを支援するためのプレゼンテーションゾーン及びラーニングコモンスを整備し、学生が休息できるラウンジも備えている(資料8-11)。

また、閲覧ブース3室及びグループ学習室2室に閲覧座席24席を加えたスペースをディスカッションゾーンとして指定し、学生のゼミ発表やプレゼンテーションの練習、各種勉強会の場に供している。

無線LAN環境について、2013(平成25)年9月及び2014年(平成26)年9月に無線LANのアクセスポイントをメディアセンターの全フロア、学内の教室及び屋外に増設し、合計223か所でのWi-Fiの利用が可能となっている。それと同時に、通信スピードの強化及び多人数接続の実現を図るとともにセキュリティ対策を強化し、タブレット端末等によるインターネット利用環境が飛躍的に向上した。

2016(平成28)年度における国立情報学研究所の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)を介した他機関との相互貸借等については、他への複写依頼132件、貸出依頼15件、他からの複写受付83件、貸出受付27件である(資料8-12)

他大学・類縁機関との連携について、本学は開学時から国立情報学研究所の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT)に参加しており、この共同目録データベースに本学が所蔵する図書及び逐次刊行物の所蔵目録情報を逐次公開している。その結果、国立情報学研究所のシステムであるCiNii Books、CiNii Articlesなどからも本学所蔵図書の検索が可能であり、同研究所の図書館間の相互貸借・文献複写サービス(ILL)を活用することにより、海外を含め、学修研究に必要な資料を入手、提供できる環境を整えている。本学が発行する紀要については可能な限り同システムに目次・全文情報を公開し、CiNii及び本学ホームページからも閲覧が可能な環境を整備している。

学術情報の発信について、埼玉県内大学図書館の学術情報登録発信システム「SUCRA 埼玉県地域共同リポジトリ」に開設当初より参加し、地域の大学図書館間における連携を図ってきたが、2015(平成27)年3月31日に、本学独自の機関リポジトリである「駿河台大学学術情報リポジトリ」を開設し公開を開始した。これによって、本学の研究成果をインターネット上に公開している。本学の機関リポジトリは、国立情報学研究所のプラットフォームJAIRO Cloudに準拠しており、同システム、NACSIS-CAT、国立国会図書館のシステムにより検索することができ、ほぼすべての論文について無料かつ全文閲覧、ダウンロードが可能な環境を整えている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備しており、それらは適切に機能しているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件を整備しているか

「グランドデザイン2021」において建学の理念に基づいて掲げる3つのミッションの中で明示された「地域社会の中核的人材の育成」と「地域の発展への貢献」に基づき、教育研究活動の行動規範として「きめ細かい教育」と「研究成果の地域還元」を明示している(資

料 8-13)。

教員の主たる研究支援である研究費については、学部・センターの特性を加味した上で過去3年間の研究実績に基づいた傾斜配分が実施されている(資料 8-14)。さらに、科学研究費補助金等の外部資金申請者については、採択結果に応じて増額される(資料 8-15)。なお、教員の科学研究費補助金については、申請及び採択が減少傾向にあり(資料 8-16)、具体的な支援策を検討中である。

教育研究センター及び地域創生研究センターでは、センターが指定するテーマに関する指定型研究プロジェクト及び教員が自ら申請する公募型研究プロジェクトを運用することで、教育及び地域貢献の観点での研究活動への支援を行っている(資料 8-17、資料 8-18)。更に、幅広い視野から本学の研究力を高める学内における特定の研究に対しては、特別研究助成費制度が設けられており、申請を審査の上、助成費を支給している(資料 8-19)。その他、出版に対する助成や国際会議参加補助も行っている(資料 8-20、資料 8-21)。また、より高度な研究成果を得るために、3ヶ月～1年間の期間、国内・国外にて、教員が研究に専念することを可能にする国内研究・在外研究制度も設けている(資料 8-22)。

研究施設としては、すべての専任教員に専用の研究室を確保し、助教、助手については、所属する学部・センターにおいて、共同研究室又は専用の机を確保している。更に、学部の専門性に応じた必要な教育研究設備として以下の教育研究設備を整備している。メディア情報学部では、映像・音響制作、デジタルコンテンツ制作のための教育研究を支援するために「メディア工房」及び「デザイン工房」という専用演習室を設けている(資料 8-23)。現代文化学部では、スポーツ・バイオメカニクス及びスポーツ生理学のため設備として「スポーツ科学実習室 1、2」を設けている。心理学部では、「心理学実験室 1～3」「行動観察室」を設け、心理学研究に必要な教育研究環境を整備している(資料 8-24)。各教員の研究時間については、各専任教員には研究日を提供し、研究時間の確保に配慮しているが、専任教員は、教育だけでなく、入試その他の学内行事や学生支援など様々な業務が増加傾向にあり、研究専念時間の確保は必ずしも容易でないのが実情であり、課題である。

人的な教育研究支援として、学部学生に授業補助を担当させる SA (スチューデント・アシスタント) 及び大学院生に授業補助を担当させる TA (ティーチング・アシスタント) が整備されている。SA 制度は情報教育科目や心理学部の実習系科目において活用されており、実習系授業の円滑な運営に効果を上げている(資料 8-25)。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件の整備の適切性、教育研究活動の促進については、一部課題も残るが全体的には適切であるといえる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する規定及びそれに基づいた審査体制を整備しているか。
評価の視点 2：研究倫理、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施しているか

「駿河台大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」において、研究倫

理に反する3つの行為、1) 研究活動・成果における倫理的、法的、社会的に不適切な行為
2) 不正な手段による研究、3) 研究費の不正な使用を、学長のリーダーシップのもと防止する体制及びそのような行為が行われた時の対応について定めている（資料 8-26）。更に、研究活動の倫理に関する規程として、大学全体に係る「駿河台大学研究倫理規程」並びに「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」と、心理学研究科臨床心理学専攻に特化した「駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程」の2つの規程が施行されている（資料 8-27、資料 8-28）。研究分野ごと、求められる倫理審査基準は異なる。独自の審査基準が求められる臨床心理学領域と、それ以外の分野と分けることで、研究分野毎に実効性のある研究倫理審査体制を整えている。研究費の不正利用防止としては、「駿河台大学公的研究費の管理に関する規程」において研究費の適正な取扱いのための運用を整備している（資料 8-29）。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性について、大学全体に関わる学内審査機関については、「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」に基づき、「駿河台大学研究倫理審査委員会」が設置されている。大学院心理学研究科には、臨床心理専攻内に臨床心理学専攻倫理審査委員会が置かれている。その他の学部・研究科においては、それぞれの組織の事情に応じて、学生・大学院生が行う研究の審査を行う体制を設けている。各学部・研究科が独自に行った審査については、その方法を「駿河台大学研究倫理審査委員会」で審議することで、大学全体で研究活動の倫理審査が正しく実施されていることを保証している（資料 8-27）。

研究倫理教育としては、2016（平成 28）年 4 月に全教員を対象とした研究費不正防止研修（資料 8-30）と、毎年実施される科研費採択者向けの研究費の適切な運用に関する研修を定期的に行うことで、大学全体として不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進する体制を整えている。

以上のように、研究倫理を遵守するための措置は講じられ、適切に対応しているといえる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価をおこなっているか。

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。

教育環境の整備については、全学教務委員会においてとりまとめた、学生生活基本調査、授業アンケートなどに基づき教室等の全学的な施設・設備の改善案および各学部からの備品等に関する要望（資料 8-31）および施設管理課が策定した施設・設備の中長期での整備計画等から導きだされた整備優先順位に基づき、施設・財務委員会において次年度の整備計画を決定している（資料 8-32）。

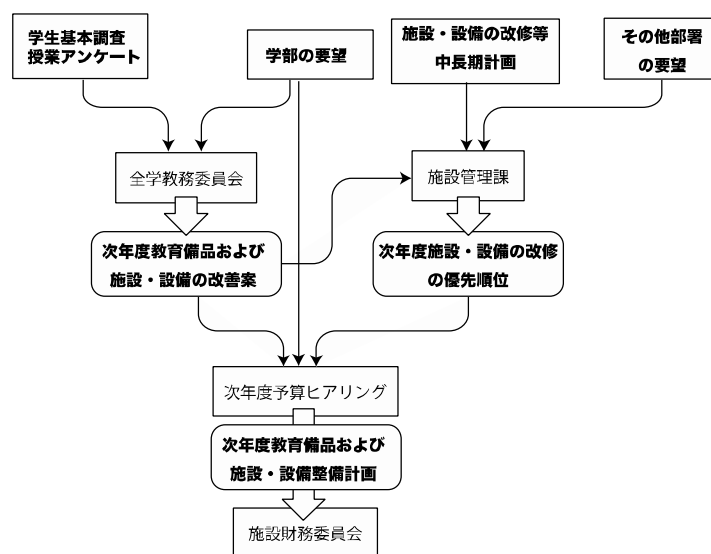


図 8-1：次年度教育施設・設備および備品整備計画策定体制図

なお、教室等の施設・設備の整備の点検・評価に関しては、費用対効果など明確な基準等に基づく点検・評価は行われてはならない。

教育研究センターおよび地域創生研究センターでは、年に2回センター運営委員会において指定および公募プロジェクトについて、報告書に基づき進捗状況、成果の妥当性等について審議を行っている（資料 8-33、資料 8-34）。

(2) 長所・特色

本学の機関リポジトリ「駿河台大学学術情報リポジトリ」について、2015（平成 27）年 3 月 31 日、公開開始時の登録コンテンツ数は 1,234 件、内容は 1999（平成 11）年以降の本学紀要のフルテキストである。4 月末時点のコンテンツアクセス数は 309 回、ダウンロード回数は 291 回を数えている。2017（平成 29）年 10 月 1 日現在、登録コンテンツ数は 1,720 件、研究成果のダウンロード件数は 62,353 件、アクセス件数は 100 万件を突破している。同リポジトリの運営により、次の効果が期待される。

- (ア) 教員が作成した教材・参考文献を投稿し、学生が効果的な予習・復習・自習をす環境づくりに資する。
- (イ) 本学の学術研究成果物（紀要等）の全面デジタル化への展望が開ける。
- (ウ) 本学の学術研究成果をオープンアクセス環境で公開（オープンリソース化）することにより、全世界から検索、閲覧、ダウンロードされる機会が増加する。
- (エ) (ウ) の結果により、本学の学術研究成果へのアクセス件数、被引用件数が把握されやすくなり、学術情報の世界で主流になっている「被引用影響度（インパクトファクター）」による評価を受けやすくなる。

今後、紀要以外の成果物、例えば、各種報告書などのデジタルアーカイブ化及びオープンリソース化の推進及び教員・研究者によるコンテンツの投稿機会拡大を図っていく。

利用環境・設備について、2017（平成 29）年 6 月にラーニングコモンズを増設し、ディスプレイゾーン、ミーティングスペースを設けている。メディアセンター全フロア及び学内に無線 LAN のアクセスポイントを上述のように設置しており、アクティブ・ラーニングを支援する良好な環境にある。

また、2016（平成 26）年度、メディアセンターの運営について客観的評価を得るために、「メディアセンター外部評価委員会」を立ち上げ、2017（平成 27）年 3 月に第 1 回委員会を開催した。飯能市立図書館副館長、文教大学図書館館長代理に外部評価委員を委嘱し、資料とデータに基づき、規程、設備、広報などについてフィードバックを行った。今後、当委員会は、隔年に開催する予定である。

（3）問題点

2017（平成 27）年 5 月 1 日現在、専任職員数は 6 人（うち、司書資格を有するもの 2 人）、非常勤職員数は 4 人である。同様に、図書館職員 1 人当たりの学生数は、376.2 人（専任職員一人当たり 627 人）となる。図書館職員 1 人当たりの学生数について、2015（平成 27）年度私立大学の平均は 347.1 人（専任職員 1 人当たり 692.3 人）であり、専任職員数については私立大学の平均を下回っている。

本学のメディアセンターは、図書館と情報システム部門との複合施設であり、専任職員及び非常勤職員数の半数は、情報システム部門であり、図書館業務には従事していない。したがって、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置については、さらなる充実が必要である。

（4）全体のまとめ

中期的計画であるグランドデザインにおいて、「教育力の駿大」「学生満足度の高い大学」を目指すことを謳っており（資料 8-1）、グランドデザインを実現するための単年度の計画である事業計画の中で、「教育の充実」を掲げ、各種施設設備の充実を図っている。また、学生満足度の高い大学、中途退学者の減少への取組みとして、「学生が安心出来るスペースの確保」を掲げ、学生の居場所確保のために、キャンパスの施設・設備の新設・改修を行うことを定めている（資料 8-2 pp.2～8）。

キャンパスは、校地面積 237,731.0 m²、校舎面積 69,761.3 m²であり、それぞれ、設置基準上必要面積の 6 倍及び 3 倍となる十分な校地・校舎を有している（大学基礎データ表 5）。

施設としては、本部管理棟、講義棟、第 2 講義棟、ゼミナール棟、体育館、大学会館（食堂他）、メディアセンター（PC・AV 施設を備えた図書館）、クラブハウス、エネルギーセンター（常用発電所）を擁し、更に、学生寮としてフロンティア Towers、フロンティア S、スポーツ館を設置している（資料 8-4）。

教室は、主に講義棟、第 2 講義棟、ゼミナール棟に配置しているが、授業数には十分対応できており、更に、AV 設備の充実により、多様な授業方法に対応できるものとなっている。

施設・設備の維持管理については、毎年度予算を検討する際に、安全、衛生の観点から、施設・設備改修等の優先順位を定め、これを実行している。

第9回自己点検・評価報告書

バリアフリー対応については、学習や学生生活に必要な設備のある建物間の移動は、車いす使用の学生に対応するためにバリアフリーとしており、また、多目的トイレも多くの建物に設置し、利便性の向上に努めている。

上述のように全体として、教育研究等環境は適切に整備されているが、研究活動の促進支援、図書館の人員配置に課題は残る。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的を踏まえ、社会貢献・社会連携に関する方針を明示しているか。

2012（平成24）年に建学の理念に基づき定めた「駿河台大学憲章」において、本学の社会連携の3つの基本方針、1)「地域の教育力」の尊重、2)地域社会の活性化、3)研究成果及び生涯学習等による「知の核」として地域の発展への貢献、を明示している（資料9-1）。本学の社会連携・社会貢献の特徴は、大学所在地である飯能市を中心とする埼玉県西部地域を主な対象としていることである。

更に、憲章の方針に沿って2017～2021年度の5年間の具体的な行動指針および達成目標を定めた「グランドデザイン2021」では、本学が目指すべき大学像を、「教育力」「就業力」「学生支援力」「地域力」「研究力」の5つの力で表しており、「地域力」及び「研究力」のなかで、教育および研究面での社会貢献・社会連携に関する達成目標及びそのための行動指針を示している（資料9-2）。毎年度当初、全教職員が会する「全学合同会議」を開催し、学長自ら、「グランドデザイン2021」に基づく当該年度目標を示し、教職員間での方針等の理解と共有を維持し、更に本学ホームページで公表することによって、広く一般社会への周知徹底を図っている。

以上のことから、本学の建学の理念に基づき、社会貢献・社会連携に関する方針が明確に示されているだけでなく、学内外への周知も適切に行われているといえる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：社会貢献に向けて学外組織との適切な連携体制を構築しているか。
 評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を推進しているか。

地域社会との密な連携体制構築に向け、飯能市及び日高市の2自治体、飯能商工会議所との間に連携に関する基本協定を締結しているだけでなく、入間市、所沢市等と、多くの個別案件（例：法律相談）毎に協定を締結している。埼玉県西部における地域振興に向け、飯能信用金庫をはじめ多くの企業と協定を結んでいる（資料9-3）。

図9-1に示すように、自治体・団体・企業と締結した協定のもとで、「知の核」としての連携活動に関しては、地域連携センターが中核となり学部・研究科等と連携し取組み（資料9-4）、「知の拠点」としての連携活動は、地域創生研究センターが中核となり学部・研究科・研究所等と連携して取組む体制を構築している（資料9-5）。

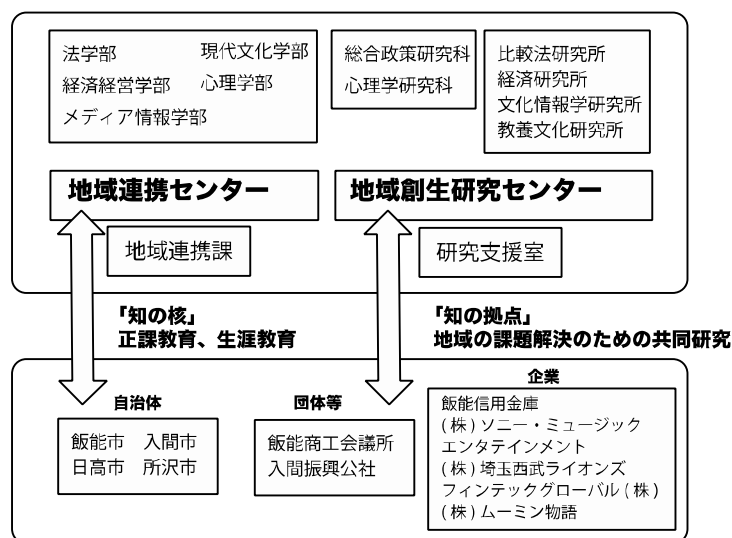


図 9-1：駿河台大学の社会連携体制

「知の核」としては、大学及び近隣自治体との共催で大学が持つ知の資源を地域社会の生涯教育に活用する以下の取組みを実施した。

- ・総合政策研究科の3専攻合同で埼玉県西部地域の地域自治体職員対象の「大学院委託生制度」(資料 9-6)による授業を実施した。2017(平成 29)年度は、近隣の3市、飯能市(2名)、入間市(2名)日高市(1名)職員を受け入れ、埼玉県西部地域の課題について、本学教員の専門的な見地から授業を行った。
- ・市民対象の公開講座全14回(資料 9-7)、市民大学講座Ⅰ～Ⅲ各4回では、本学の教員、近隣の有識者、専門家を招いた講座を実施した。その他、「加治丘陵の自然観察」「スポーツ講座」「外国語講座」なども実施し、幅広く市民の要望に応える講座も提供した。
- ・飯能市在住の小学4～6年生を対象に、本学教員をはじめとする専門家による、学校では学べない専門的な内容を学ぶ「こども大学はんのう」全5回を開講した(資料 9-8)。
- ・入間振興公社の依頼に基づき、生涯学習講座の講師として本学教員4名が登壇し、公社の事業に協力した(資料 9-9)。
- ・本学教員の研究成果を地域に還元するために、飯能市・入間市と本学の3研究所共催のシンポジウム(資料 9-10)、経済研究所主催のシンポジウムを開催した(資料 9-11)。
- ・地域との連携を正課教育に生かす取組みとして、2017(平成 29)年度よりスタートしたカリキュラム中の地域科目群中のアウトキャンパス・スタディ科目群において地域の企業・団体等との協働による地域の持つ教育力を生かした以下の取組みを実施した。
- ・地元企業の協力の元、企業での中期(2週間程度)の実習を行う「地域インターンシップ」を実施した。80社弱の企業・団体の協力のもとで、80名弱の学生に対して実際の現場での実習を通じて、就業意識育成に取り組んだ(資料 9-12)。
- ・「まち」を学びの場にした社会活動参加による社会人基礎力修得を目的とする「まちを元気に、まちで元気にプロジェクト(まちプロ)」において、70名強の学生が地域の様々な活動に参加し、就業力修得に取り組んだ(資料 9-13)。

「知の拠点」としては、埼玉県西部地域の活性化に向け、本学が取組んで来た森林文化教育およびエコツーリズムに関する研究成果に北欧文化等の研究成果を加え、飯能市を中心とする埼玉県西部地域の観光・産業資源の付加価値を高める事業（駿河台大学研究ブランディング事業）を立ち上げた。



図 9-2：駿河台大学研究ブランディング事業の概念図

この事業は、地域創生研究センターおよび地域連携センターが中心となって推進されるが、全学の研究活動を取りまとめるために駿河台大学研究支援実施委員会を設置し、全学的な研究資源を効果的に活用する体制を整えた（資料 9-14）。更に、この事業の点検・評価を実施するに当たり、地域の自治体・団体・企業参加による、駿河台大学研究ブランディング事業外部評価委員会を設置し（資料 9-15）、事業を適切に運営する PDCA サイクルの体制を整えた。



図 9-3：駿河台大学研究ブランディング事業の PDCA 体制図

2017（平成 29）年度は、この事業の一環として地域創生研究センターによる地域活性化につなげるためにセンター指定研究プロジェクトとして（期間 2 年）、「地域観光の振興に向けた飯能の森林文化と北欧文化の融合プロジェクト」と「企業における共同開発（オープンイノベーション）の研究」の 2 件に着手した（資料 9-16）。年度末に行われた中間報告では、地元企業との商品開発、新しいエコツアーの開催などの実績が報告された（資料 9-17）。

企業と連携した地域貢献活動としては、10 年来におよぶ飯能信用金庫との連携活動に加え、ソニー・ミュージックエンタテインメント、埼玉西武ライオンズなどとの連携を着実に増やしている。

- ・ 飯能信用金庫との連携活動実施にあたって設置した産学連携委員会のもとで、「輝け!飯能プランニングコンテスト」および「地域活性化講演会」に取組んだ（資料 9-18）。プランニングコンテストも第 11 回となり、今年度も学生の部、一般の部で、本学の学生および一般市民からの多くの応募があった。地域活性化講演会は次年度本学就任予定の特任教授（実務家）を招き、地域市民の多数参加により盛況であった。
- ・ ソニー・ミュージックエンタテインメントとは、同社主催の「Hanno Green Carnival」開催に際し、キャンパスを会場として提供するだけでなく、心理学部がイベントへの協力を行った。また、同社の協力のもと、メディア情報学部において、イベント運営等について学ぶ実学志向の専門科目「オンキャンパス・ワークショップ」を開講した。
- ・ 埼玉西武ライオンズが取組むスポーツを通じた地域振興への協力など、多角的な産学連携事業に取組んだ。

以上のことから、「知の核」「知の拠点」としての役割を果たすために必要な教育と研究の両面で、地域の自治体・団体・企業との連携体制が適切に構築されており、この体制の元で、自治体・団体・企業との協働により事業を多数手がけており、本学の教育研究資源が有効に地域社会に還元されているといえる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上をに取組んでいるか。

各学部・研究科・センターでは、グランドデザインに基づいた行動計画を定めるアクションプランにおいて、必ず地域連携に関する行動計画を定めることが義務づけられている。策定した地域連携に関する計画は、9 月末、中間報告による進捗状況をチェックし、その結果を学長・副学長会議において報告し、2 月には年度の最終報告をまとめ学長・副学長によるヒアリングを行った上で、年度の成果の点検及び評価を行う。結果は、部局長会議を通じて、全学部・研究科・センターで共有され、次年度のアクションプランは、前年度の点検・評価で、評価された成果・指摘された課題に基づいて、行動計画を立てている（資料 9-19）。

全学的な地域に関する研究活動に関しては、管轄の地域創生研究センターにおいて、年度初めに研究プロジェクトの審査を行い、秋のプロジェクト中間報告及び年度末のプロジェクト報告では、実施状況のヒアリングを行い点検・評価結果をプロジェクト実施責任者

に伝え、改善・向上につなげている（資料9-16、資料9-17）。地域と協働した教育活動に関しては、年度末に地域連携センター運営会議において、主な教育事業について点検・評価を行っている。

本学の今後の地域連携の柱の一つとなる駿河台大学ブランディング事業については、自治体・企業からの要望等の意見交換にとどまっており、「駿河台大学ブランディング事業外部評価委員会」による点検・評価は行われていない。

以上のことから、大学全体として、アクションプランに基づき点検・評価とそれに基づく改善・向上が組織的に適切行われていると言える。地域連携に関わる事業の多くは継続性が求められ、全体的な視点から根本的な事業の見直しが難しいという側面がある。そのため、現状の体制では、個々の事業の改善・向上は適切に行われているが、大学全体及び地域社会全体の視点での点検・評価を推進する必要がある。また、大学全体の取組みに対する点検・評価への地域の団体・企業の参画については、飯能信用金庫による評価のみ（資料9-20）の状況であり、拡大する必要がある。

(2) 長所・特色

社会連携・社会貢献活動を担う「地域連携センター」と研究成果の地域還元を担う「地域創生研究センター」が両輪となって、地域の自治体・団体・企業と締結した協定に基づき、地域の「知の核」及び「知の拠点」となる大学実現のために、具体的な事業に取り組み、成果を着実にあげている。

2017（平成29）年度にスタートした駿河台大学ブランディング事業は、地域社会だけでは解決が難しい課題について、本学が架け橋となって、地元自治体・企業および大手企業が相互に協力して、解決に課題に取り組むことを目指しており、それに向けて、着実な成果をあげている。このように、本学は、社会連携・社会連携に向けて、幅広い連携をとるとともにそれを実際の事業へとつなげていることが長所である。大学院総合政策研究科において、自治体職員などの科目等履修生を対象にして取り組んできた「地域活性化プログラム」を、地域創生研究センターの研究プロジェクトにつなげることで、文系総合大学としての本学の持つ教育研究資源を地域の課題解決に役立てる体制へと発展することが期待できる。

(3) 問題点

地域連携センター及び地域創生研究センターが取り組む事業については、長年に亘り継続し、地域社会からも評価され実績が上がっているものが多い。他方、大学生の特質や社会状況の変化にあった新規事業に取り組む必要もある。全体的な視野で、大学全体の事業を評価する体制を、自治体・団体・企業と協働して整備し、本学の資源がより効果的に地域社会との連携・貢献に活かされるようにしなければならない。

社会連携・社会貢献活動の多くを、アウトキャンパス・スタディ科目担当教員が主に担っている状況であり、負担が一部の教員に偏る傾向にある。しかも、担当教員の多くが数年の内に定年を迎える状況で、次の世代の教育者育成が喫緊の課題である。社会連携・社会貢献を担うには、3～5年程度の担当経験が必要であり、全学的に組織的な人材育成に取

組む必要がある。

図 9-1 に示された社会連携・貢献の体制を、実質、地域連携センター5名、研究支援室1名の職員でほとんどの実務的な運用を担っている。限られた人的資源での運用となるため、継続的な活動の実施に資源のほとんどが費やされ、時々刻々と変化する社会情勢に対応した新規の活動への取組みが十分でない。これは、PDCA サイクルでの改善中心の体制の根本的な問題であり、昨今の変化の早い社会のニーズに対応した連携・貢献を実現するには、OODA ループ（Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（行動））による機動的な組織体制への転換を検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念に基づく基本方針のなかで、大学所在地である飯能市を中心とした埼玉県西部地域を中心とする社会連携・社会貢献を掲げ、それに基づいて5年間の中期的な行動計画としてグランドデザイン、毎年度の行動計画としてアクションプランを定めることで、大学の内外への周知に務めている。これらの計画に基づき、地域連携センターと地域創生研究センターを2つの柱として社会連携・社会貢献に取り組んでおり（図 9-1）、地元の団体・企業など幅広く連携を拡げ、公開講座等による教育研究成果の生涯教育への活用、地域社会との協働による社会人基礎力育成に向けた正課教育の実施、地域創生に向けた駿河台大学ブランディング事業など多彩な活動に長年にわたって取組み、地域社会からも評価されて来た。一方、取組みを担当する職員は少なく、担当する教員も50歳以上が中心という偏った状況であり、事業内容に硬直化が見られ、新しい事業への取組みが少ないという問題が発生している。その背景には、取組みの点検・評価が主に大学側で行われ、地域社会の課題解決の観点からの見直しが十分に行われていないことがある。

政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、本学のような地域密着型の大学による社会連携・社会貢献が重要視されており、今後、地域創生において本学も地域の課題解決に積極的に取り組んでいかなければならない。そのためには、従来進めてきた「知の核」的な地域貢献活動から、「知の拠点」的な活動を、地元企業等と連携した地域の活性化に直結するものへと拡げていく必要がある。

飯能市との職員相互派遣、地域創生研究センターの研究プロジェクト、大学院総合政策研究科の「地域活性化プログラム」などによって、地域の抱えている課題解決に役立つ研究・教育面での発展が期待される。埼玉県西部地域・多摩地域は高度な独自技術を持つ中堅・中小企業が集積しているので、技術経営、マーケティング、人材育成の領域でのより深い連携と受託研究を行うまでの信頼関係の構築にも着手しており、地域創生研究センター主導で、企業との共同研究・受託研究に積極的に取り組むことが課題となる。

第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の理念・目的を実現し、大学の社会的役割を果たしつつ発展するために、大学及び法人の運営組織がそれぞれの果たすべき役割を明確にし、有機的な関係を築き、効率的な合意形成を図ることが本学の管理運営の目標である。2017（平成 29）年度事業計画書においては、大学運営の基本方針として「駿河台大学学則」、「駿河台大学憲章」及び昨年度公表した「グランドデザイン 2021」を基本方針に、高等教育を巡る状況の急激な変化に対応するため、入学定員の確保、中途退学者数の減少及び就職率の向上を、引き続きの重点課題として取組む。首都圏西北部において地域活性化の核となる大学、地域の知の核となる大学を目指し、地域社会の中核を担う人材を育成する教育、地域の課題解決に向けた研究を推進する。」と明記されている（資料 10-1 p.2）。この事業計画書は、本学ホームページに掲載されるとともに年度当初の 4 月初旬に、理事長、学長以下全専任教員及び副課長以上の職員が参加する全学合同会議にて、資料としても配付され、学内ポータルサイトを通じて全教職員に周知されている。

本学の理念・目的については、「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」の第 1 条に規定されているほか、2012（平成 24）年 12 月に教職員が一体となって、更なる大学の発展をめざすことを決意して制定された「駿河台大学憲章」として明確化されている（資料 10-2 第 1 条、資料 10-3 第 1 条）。建学の精神とともに「私たちのめざす教育」「私たちのめざす研究」「私たちのめざす地域との協働」が掲げられ、「駿河台大学は、これらの使命を果たすために、恒常的な自己点検評価を行うとともに、第三者からの評価等を真摯に受け止めて不断の改善に努め、健全かつ安定した大学運営をめざします。」と表記されている（資料 10-4）。当憲章は本学ホームページをはじめ、学内全ての約 100 教室に恒常的に掲出されており、教職員とともに学生やステークホルダーに対しても十分に周知されている。

これらの本学の理念・目的を達成するために本学の進むべき将来的な計画として、2016（平成 28）年 11 月に「グランドデザイン 2021」が制定され、以前の「グランドデザイン」（2012～2016 年度）を踏まえて、更に本学が今後 5 年間（2017～2021 年度）で実現すべき目標と計画を新たに示したものとなっている（資料 10-5）。当計画は制定時、大学創立 30 周年記念式典にて学長より発表され、本学ホームページに掲載されているほか、学内全部署により、毎年、アクションプランの作成と達成度の検証と評価、学内公表を行い、着実に目標の達成をめざしている。

以上のことから、大学運営に関する方針の明示及び周知は適切であるといえる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2：教授会の権限と責任の明確化

本学は、大学及び法人に関する規程を整備し、明文化した規定に基づく公正な運営を行っている。学長・学部長及び研究科長の選任や意思決定など管理運営における諸機関の間での役割分担・機能分担に関しては、「駿河台大学学則」「駿河台大学大学院学則」及び「駿河台大学学長の選考等に関する規程」を始めとした各種規程に明文化されており、適切な運営がなされている（資料10-2第4-9条、資料10-3第5-8条、資料10-6）。

学長は、「駿河台大学学長の選考等に関する規程」に基づいて選出される。毎年度学長候補者選考委員会を設置し、学長の任期が満了するときは、その30日前までに候補者を決定する。また、学長が任期中に辞任・欠員となったときは、速やかに候補者を決定する。学長候補者選考委員会は、理事長、理事会から選出された理事3名、大学評議会から選出された教員3名及び寄附行為第19条に規定する評議員会から選出された本学の教職員以外の評議員3名の計10名で構成される。学長候補者選考委員会は学長候補者を選考し、理事会に推薦する。理事長は、これに基づき理事会の議を経て学長を任命する。学長の任期は3年で再任を妨げない（資料10-6）。

各学部長の選任は、「駿河台大学学部長候補者選考規程」に基づいて行われている。候補となり得る者は各学部専任の教授の中から教授会において選ばれる。選挙資格者は、各学部専任の教授、准教授及び講師であり、選挙については、選挙資格者の3分の2以上の投票をもって成立し、投票は2名連記無記名投票により、候補者となり得る者は票を得た者とする（資料10-7）。学部長は学長に選挙結果を報告し、学長はその報告を受け、教授会の意見を徴した上で候補者を1名決定し、理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する。学部長の任期は2年であり、原則として連続2期までである（資料10-8）。

研究科長の選任は、「駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規程」に基づいて行われ、候補者は、研究指導を担当する専任の教授であり、研究科における選挙により候補者が選出される。選挙により決定された候補者は、学長が理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する（資料10-9、資料10-10）。

本学における学長の権限行使は、教学上の全学的審議機関である大学評議会を議長として運営することによって、駿河台大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている（資料10-2第6条）。また、学長が適切にリーダーシップを発揮し、迅速かつ機動的な意思決定が図れる大学の執行体制を強化する会議体として学長・副学長会議がある（資料10-2第7条の2）。

学長・副学長会議は、学長が議長となり、副学長、法人局長、事務局長、学長補佐や各事務部長等のその他学長が指名した者から構成されており、原則、毎週1回定例で開催され、本学の運営上重要な事項や学長又は理事長が諮問した事項の協議が行われている（資料10-11第2-4条）。

大学評議会は、学長が招集し、議長となる。学長、副学長、学部長、研究科長、副研究科長、メディアセンター長、キャリアセンター長、グローバル教育センター長、事務局長及び各学部から選出された各1人の教員によって構成され、月1回定例で開催し、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、学長の諮問に応じて、本学の教学に関する重要事項について審議している（資料10-12第2~4条）。

部局長会議は、同じく学長が招集し、議長となる。学長、副学長、学部長、研究科長、副研究科長、法人局長、事務局長、メディアセンター長、情報処理教育センター長、スポーツ教育センター長、キャリアセンター長、グローバル教育センター長及び学長が指名した者によって構成され、本学の教学上重要な事項で、本会議に付議し、検討することが必要とされる事項、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、大学評議会の審議事項の事前連絡調整や検討等を行っている（資料10-13第2~4条）。

大学の運営のうち、学部については、各学部の教育目標に沿って独自の発展を図るために、教授会規程を定め、学部の運営を行っている（資料10-14）。教授会は、「駿河台大学学則」第8条で「本学の各学部教授会を置く。」と規定され、教授、准教授及び講師により構成され、毎年15回程度開催されている（資料10-2第8条）。教授会は、各学部長がこれを招集し、議長を務め、各学部の教学、学生にかかわる日常的事項を始めとして、教育課程に関わる事項、教員人事に関わる事項などを審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとして役割を明確にしている。審議事項は、学生の入学及び卒業に関すること、学位の授与に関すること、学生の賞罰に関すること、学生の試験に関すること、単位の認定及び学業評価に関すること、教育課程及び授業に関すること、学生の指導に関すること、教員の人事に関すること、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項、などである。原則として毎月定例に招集され、審議内容について、議事録を残し、議案審議の概要を明文化している。

このように学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することは明らかであり、学部長を学部の運営責任者として明確に位置付けている。

一方で、法人は、大学の自立的な教育研究推進のための財政その他の経済基盤を十全のものとするを目的とし、寄附行為に基づいて運営している（資料10-15）。

本法人の理事会は、原則として毎月開催され、日常業務に関する審議決定も行っており、教員人事、学則等教学関係規程の制定及び改廃、交換留学協定など教学に関する各種協定の締結等、教学組織から提出される議案については、理事会上程までに十分な審議、検討が行われていることから、理事会は、原案を最大限に尊重することとしている。一方、予算などの法人所管事項については、理事会開催前に学部長、研究科長、全学委員会委員長などとの事前協議が行われ、法人としての考え方を説明し、理解を得ている。

大学評議会の決定事項について、法人の運営に影響を及ぼす事項については、理事会の承認を得ることとなっている（資料10-12第4条第2項）。

一方、教学以外の事項において理事会で決定された事項については、必ず大学評議会、必要に応じて部局長会議でも報告され、教授会及び研究科委員会への徹底が図られている。

教学組織（大学）と法人（理事会等）の両者に関わる中・長期的な大学運営方針を定める上で必要な事項などを協議する場として経営戦略会議がある。構成メンバーとして理事長、学長、副学長、法人局長、事務局長、経営企画室長及びその他各事務部責任者を始め理事長

により必要に応じて加えた学内外の者が出席し、毎月開催の中、大学を取り巻く環境の変化に伴い、本学の問題点や懸案事項を検討し、将来的に改善することなどの問題を提議し、学長・副学長会議及び部局長会議等に報告を行った提案を理事会において審議することにより、法人と大学との関係を円滑にし、効率化を図る意味で重要な位置を占めている（資料10-16）。

また、学長による改革を推進し満足度の高いより良い大学をめざすため、学生からの意見・提言を大学運営に活かせるように、本学ホームページに匿名での投稿も可能なメールアドレス「学長直行便」を開設し、常時学長への投稿を可能にしている（資料10-17）。投稿された内容はすぐに学長が検討し、学内の改善改革に役立てている。

以上のように、教授会等の権限等の明示及び権限に基づいた大学運営は、適切であると判断できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算編成プロセスの明確性及び透明性

評価の視点2：予算執行及び監査等の内部統制

予算編成は、基本的な編成方針に従って、収支の均衡を図っていくことを目標として行われる。本学の予算編成プロセスの概略は、以下のとおりである。

- ①財務部が予算編成の基本方針の下、10月下旬に各担当部課に対して予算要求原案の作成を依頼する。
- ②財務部は、各部課から提出された予算要求原案により、1月に各部課と法人局長との間で予算ヒアリングを開催し、必要性、効果等を検討し法人局長が予算原案を取りまとめる。
- ③法人局長は、予算原案を「施設・財務委員会」に諮り検討を加えた後、理事長に提出し、具体的説明を行う。
- ④理事長は、予算原案に基づいて予算案を作成し、3月開催の評議員会の意見聴取を行った上で、理事会に諮り、正式に予算として成立させる。

上述の「施設・財務委員会」は、学長を委員長として、副学長、学部長、研究科長、各学部選出委員、法人局長、大学事務局長、各事務部長等、各組織から幅広く代表者を集めている。委員会は毎年2月に開催され、教学予算や施設・設備の充実などを中心に検討している（資料10-18）。

予算執行に当たっては、目的別の予算項目（事業計画）ごとに執り行われている。業者発注に際しては、原則として見積依頼書を作成の上、複数業者の見積比較を行い、可能な限りの経費節減に努めている。予算執行の稟議決裁は、新規案件と例年定期的に実施している定例案件とに分け、更に見積金額によって最終決裁者を分けるなど、効率性にも配慮している（資料10-19）。

監査は、監事、内部監査室及び外部監査人において行われる。2016（平成28）年に「学校法人駿河台大学監事監査規程」及び「学校法人駿河台大学内部監査規程」を制定するとともに内部監査室を設置した。内部監査は、業務監査、会計監査及び公的資金監査について適法性、効率性等の観点で実施されている（資料10-20）。外部監査は、独立監査人として公認会計士と監査契約を締結しており、3人の公認会計士により監査を受けている。監事は、公認

会計士協会の学校法人委員会委員長の職にあった方を招いている他、本法人の業務に精通している元法人局長に依頼している。監事は、独立監査人から監査状況について説明を聴取し、また、理事会にも原則として毎回参加し、本法人の業務執行・財務状況等について意見を述べている。

以上のように予算編成及び予算執行は適切に行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：事務組織の構成と人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

本学は、教育研究及び学生支援を円滑かつ効率的に行うため、適切な事務組織を設け、その公正で合理的な運営により、大学の理念・目的の達成に資することを目標として事務組織を設置している。

法人局及び大学事務局にはそれぞれ局長を配置し、事務組織を統括している。これは法人部門と教学部門に分けることにより業務の効率化を実践するためである。この業務効率化については、2017（平成29）年度9月からは、法人局長を理事長が兼務し、経営方針や意思決定が直接法人局職員へ迅速に伝わり、業務の効率が図られ適切な大学運営がなされている。人員構成については、局長以下の専任事務職員87人のうち、法人局所属の職員が3分の1、大学事務局所属の職員が3分の2を占めている。大学の適正な管理運営と財政基盤の安定的な確保を実現するためには、何よりも教学部門の活性化が不可欠であり、教学部門の運営を担う事務職員の配置を厚くしている（資料10-21）。

また、各種センターの専任職員配置については専門性を活かし、部門に必要な資格を備えた人事配置を行い、各種センター所属教員と教職協働においてセンターの運営を行っている（資料10-22）。

事務機能の改善や業務内容の多様化への対応策としては、教学部門を支援する大学事務局を中心として、当該部長職について教学部門の各種委員会の正規委員に位置付け、各種委員会の検討・決定事項の中に、事務局の意思を反映した内容を取り込み、教育に関する大学改革の継続的な取組を組織的に、教職協働で推し進めている。この組織教育目標の実現や円滑な管理運営のために部署の改編や移管を行い、それらをより充実させるため、以下のような取組を行っている。

1点目は、地域に根ざした大学改革とその強化のために地域連携課を設置し、2014（平成26）年より毎年、飯能市役所と本学職員との交換による職員派遣を行っている。既に飯能市役所職員を4名受け入れ地域連携課に配置し、地域社会における連携事業等を通じて地域における課題解決を行っている。また、飯能市役所に派遣した本学の事務職員も4名となり、飯能市を中心とした近隣市町村との地域連携の取組み、事業活動を行っている。

2点目は、入学者の減少等への経営対策として経営企画室、大学全体の経営戦略の立案、広報戦略の策定・強化のための経営企画課を置き、学部改組により新学部設置や既存学部の新コースの設置を行い、現在の高校生のニーズに沿った改変を行っている。

3点目は、学務企画部の設置により、法人部門と教学部門との更なる明確化と業務の効

率化を図り、大学改革を推し進めるためIR業務を担当している。教員の研究環境の充実と研究支援の観点から、2017（平成29）年度に研究支援室を設置し、専属の職員を配置して教員の研究支援を行っている。研究支援室では、教員の研究費申請支援を通して、教員一人ひとりの研究成果を適切に判断し、学内研究費の配分を行う予定である。

4点目は、初年次からのキャリア教育充実、推進のために、2017（平成29）年度よりキャリアセンターキャリア教育・就職支援課内にキャリア教育推進室を設置し、専属の職員を配置してキャリアセンターキャリア教育担当教員と協働し業務を行っている。

5点目は、開学30周年目を迎えた2016（平成28）年に、父母会・同窓会の更なる充実と発展のために事務局を独立設置して、業務の明確化と効率化に繋げている（資料10-22、資料10-23）。

以上のように法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、また、その事務組織は適切に機能している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：人事考課に基づく適切な業務評価について

評価の視点2：SDの実施状況について

事務職員の人事考課については、本学開学以来、夏期及び冬期における期末手当の支給査定として年2回実施している。人事考課に当たっては、本人が自己申告としての「業務面談表」を記入し、課長以上の直属上司に提出し、その後上司は面談表に基づき本人との業務面談を実施する。「業務面談表」には、各課のアクションプランを確実に実行するための本人目標及び業務成果に対する実績評価及び次期の業務目標を記入する他、身上の悩みや変化、異動希望等も同時に記入する。直属の上司は、面談の結果も含め、所定の「人事考課表」に基づき1次考課を実施し、上位職へ回付する。最終考課の結果は期末手当の支給額に反映されている。直属の上司は業務面談を通じて、業務の成果に限らず、そのプロセスや日頃の勤務態度等に対してもフィードバックを行い、本人の業務目標が達成可能となるように指導を行っている。年2回の業務面談を行うことにより、課員からの要望や確実な業務遂行の成果につながっている。

SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施状況については、本学の大学憲章に基づき、事務職員の一人ひとりが学生の教育、学生支援を考え、本学が目指す教育目標の達成に対して、研修会を通して、自らの発想を発信し、提案が行えるしくみを取っている。

研修会の実施内容については、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるため、年度ごとに人事課にて全体計画を立案し、以下のような研修等の取組を行っている。

① 全学研修会

全専任教職員を対象に、各回でテーマを設定し年度を通して研修会を複数回開催している。開催日時とテーマは学期ごとに学長・副学長会議にて審議している。2016（平成28）年度は学生支援、キャリア支援、ハラスメント防止、学生相談、財務などを各回のテーマとし全10回開催し、平均参加率は教員86.8%、職員55.4%であった。

②職員勉強会

全専任事務職員を対象に、各回でテーマを設定し年度を通して勉強会を複数回開催している。開催日時とテーマは人事課にて毎回検討し行っている。2016（平成28）年度は「大学業界展望、広報戦略、他組織に学ぶ、中長期計画総括」などを各回のテーマとし全5回開催した。

② SD Step Up 研修

全専任事務職員を対象に、本学の中期計画を達成するために実行主体である事務組織の組織力、実行力を向上させることを目的に、夏期休業期間中に研修会を行っている。2016（平成28）年度は管理職を対象としたマネジメント研修と、その他の職員を対象とし競合大学との比較調査を踏まえた本学のブランディングに関する研修を通常業務日の2日間を充てて開催した。

その他、各部署の業務に即した専門知識、スキルを修得するために必要な研修については、各部署で年度ごとに計画を立て行っている。また、入職や昇進時には、該当者を対象とした階層別研修を行い、本人のキャリア形成に役立たせている（資料10-24）。

以上のように大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：大学運営の適切性における内部監査について

学校法人駿河台大学内部監査規程を2017（平成29）年4月に制定し、監査室を設置して監査体制を整え、本法人における運営諸活動の遂行状況についての適法性、効率性等の観点から、公正、かつ、客観的に調査及び検証し、その調査結果の情報提供及び検証に基づく助言・提言等を行っている。内部監査計画として、法人の健全なる経営の保持、発展に資することを目的とし、監事及び公認会計士の行う監査と連携・調整して、毎年度、内部監査計画を定めて実施している（資料10-25）。

内部監査の実施方針としては、業務の適正化・効率化を念頭に常に公正な立場で内部監査を実施し、文部科学省における「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正による管理・監査体制の一層の整備要求に応えられるものとして、業務監査、会計監査、公的資金監査の各種監査を実施している（資料10-26、資料10-27）。

このように、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

点検・評価項目①及び②では、毎週協議される学長・副学長会議での学内運営の執行体制は、学長による適切なリーダーシップの発揮に大いに役立っており、「グランドデザイン2021」をはじめとした将来ビジョンに向けた計画の遅滞なき執行を推進している（資料10-

11)。

予算編成においては、各部課と法人局との間で予算ヒアリングを行い、必要性、有効性等を考慮しながら予算要求の内容を精査・点検している。新規の事業計画についても「新規事業計画書」により期待される効果、経費の見積額を明示して検討を行っている（資料10-28）。

(3) 問題点

点検・評価項目①及び②では、本学の「グランドデザイン2021」は5年間にわたる中期の計画であり、今のところ10年以上のスパンにわたる長期計画の策定がない状況である。世界規模での著しい変革の現代において、今後の10年先が見通せないことから、その策定は困難なものであると言わざるを得ない。しかしながら、18歳人口の大幅な減少期を迎える大学を取り巻く教育業界にあって、その将来構想を含む計画策定と周知が望まれる。

事務職員の昇進にかかる取り扱いについては、規定を公開していない。現在、運用している取扱いについては見直し、今後、整備する必要がある。また、事務組織における専門的知識を有する職員育成、配置の検討をする必要がある。

財務面においては、収支均衡予算を目指すため、諸手当等人件費の削減を行い、経費面においても当然のことながら予算要求がすべて予算に反映されることにはならない。収入の柱となる学生生徒等納付金を始め、補助金、寄付金等の収入増加策を講じていかねばならない。

(4) 全体のまとめ

本学における理念・目的については、「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」に記載するとともに、2012（平成24）年に制定した「駿河台大学憲章」に明示し、学生及び全教職員に周知している（資料10-2、資料10-3、資料10-4）。

中期計画については、「グランドデザイン2021」を策定し、この実現のための単年度の計画として年度ごとの事業計画を「事業計画書」として定め、大学HP等でこれを公開している。更に、全学合同会議等で全教職員に対し、周知を図っている（資料10-5、資料10-1）。今後については、長期計画の策定が課題となる。

大学運営のための組織の整備については、教授会等の設置について「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」に記載するとともに、その他、必要な委員会等について、それぞれ規程を整備している（資料10-2、資料10-3）。

教授会の権限と責任の明確化については、「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」において、「教授会(研究科委員会)は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と明記している。このことにより、教学に関する最終決定権者は学長であり、教授会は学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関と位置づけ、その権限と責任を明確化している。（資料10-2、資料10-3）

財務面については、各部門より、予算要求を提出させるとともに、予算ヒアリングを実施し、法人局長が原案を纏め、各学部、研究科、事務部署の長からなる「施設・財務委員会」

に諮り、その後、理事長に原案を提出する(資料 10-18)。理事長は、予算原案に基づいて予算案を作成し、3月開催の評議員会の意見聴取を行った上で、理事会に諮り、正式に予算として成立させることとし、予算プロセスの透明性及び明確性を確保している。

監査は、監事、内部監査室及び外部監査人において行われる。内部監査は、業務監査、会計監査及び公的資金監査について適法性、効率性等の観点で実施されている(資料 10-20)。外部監査は、独立監査人として公認会計士と監査契約を締結しており、3人の公認会計士により監査を受けている。これらにより、内部統制の適切性を担保している。

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：財務関係比率を用いた財務状況の検証と目標設定

評価の視点2：中・長期の計画に即した収支財政計画の作成

財務状況の検証のために財務比率を用いた自己診断として日本私立学校振興・共済事業団による自己診断チェックリストのレーダーチャートを用い、主要な財務比率（経常収支差額比率、人件費比率、教育活動資金収支差額比率、積立率及び流動比率）について、絶対評価、趨勢評価及び相対評価の3つの観点から分析を行っている（資料10-29）。

財務比率の目標値としては、経常収支差額比率10%以上、人件費比率50%未満、教育活動資金収支差額比率20%以上、積立率100%以上、流動比率200%以上である。流動比率は高い水準で目標達成されているが、経常収支差額比率はマイナスであり、積立率は50%を下回っていることから財政基盤の立て直しが急務の課題となっている。

中・長期における経営戦略の立案、新設学部の検討、将来計画及び中・長期的広報戦略などについて企画・調査し、適宜実施していくため、経営戦略会議を置いている（資料10-30）。戦略の策定・実施に当たっては、教学側との密接な連携・協力が図られるよう理事長を議長とし、学長・副学長他を構成員としている。

中期計画としては、「グランドデザイン2021」実現に向けての中期の財政見通しを作成している。毎年度予算編成方針の策定に当たり、経営戦略会議においてこの中期収支見通しを示し、収支均衡を目指すための予算編成方針案を作成し、理事会の審議に付している（資料10-31）。この予算編成方針に基づき毎年度の予算は適切に作成されている。

財務比率は、日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度版今日の私学財政」の2015（平成27）年度大学法人の全国平均（医歯系法人を除く）と本法人の2016（平成28）年度決算における値とを比較しながら、主なものについて以下に説明する（大学基礎データ表6、表8、資料10-32）。

① 2016（平成28）年度事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

（項目1）人件費比率（57.9%、全国平均：53.7%）：役員報酬の削減を始め、期末手当・各種手当の削減など人件費抑制を行っている。目標値は50%未満である。人件費の抑制以上に経常収入が伸び悩んでいる影響が比率を引き上げている。

（項目3）教育研究経費比率（38.7%、全国平均：33.2%）：経常収入に占める教育研究経費の割合であり、収支均衡を失しない限りにおいて高くなることは望ましい。35%以上を維持しており、良好といえる。

（項目4）管理経費比率（14.2%、全国平均：9.3%）：全国平均を上回っているが、2009（平成21）年度より、ほぼ13～14%程度で推移しており、極端な増加は見られない。

（項目6）事業活動収支差額比率（ Δ 9.8%、全国平均：4.7%）：2007（平成19）年度からマ

イナスへ転じた。特に近年、学生生徒納付金の減少による影響が大きい。プラス10%以上が目標である。

(項目9) 学生生徒等納付金比率 (80.0%、全国平均：73.7%)：学生生徒等納付金への依存度が大きいことが伺える。収入の多様性を考えるならば、経常費補助金等の獲得にも傾注する必要がある。

② 2016 (平成28) 年度貸借対照表関係比率 (法人全体)

(項目5) 純資産構成比率 (91.0%、全国平均：87.5%)：この比率は、高いほど財政的な安定を示しており、全国平均を上回っている。

(項目9) 流動比率 (400.5%、全国平均：254.1%)：学校法人の短期的な支払能力である資金流動性を判断する指標の一つである。200%以上であれば優良とみなされ、本学は300%以上で推移し、全国平均を大きく上回っている。

(項目10) 総負債比率 (9.0%、全国平均：12.5%)：総資産に対する他人資金の比重を評価する重要な比率である。低いほど良く、50%を超えると負債総額が自己資金を上回ることになる。本学は50%を大幅に下回っている。

(項目11) 負債比率 (9.9%、全国平均：14.3%)：他人資金が自己資金を上回っていないかどうかをみる指標で、100%以下で低いほうが望ましい。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：中長期の計画に即した予算配分

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金の獲得状況

中期目標である「グランドデザイン 2021」達成に向けた事業を推進するため、毎年度の予算編成においては、予算編成方針に基づき各部課と法人局との間で予算ヒアリングを実施し、予算の必要性、有効性、優先度を考慮して適切に予算編成を行っている。特に「グランドデザイン 2021」達成のための新規事業については、「新規事業計画書」を用いて期待される効果を中心に精査している。

予算ヒアリングの結果を受けて、学長が議長となり「施設・財務委員会」において教学予算や教育・研究に係る施設・設備の充実のための予算を中心に検討を加えている。収支均衡予算実現のため、予測される収入の範囲内での予算案作成に向けて適切に検討がなされている。

外部資金について、科学研究費補助金の受け入れは、学内研究費と連動させ、積極的な申請を奨励している。毎年9月には教員を対象に説明会を開催し、円滑な申請手続きの推進、補助金の不正使用の防止に努めている。採択数は、2016 (平成28) 年度16件 (新規採択3件を含む)、2017 (平成29) 年度11件 (新規採択2件を含む) となっている (資料10-33)。

寄付金募集は、教育振興資金募金、スポーツ振興支援募金、Book de 募金 (古本募金) を継続して実施している。寄付金の募集状況は、2014 (平成26) 年度56,738 (千円)、2015 (平成27) 年度45,501 (千円)、2016 (平成28) 年度37,032 (千円) と下降している点は課題である。

(2) 長所・特色

財務状況については、毎年度教職員を対象とした全学研修会において、前年度決算を基に経年推移、財務比率による全国大学平均値との比較などを行い、財務状況の理解と共有に努めている。このことにより、厳しい財務状況下において収支均衡予算の実現に向けた検討が教職員の協力のもとになされている（資料10-34）。

寄付金募集では、寄付者の利便性を向上させるため、クレジットカードやコンビニエンスストアでの支払いも可能なインターネットを利用した寄付募集を行っている（資料10-35）。

(3) 問題点

経常収支差額比率がマイナスの状況が続いており、積立率は50%を下回っている。将来に向けての設備の建替費などに必要な資金が不足している状況であり、長期的な安定経営のための財政基盤の確立が急務の課題となっている。収入の柱となる学生生徒等納付金獲得のため、収容定員の確保、退学者の減少のための取組みを最優先課題としている。

(4) 全体のまとめ

本学の財務状況は、流動比率が高い水準にあるとおり負債は少なく短期的な運用資金は充実しているが、経常収支差額比率のマイナス状態が続いており、積立率も低下し、将来的な資金繰りに不安が出てきている状況である。

長期的な財政基盤の確立が急務であり、収入の柱となる学生生徒等納付金獲得のため、収容定員の確保・中途退学者の減少が最重要課題となる。中期目標である「グランドデザイン2021」達成に向けた事業を推進するため、経営戦略会議が中心となり、中期的な収支見通しの下に収支均衡を目指した予算編成方針案を策定している。

また、全学研修会により財務状況の全学的な理解と共有に努め、全教職員の協力を得られるよう努力しており、予算編成方針に基づき各部課と法人局との間で行われる予算ヒアリングは、中期目標実現に向けた必要性、有効性、優先度といった観点から予算原案作成に向けて、内容を精査している。予算ヒアリングの後に開催される「施設・財務委員会」では、各学部・研究科、各事務部等から幅広く意見を聴取できるように委員を配しており、安定した教育研究活動を実現できるよう予算編成を行っている。

以上のことから、長期的な財政基盤の確立は大きな課題であるが、収支均衡を図る予算編成は適切に行われている。

終章

本報告書は、駿河台大学の第9回目の自己点検・評価作業の結果を取りまとめたものであり、自己点検・評価にあたっては、大学基準協会が示す第3期認証評価に向けた大学基準に即して実施されたものである。

本学は、来る2021（平成33）年に第3回目の認証評価を大学基準協会にて受審の予定である。そのことを強く意識し、本年度2018（平成30）年より用いられることとなった新基準（第3期認証評価基準）に対応するかたちで今回の自己点検・評価に係る検証を実施した。そこでは、前期基準から変更となった、10の大学基準の組み換えとそれらの間での重点の変化の示唆（「内部質保証」が基準10から基準2へと繰り上げられ、当該基準を重視）、そして、部局単位での報告書作成ではなく、大学としての一括取りまとめの報告書作成が求められ、かつ、完成報告書においては総量規制（全100頁前後）等の第3期認証評価基準にまつわる変更への対応も求められた。

1. 評価基準の達成状況 ―自己点検・評価の振り返り―

本学の中期計画である「グランドデザイン2021」に謳われる5つのブランド力、「教育力」「就業力」「研究力」「学生支援力」及び「地域力」の具現化に努めながら、本学の重大かつ喫緊に解決すべき課題である「高い就業力の（恒常的な）維持」「中途退学者の減少」「入学定員の確保・収容定員の充足」に向けて全学が一体となって取り組んでいるところである。

就業力及び学生の受け入れなどに関しては好転の兆しも見られたものの、その他検証すべき項目については、なお道半ばであると言わざるをえない。10から成る大学基準については、概ね充足していると判断できる状態にまで至っているといえる。

「1.理念・目的」については、建学の精神である「愛情教育」に基づき、そこに関連付けて策定されている「グランドデザイン2021」、その内容を具体化するためのスキーム（実施計画）としての「アクションプラン」の遂行により、数値目標を含めた「ロードマップ」に沿って学内各部局が「理念・目的」に叶う実施、改善、発展、（新）計画へと努めている。今後の課題としては、取組の内容と成果を可視化して適切に検証し、PDCAサイクルでの検証を恒常化する必要があることが確認された。

「2.内部質保証」については、PDCAサイクルの方法を適切に機能させることによって、高等教育機関としての質の向上を図り、教育・学習その他サービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスと定義される内部質保証だが、本学ではとりわけ、より適切性を有した組織の構築、詳しくは「全学内部質保証推進組織（仮）」の構築を可及的速やかに実現させる必要性が確認された。

「3.教育研究組織」については、学長中心のガバナンスを強化し、中期計画「グランドデザイン2021」の実現に向けて、現代の社会的要請にも応える大学組織の構築が目指されて

おり、本学の教育研究目的達成のための教育研究組織の適切性の検証及び将来に向けた構想に係る協議も行われていることが確認できた。

「4.教育課程・学習成果」については、多様な学生を受け入れている現在、そうした学生の学習意欲を高めるための更なる工夫の必要性が認識されるとともに、学習成果の測定方法についても、ルーブリックを活用しての測定、卒業生等への意見聴取といった積極的な方法の着手については緒についたばかりである。しかしながら、授与する学位ごとに定められた学位授与方針に沿った教育課程の編成方針を定め、学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための措置は講じられている。また、学習成果の測定についても、従来型の、明確な指標を設定しての重層・多角的な成績評価、卒業研究・ゼミ研究における評価では各学部作成の「評価チェック表」の活用などにより、努めて適切性を保った学習成果の測定がなされている。本基準に係る「及第点」にはまだかなりの努力と工夫が必要であることが確認された。

「5.学生の受け入れ」については、学士課程では、外在的な要因もあるが、6年ぶりの入学定員確保を遂げることができた。なお、2015（平成 27）年度以降、本学は頻繁に入学定員の変更を行ってきているが、今後は中長期的な視野に立って入学定員数を設定していく必要がある。また、研究科においては、常態化している入学定員割れ・収容定員割れを改善できる手立てを真剣に考え、実行する必要があることが確認された。

「6.教員・教員組織」については、本基準における点検・評価項目①から⑤に関わる、全学的な教員組織の編制に関する方針の明示、教育研究活動を展開するための組織編制案の明示、教員の募集、採用、昇任等の基準・手続きの設定、FD 活動の組織的な実施の状況、そして、教員組織の適切性の点検・評価の実施、これらの項目においては着実にその成果を示すことができていることが確認された。

しかし、本学の教員の年齢構成に係る懸念が示され、直近 5 年内におけるベテラン教員の退職の数と、その経験を継承すべき中堅ならびに若手教員の数とのバランスに不安が残るという指摘がなされた。

「7.学生支援」については、「学生支援力の駿大（高い学生満足度）」「就業力の駿大（目配りの行き届いた就職支援）」の構築・強化を学生支援の方針として明確に掲げ、教職員一体となった支援体制を整備し、具体的な取組を行いながら、10 の項目から構成されている大学基準を概ね充足した修学支援、生活支援、進路支援ができている。

学生支援の各取組により、就職率向上に一定の成果が見える一方、中途退学防止については、依然として厳しい状況にあり、今後、IR 実施委員会との連携等による退学原因の分析に基づき、退学に至る要因把握やその対応（指導）方法なども含めた中途退学防止策の策定及び改善を行い、大学全体の組織として、様々な理由により修学継続に困難を抱える学生に対する支援を更に強化しながら、退学率是正に努めることが急務となっていることが確認された。

「8.教育研究等環境」については、中期的計画である「駿河台大学グランドデザイン」に

引き続き「グランドデザイン 2021」においても、「教育力の駿大」、「学生満足度の高い大学」を目指すことを謳っており、継続的に各種施設設備の充実を図っている。また、学生満足度の高い大学、中途退学者の減少への取組として、「学生が安心出来るスペースの確保」を掲げ、学生の居場所確保のために、キャンパスの施設・設備の新設・改修を行うことを定めている。なお、施設・設備の維持管理については、毎年度予算を検討する際に、安全、衛生の観点から、施設・設備改修等の優先順位を定め、これを実行している。

バリアフリー対応については、学習や学生生活に必要な設備のある建物間の移動は、車いす使用の学生に対応するためにバリアフリーとしており、また、多目的トイレも多くの建物に設置し、利便性の向上に努めている。

本学のメディアセンターは、図書館と情報システム部門との複合施設であり、専任職員及び非常勤職員数の半数は、情報システム部門であり、図書館業務には従事していない。したがって、大学設置基準の定める図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置がなされているとは言い難い事実は真摯に受け止めなければならない。

研究倫理に関しては、学内審査機関の設置・運営の適切性について、大学全体に関わる学内審査機関としては、「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」に基づき、「駿河台大学研究倫理審査委員会」が設置されている。学部・研究科においては、それぞれの組織の事情に応じて、学生・大学院生が行う研究の審査を行う体制を設けている。各学部・研究科が独自に行った審査については、その方法を「駿河台大学研究倫理審査委員会」で審議することで、大学全体で研究活動の倫理審査が正しく実施されていることを保証している。また、研究倫理教育としては、2016（平成28）年4月に全教員を対象とした研究費不正防止研修（資料 8-30）を開催した他、毎年実施される科研費採択者向けの研究費の適切な運用に関する研修を定期的に行うことで、大学全体として不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進する体制を整えている。以上のことをふまえ、諸事項が確認された。

「9.社会連携・社会貢献」については、多年に亘る地域連携、社会貢献活動の継続は駿河台大学に対する良き理解者の増加をもたらした。飯能市との職員相互派遣、地域創生研究センターの研究プロジェクト、大学院総合政策研究科の「地域活性化プログラム」などによって、地域が抱えている課題解決に役立つ研究・教育が「面」として発展することが期待される。なお、埼玉県西部地域・多摩地域は高度な独自技術を持つ中堅・中小企業が集積しているので、技術経営、マーケティング、人材育成の領域でのより深い連携と受託研究を行うまでの信頼関係の構築にも既に着手しており、地域創生研究センター主導で、企業との共同研究・受託研究が活発に行われよう努力を重ねている。

しかしながら、社会連携・貢献の体制を、実質、地域連携課5名、研究支援室1名の職員でほとんどの実務的な運用を担っている現実には、限られた人的資源での運用となるため、継続的な活動の実施に資源のほとんどが費やされ、時々刻々と変化する社会情勢に対応し

た新規の活動への取組が十分でない。これは、PDCA サイクルでの改善中心の体制の根本的な問題であり、昨今の変化の早い社会のニーズに対応した連携・貢献を実現するには、OODA ループによる機動的な組織体制への転換が必要であることが確認された。

「10.大学運営・財務（1）大学運営」については、大学運営のための組織の整備については、教授会等の設置について「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」に記載するとともに、その他、必要な委員会等について、それぞれ規程を整備している。

教授会の権限と責任の明確化については、「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」において、「教授会(研究科委員会)は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と明記している。このことにより、教学に関する最終決定権者は学長であり、教授会は学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関と位置づけ、その権限と責任を明確化している。

予算編成・執行の適切性ならびに内部監査に関しては、各部門より、予算要求を提出させるとともに、予算ヒアリングを実施し、法人局長が原案を纏め、各学部、研究科、事務部署の長からなる「施設・財務委員会」に諮り、その後、理事長に原案を提出する。理事長は、予算原案に基づいて予算案を作成し、3月開催の評議員会の意見聴取を行った上で、理事会に諮り、正式に予算として成立させることとし、予算プロセスの透明性及び明確性を確保している。また、監査は、監事、内部監査室及び外部監査人において行われる。内部監査は、業務監査、会計監査及び公的資金監査について適法性、効率性等の観点で実施されている。外部監査は、独立監査人として公認会計士と監査契約を締結しており、3人の公認会計士により監査を受けている。これらにより、内部統制の適切性を担保しており、以上の関連諸事項が確認された。

「10.大学運営・財務（2）財務」については、本学の財務状況は、流動比率が高い水準にあるとおり負債は少なく短期的な運用資金は充実しているものの、経常収支差額比率のマイナス状態が続いており、積立率も低下（現況 50%以下）し、将来的な資金繰りに不安が出てきている状況である。よって、長期的な財政基盤の確立が急務であり、収入の柱となる学生生徒等納付金獲得のため、収容定員の確保・中途退学者の減少が最重要課題となる。そうした中、中期目標である「グランドデザイン 2021」達成に向けた事業を推進するため、経営戦略会議が中心となり、中期的な収支見通しの下に収支均衡を目指した予算編成方針案を策定している。

また、全学研修会により財務状況の全学的な理解と共有に努め、全教職員の協力を得られるよう努力しており、予算編成方針に基づき各部課と法人局との間で行われる予算ヒアリングは、中期目標実現に向けた必要性、有効性、優先度といった観点から予算原案作成に向けて、内容を精査している。そして、予算ヒアリングの後に開催される「施設・財務委員会」では、各学部・研究科、各事務部等から幅広く意見を聴取できるように委員を配しており、安定した教育研究活動を実現できるよう予算編成を行っていることが確認された。

第9回自己点検・評価報告書

以上の振り返りから、本学は10からなる大学基準に対し、現況ではおおむね適切な対応がなされていると判断できる。

2. 第3回目の認証評価受審に向けて ―まとめに代えて―

本学が、高等教育機関として、現段階にて速やかかつ精力的に取り組むべき課題は、以下の通りである。①理念・目的に則り、②適切な内部質保証システムを構築・実行し、③「教育力の駿大」を実質化するよう「3つのポリシー」を遵守し、④入学定員・収容定員管理の適切性を保ち、⑤中途退学者の減少傾向の「見える化」を数値で示し、⑥安定した就業率・進路決定の実績を積み上げるとともに、諸地域の中核的な人材を安定的に輩出し、⑦率先して部局単位での外部評価にも臨み、⑧広く社会に自らの情報を公開する。

こうした努力目標に向けて日々精進し、その過程における改善に向けた諸作業、既存組織（委員会）の改廃・統合・刷新などの経験を積み上げつつ、2021（平成33）年度に本学にとっての第3回目の大学基準協会による認証評価を受審することになる。おそらく、複数の「指摘事項」を受けることにもなるであろうが、それらの課題をしっかりと受けとめ、更なる責任感をもって高等教育機関としての矜持を広く社会に示していかなければならないであろう。

現在、本学は、「愛情教育」、「駿河台大学憲章」を柱に、中期計画としての「グランドデザイン2021」とその年度具体計画としての「アクションプラン」を遂行し、改革改善を進め、本学における「教育の質」を更に向上させることにより、社会から負託された高等教育機関としての責務を果たすことが求められている。その実現に向けて本報告書が活用されることを願わざるを得ない。

駿河台大学 大学評価委員会名簿

○2017（平成 29）年度委員（2017 年 12 月現在）

委員長	吉田	恒雄	学長
委員	大貫	秀明	副学長（自己点検・評価担当）・メディアセンター長
委員	大森	一宏	副学長・グローバル教育センター長
委員	本池	巧	副学長・キャリアセンター長・地域連携センター長
委員	黒田	基樹	副学長
委員	大久保	博樹	学長補佐
委員	梅村	慶嗣	学長補佐
委員	古曳	牧人	学長補佐
委員	王子田	誠	法学部長
委員	小澤	伸光	経済経営学部長
委員	瀬戸	純一	メディア情報学部長
委員	吉野	貴順	現代文化学部長
委員	川邊	讓	心理学部長
委員	今村	庸一	総合政策研究科長
委員	町田	欣弥	総合政策研究科副研究科長
委員	熊田	俊郎	総合政策研究科副研究科長
委員	小俣	謙二	心理学研究科長
委員	石井	善一	大学事務局長
委員	高塚	美保子	総務部長
委員	斎藤	丈洋	学務部長
委員	早川	泰文	学生支援部長
事務局	手嶋	政洋	学務企画課長
	中川	順子	学務企画課副課長

第9回 自己点検・評価報告書
2017（平成29）年度

2018（平成30）年3月発行

編集	駿河台大学	大学評価委員会
発行	駿河台大学	TEL 042-972-1141
	〒357-8555	埼玉県飯能市阿須 698

 **駿河台大学**